

# 橋本市地域防災計画

## 第3編 資料編

橋本市防災会議

## 【第3編 資料編 目次】

第1部 各種資料	1
1 情報・通信関係	2
（1）橋本市災害通信連絡網	2
（2）関係機関の連絡先	3
2 避難関係	10
（1）指定避難場所	10
（2）防災活動拠点	12
（3）ヘリポート発着場	12
3 非常用品備蓄	20
（1）災害対策用備蓄品一覧表	20
（2）県の備蓄倉庫	26
4 風水害関係	30
（1）重要水防箇所	30
（2）水防資機材備蓄状況	34
5 土砂災害関係	40
（1）土石流危険渓流	40
（2）地すべり危険箇所	44
（3）急傾斜地崩壊危険箇所	45
（4）山地災害危険箇所	54
6 地震関係	70
（1）地震に関する情報の内容	70
（2）気象庁震度階級関連解説表	71
7 消防・医療関係	80
（1）消防本部組織	80
（2）消防車両保有状況	81
（3）特殊消防用資機材保有状況	81
（4）消防水利	82
（5）医療関係調達先	82
（6）救急告示医療機関	82
8 ごみ・し尿処理等関係	100
（1）し尿、ごみ処理施設	100
（2）し尿、ごみ処理収集車	100
（3）橋本市し尿・浄化槽汚泥収集運搬業務委託	100
（4）橋本市一般廃棄物収集運搬業務委託	100

9	道路・輸送関係	110
(1)	緊急輸送道路	110
(2)	車両等の調達先	110
(3)	都市計画道路	111
(4)	幹線道路	112
10	施設関係	120
(1)	公園緑地	120
(2)	学校教育施設	122
(3)	医療・福祉施設	124
(4)	文化・社会教育施設	127
(5)	文化財	129
11	その他	150
(1)	自主防災組織一覧	150
第2部 条例・要綱等		200
1	橋本市防災会議条例	201
2	橋本市災害対策本部条例	203
3	橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱	204
4	橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン全体計画	206
第3部 協定・覚書		300
1	災害時における相互応援協定（河内長野市・橋本市・五條市）	301
2	災害時における相互応援協定（野洲市・橋本市）	303
3	市町村広域災害ネットワーク協定	305
4	大規模災害相互物資援助協定書	310
5	災害時における橋本市と橋本市内郵便局との相互協力に関する協定	312
6	災害時における物品の供給協定に関する協定書（株式会社松源本店）	316
7	防災関係の協働事業に関する協定（紀北川上農業協同組合）	318
8	災害時における物資の供給に関する協定書（サカイキャニング株式会社）	321
9	災害時における物品の供給協定に関する協定書（Aコープ橋本）	323
10	災害時における応急生活物資の調達に関する協定書（橋本商工会議所）	324
11	災害時における応急生活物資の調達に関する協定書（高野口町商工会）	328
12	災害時における応急復旧応援に関する協定書（橋本市建設協会）	330
13	災害時における水道施設の応急復旧応援に関する協定書 （橋本市水道工事業協同組合）	332
14	災害時における応援復旧応援に関する協定書 （和歌山自動車整備振興会紀北支部）	335
15	災害時における応急復旧応援に関する協定書（高野口運送株式会社）	337
16	災害時における応急復旧応援に関する協定書（株式会社アクティオ）	339
17	災害時等の応援に関する申合せ（国土交通省近畿地方整備局）	341
18	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	343

19	災害時の医療救護活動に関する協定書	345
20	災害時における生活物資等の供給に関する協定書	348
21	災害時における放送要請等に関する協定書（FMはしもと株式会社）	350
22	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書 （和歌山県LPガス協会橋本伊都支部）	354
23	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協定に関する協定書 （公益社団法人和歌山県トラック協会）	358
24	災害時における物資供給に関する協定書 （NPO法人コメリ災害対策センター）	362
25	災害時における住家の被害認定に関する協定書 （公益社団法人日本建築家協会）	366
26	災害時における住家の被害認定に関する協定書 （一般社団法人和歌山県建築士会）	368
27	災害時における住家の被害認定に関する協定書 （一般社団法人和歌山県建築士事務所協会）	370
28	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書 （株式会社 紀州環境サービス）	372
29	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書（有限会社 紀北興業）	377
30	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書 （株式会社 イヌイエコシステム）	382
31	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書（株式会社 田中組）	387
32	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書（紀和産業協業組合）	392
33	災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに 関する協定書（社会福祉法人 紀之川寮）	397
34	災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに 関する協定書（社会福祉法人 光誠会）	399
35	災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに 関する協定書（社会福祉法人 ゆたか会）	401
36	災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに 関する協定書（伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合）	403
37	災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに 関する協定書（社会福祉法人 橋本福祉会）	405
38	災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに 関する協定書（社会福祉法人 筍憩会）	407
39	災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに 関する協定書（社会福祉法人 博寿会）	409
40	災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに 関する協定書（社会福祉法人 棕の樹福祉会）	411
41	災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに 関する協定書（社会福祉法人 六地学園）	413

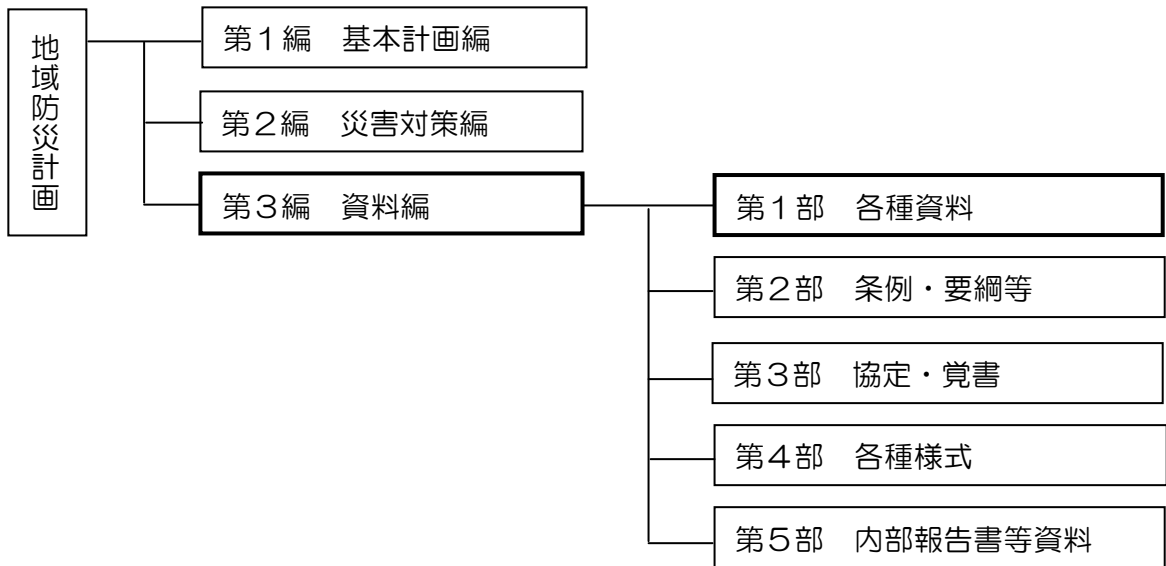
第4部 各種様式	500
1 災害救助法関係	501
(1) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」	501
(2) 救助期間早見表	505
(3) 救助日報	506
(4) 義援金品搬出者名簿(様式1号)	507
(5) 義援金品引継書(様式2号)	508
(6) 義援金品受領書(様式3号)	509
(7) 現金出納簿(様式4号)	510
(8) 義援金受払簿(様式5号)	511
2 応急食糧関係(申請書)	520
(1) 応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)引渡申請書(様式1号)	520
(2) 災害救助法用米穀緊急引渡申請書(様式2号)	521
3 災害の定義(被害即報基準)	530
4 災害即報事項例示	533
5 災害の被害認定基準	535
6 被害発生即報	550
(1) 様式1号「各種被害発生即報」	550
(2) 第1号様式(火災)	551
(3) 第2号様式(特定の事故)	552
(4) 第3号様式(救助・救急事故)	553
(5) 第4号様式(その1)[災害概況即報]	554
(6) 第4号様式(その2)[災害概況即報]	555
7 緊急車両指定	570
(1) 緊急通行車両確認申請書	570
(2) 緊急通行車両確認証明書	571
(3) 緊急通行車両確認標章	571
8 緊急警報放送の放送要請書	580
9 防疫関係	581
(1) 災害状況報告書(様式1号)	581
(2) 防疫活動実施状況報告書(様式2号)	582

10	自衛隊派遣要請要求書	583
11	自衛隊撤収要請書	584
12	和歌山県防災ヘリコプター緊急運行要請書	585
第5部 内部報告書等資料		600
1	災害対策配備体制招集連絡表	601
2	職員動員・活動報告書	602
3	参集途上報告書	603
4	応援要請・指示命令書	604
5	災害対策本部情報処理票	605
6	災害危険箇所調書	606
	(1) 災害危険箇所調書	606
	(2) 災害危険箇所調書記入要領	607
7	広報文例	608
8	避難所関係様式	620
	(1) 拠点避難所運営のチェックリスト(資料1)	620
	(2) 建物被災状況チェックシート(資料2)	621
	(3) 避難者名簿(資料3)	623
	(4) 拠点避難所生活のルール(資料4)	624
	(5) 事務引継書(資料5)	625
	(6) 拠点避難所運営記録簿(資料6)	626
	(7) 外泊届用紙(資料7)	627
	(8) 取材用受付用紙(資料8)	628
	(9) 郵便物等受付簿(資料9)	629
	(10) 拠点避難所状況報告書(資料10)	630
	(11) 食料・物資依頼伝票(資料11)	631
	(12) 食糧・物資受入簿(資料12)	632
	(13) 食料管理簿(資料13)	633
	(14) 物資管理簿(資料14)	634
	(15) ペットの飼育ルール(資料15)	635
	(16) ペット飼育管理簿(資料16)	636
	(17) 避難場所における要援護者名簿(資料17)	637
	(18) 災害時要援護者の留意事項(資料18)	638
	(19) ボランティアの活動ルール(資料19)	640
	(20) ボランティア活動記録簿(資料20)	641
9	り災証明関係	650
	(1) 被災者救助明細書(様式4号)	650
	(2) 被災者台帳	651
	(3) り災証明書	652
	(4) 仮り災証明書	654

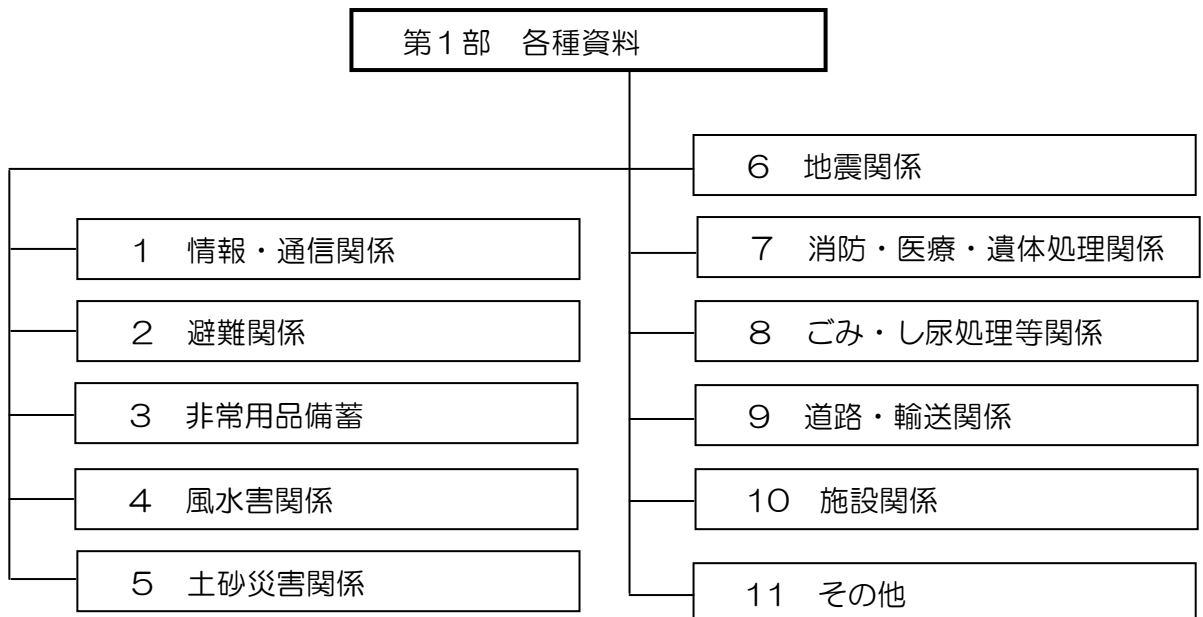
# 第3編 資料編

## 第1部 各種資料

### 【第3編 資料編の体系】



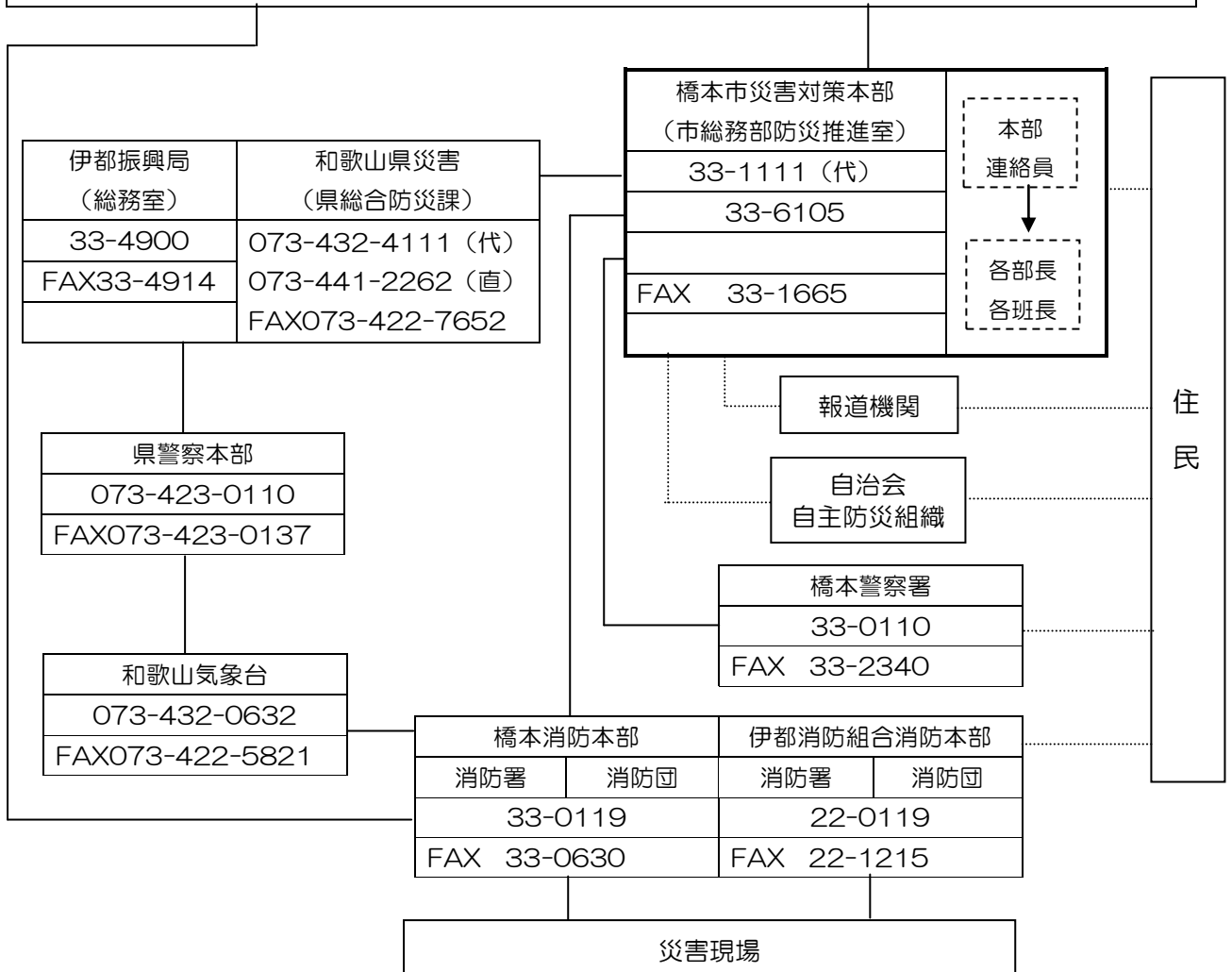
### 【第1部 各種資料の体系】



1 情報・通信関係

(1) 災害通信連絡網

関係機関	関西電力(株) 橋本営業所	関西電力(株) 和歌山支店	西日本電信電話 (株)和歌山支店	(一社)和歌山県 LPガス協会	(一社)和歌山県 LPガス協会 橋本部会防災事務所
TEL	0800-777-8074 ※一部IP電話使用不可	073- 422-8111	073- 421-9180	073- 475-4740	0736- 32-3710
関係機関	大阪ガスLPG(株) 和歌山支社橋本ガスセンター	西日本旅客鉄道(株)橋本駅	南海電気鉄道(株)橋本駅	西日本高速道路(株)関西支社	国土交通省和歌山河川国道事務所
TEL	37-2024	32-0038	32-2310	06- 6344-8888	073- 424-2471
関係機関	日本通運(株) 和歌山支店				
TEL	073- 431-3101				
ライフライン関係事業者					





## (2) 関係機関の連絡先

## 【指定地方行政機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
近畿管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 2-1-22	(06) 6944-1234 (内 5521) (06) 6945-4489
近畿財務局 (和歌山財務事務所)	総務課	641-0044	和歌山市今福1-3-35	(073) 422-6141 (073) 424-2966
近畿厚生局	総務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(06) 6942-2241 (06) 6946-1500
近畿農政局	企画調整室	602-8054	京都府京都市上京区西洞院 通り下長者町下ル丁子風呂呂町	(075) 414-9036 (075) 414-9060
大阪農政事務所 (和歌山事務所)	総務課	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎5	(073) 436-3831 (073) 436-0914
近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)		646-0011	和歌山県田辺市新庄町 2345-1	(050) 3160-6120 (0739) 25-5433
近畿経済産業局	総務企画部 総務課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	(06) 6966-6001 (06) 6966-6071
中部近畿産業保安監督部近畿支部	管理課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第2別館	(06) 6966-6061 (06) 6966-6095
近畿運輸局 (和歌山運輸支局)	総務・企画担当	640-8404	和歌山市湊1106番地の4	(073) 422-2130 (073) 435-1771
大阪航空局 (南紀白浜空港出張所)		649-2211	和歌山県西牟婁郡白浜町 2926	(0739) 42-3827 (0739) 43-0373
大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	防災業務課	640-8230	和歌山県和歌山市男野芝丁 4番地	(073) 422-5348 (073) 435-3132
近畿総合通信局	総務課	540-8795	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	(06) 6942-8505 (06) 6942-1849
和歌山労働局 (橋本労働基準監督署)		648-0072	和歌山県橋本市東家6-9-2	(0736) 32-1190 (0736) 32-2325
近畿地方整備局 (和歌山河川国道事務所)		640-8272	和歌山県和歌山市砂山南 3-1-15	(073) 424-2471 (073) 436-3658

第3編 資料編 第1部 各種資料

1 情報・通信関係

【指定公共機関】

名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社（橋本駅）	648-0065	和歌山県橋本市古佐田1-4-51	(0736) 32-0038 (0736) 32-0038
西日本電信電話株式会社 和歌山支店	640-8519	和歌山県和歌山市一番丁5	(073) 421-9180 (073) 425-0311
(株)エヌ・ティ・ティ・ ドコモ関西	530-0001	大阪府大阪市北区梅田1-10-1 梅田DTタワー	(06) 6457-8621 (06) 6457-4326
KDDI(株)			(03) 3347-0077
NTTコミュニケーションズ(株)	530-0003	大阪府大阪市北区堂島3-1-59 NTTテレパーク堂島第一ビル	(0120) 50-6506
日本銀行大阪支店	530-0005	大阪府大阪市北区中之島2-1-45	(06) 6202-1111 (06) 6233-2022
日本赤十字社 和歌山県支部	640-8137	和歌山県和歌山市吹上2-1-22	(073) 422-7141 (073) 422-7148
日本放送協会 和歌山放送局	640-8137	和歌山県和歌山市吹上2-3-47	(073) 424-8111 (073) 424-7013
西日本高速道路株式会社 関西支社	530-0003	大阪府茨木市岩倉町1-13	(06) 6344-8888 (06) 6344-8247
電源開発株式会社 西日本支店	530-0005	大阪府大阪市北区中之島6-2-27 中之島センタービル	(06) 6448-5921 (06) 6448-3309
日本通運株式会社 和歌山支店	641-0036	和歌山県和歌山市西浜796-1	(073) 431-3101 (073) 428-2669
関西電力株式会社 橋本営業所	648-0072	和歌山県橋本市東家6丁目7-22	(0800) 777-8074 ※一部IP電話使用不可

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
和歌山県土地改良 事業団体連合会		640-8249	和歌山県和歌山市雑賀屋町 1番地 和歌山県土地改良会館	(073) 432-2567 (073) 433-1490
紀の川土地改良区 連合		640-8241	和歌山県和歌山市雑賀屋町 東ノ丁26	(073) 423-3177 (073) 431-7188
小田井土地改良区		640-6531	和歌山県紀の川市粉河町粉河 4620	(0736) 73-2173
引の池土地改良区				
紀の川用水土地 改良区		649-6417	和歌山県紀の川市西大井 350-5	(0736) 77-2220
南海電気鉄道(株)	保安課	542-8503	大阪府大阪市中央区難波 5-1-60	(06) 6632-8402 (06) 6644-7163
南海りんかんバス (株)		648-0073	和歌山県橋本市市脇5-1-24	(0736) 32-0779 (0736) 32-5565
サザントランスポー トサービス(株) 橋本営業所		648-0086	和歌山県橋本市神野々 1243-10	(0736) 33-0202 (0736) 33-2387

第3編 資料編 第1部 各種資料

1 情報・通信関係

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
西日本旅客鉄道(株)	天王寺 CTC 指令	530-8341	大阪府大阪市阿倍野区松崎町 1-2-12 大阪支社ビル6F	(06) 6629-0690 (06) 6622-5903
橋本郵便局		648-8799	和歌山県橋本市市脇5-4-22	(0736) 33-1571 (0736) 34-2485
(株)和歌山放送		640-8577	和歌山県和歌山市湊本町3-3	(073) 428-1431 (073) 428-0960
(株)テレビ和歌山		640-8533	和歌山県和歌山市栄谷151	(073) 455-5711 (073) 455-5716
一般社団法人 伊都医師会		648-0072	和歌山県橋本市東家1丁目3-1	(0736) 33-1923 (0736) 33-1924

【県関係等】

担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
総務部 総合防災課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2262 (073) 422-7652
福祉保健部 医務課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2600 (073) 424-0425
福祉保健部 薬務課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2660 (073) 433-7118
農林水産部 農村計画課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2941 (073) 425-0287
農林水産部 森林整備課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2972 (073) 432-5850
県土整備部 道路保全課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-3110 (073) 441-3114
県土整備部 道路建設課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-3090 (073) 441-3091
県土整備部 砂防課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-3174 (073) 441-3173
県土整備部 河川課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-3074 (073) 433-2147
県土整備部 下水道課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-3200 (073) 436-2940
県土整備部 生活排水課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-3203 (073) 436-2940
和歌山県警察本部	640-8588	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 423-0110 (073) 423-0137
伊都振興局 総務室	648-0073	和歌山県橋本市市脇4-5-8	(0736) 33-4900 (0736) 33-4914
橋本保健所	649-7203	和歌山県橋本市高野口町名古屋927	(0736) 42-3210 (0736) 42-5468

第3編 資料編 第1部 各種資料

1 情報・通信関係

【市町】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
かつらぎ町	総務課	649-7192	和歌山県伊都郡かつらぎ町 大字丁ノ町 2160	(0736) 22-0300 (0736) 22-6432
九度山町	総務課	648-0198	和歌山県伊都郡九度山町 九度山 1190	(0736) 54-2019 (0736) 54-2022
高野町	総務課	648-0281	和歌山県伊都郡高野町 高野山 636	(0736) 56-3000 (0736) 56-4745
河内長野市	危機管理室	586-8501	大阪府河内長野市原町 1-1-1	(0721) 53-1111 (0721) 55-1818
五條市	危機管理課	637-8501	奈良県五條市本町 1-1-1	(0747) 22-4001 (0747) 25-0629
野洲市	生活安全課	520-2395	滋賀県野洲市小篠原 2100-1	(077) 587-1121 (077) 587-4033

【消防機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
橋本市消防本部	警防課	648-0072	和歌山県橋本市東家 6-2-1	(0736) 33-0119 (0736) 33-0630
伊都消防組合消防本部	警防課	649-7113	和歌山県伊都郡かつらぎ町 妙寺 126-12	(0736) 22-0119 (0736) 22-1215

【自衛隊】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
陸上自衛隊 中部方面總監部	中部方面總監部 防衛部	664-0012	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	(072) 782-0001 (内線) 2256 (当直内線) 2259
陸上自衛隊 第37普通科連隊		594-8502	大阪府和泉市伯太町官有地	(0725) 41-0090 (内線) 238 (当直内線) 302

【その他の県内関係機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
財団法人和歌山県 危険物安全協会	事務局	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通 1-1 和歌山県総務部危機 管理局消防保安課内	(073) 441-2280 (073) 422-7652
一般社団法人和歌 山県LPガス協会	事務局	640-8341	和歌山県和歌山市黒田 102-1	(073) 475-4740 (073) 475-4741
LPガス橋本都会 防災事務所	事務局	648-0015	和歌山県橋本市隅田町 河瀬 231-2	(0736) 32-3710
大阪ガスLPG (株)和歌山支社橋 本ガスセンター	事務局	648-0052	和歌山県橋本市紀見 159	(0736) 37-2024
社団法人和歌山県 建設業協会	事務局	640-8262	和歌山県和歌山市湊通丁北 1-1-8	(073) 436-5611 (073) 436-2567
社団法人 和歌山県医師会	事務局	640-8269	和歌山県和歌山市小松原通 1-1 和歌山県民文化会館内	(073) 424-5101 (073) 436-0530

第3編 資料編 第1部 各種資料

1 情報・通信関係

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
社団法人 伊都医師会	事務局	649-7203	和歌山県橋本市高野口町 名古屋 927-1	(0736) 42-5321 (0736) 42-0465
社団法人 和歌山県薬剤師会	事務局	640-8249	和歌山県和歌山市雑賀屋町 19	(073) 422-4748 (073) 428-1143
社団法人 和歌山県看護協会	事務局	641-0036	和歌山県和歌山市西浜 1014-27 看護研修セン ター内	(073) 446-0605 (073) 446-0899
社団法人 和歌山県病院協会	事務局	640-8319	和歌山県和歌山市手平 2-1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階	(073) 436-0437 (073) 424-5676
社団法人 和歌山県バス協会	事務局	640-8404	和歌山県和歌山市湊 1106	(073) 422-8090 (073) 433-4049
株式会社松源	本部	640-8137	和歌山県和歌山市吹上 2-4-50	(073) 436-2381 (073) 426-4807
株式会社オークワ	本社	641-8501	和歌山県和歌山市中島 185-3	(073) 425-2481 (073) 424-5308

【その他市主要機関】

名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
橋本市民病院	648-0005	和歌山県橋本市小峰台 2-8-1	(0736) 37-1200 (0736) 37-1880
橋本市社会福祉協議会	648-0096	和歌山県橋本市東家 1-3-1	(0736) 33-0294 (0736) 33-4377
橋本市教育委員会	648-0072	和歌山県橋本市東家 1-1-1	(0736) 33-1111 (0736) 33-2657
(財)橋本市文化スポーツ 振興公社	648-0041	和歌山県橋本市清水 543-1	(0736) 33-2317 (0736) 33-2855
橋本商工会議所	648-0073	和歌山県橋本市市脇 1-3-18	(0736) 32-0004 (0736) 33-3326
高野口町商工会	649-7205	和歌山県橋本市高野口町名倉 1028-1	(0736) 42-2943 (0736) 42-0608
橋本市ボランティア センター	648-0072	和歌山県橋本市 1-3-1	(0736) 33-0294 (0736) 33-4377
橋本環境管理センター	648-0043	和歌山県橋本市学文路 172	(0736) 32-0028 (0736) 32-0209
紀北川上農業協同組合	649-7203	和歌山県橋本市高野口名古屋 922-2	(0736) 42-3000 (0736) 44-2224
Aコープ橋本	648-0072	和歌山県橋本市東家 6-340	(0736) 34-0800 (0736) 34-0803
医療法人南労会 紀和病院	648-0085	和歌山県橋本市岸上 18-1	(0736) 33-5000 (0736) 34-2614
医療法人博寿会 山本病院	648-0072	和歌山県橋本市東家 6-7-26	(0736) 32-8899 (0736) 34-2738
医療法人玄同会 伊藤病院	649-7202	和歌山県橋本市高野口町伏原 1011	(0736) 43-1133 (0736) 43-1114

## 2 避難関係

## (1) 指定避難場所

## ア 広域避難地

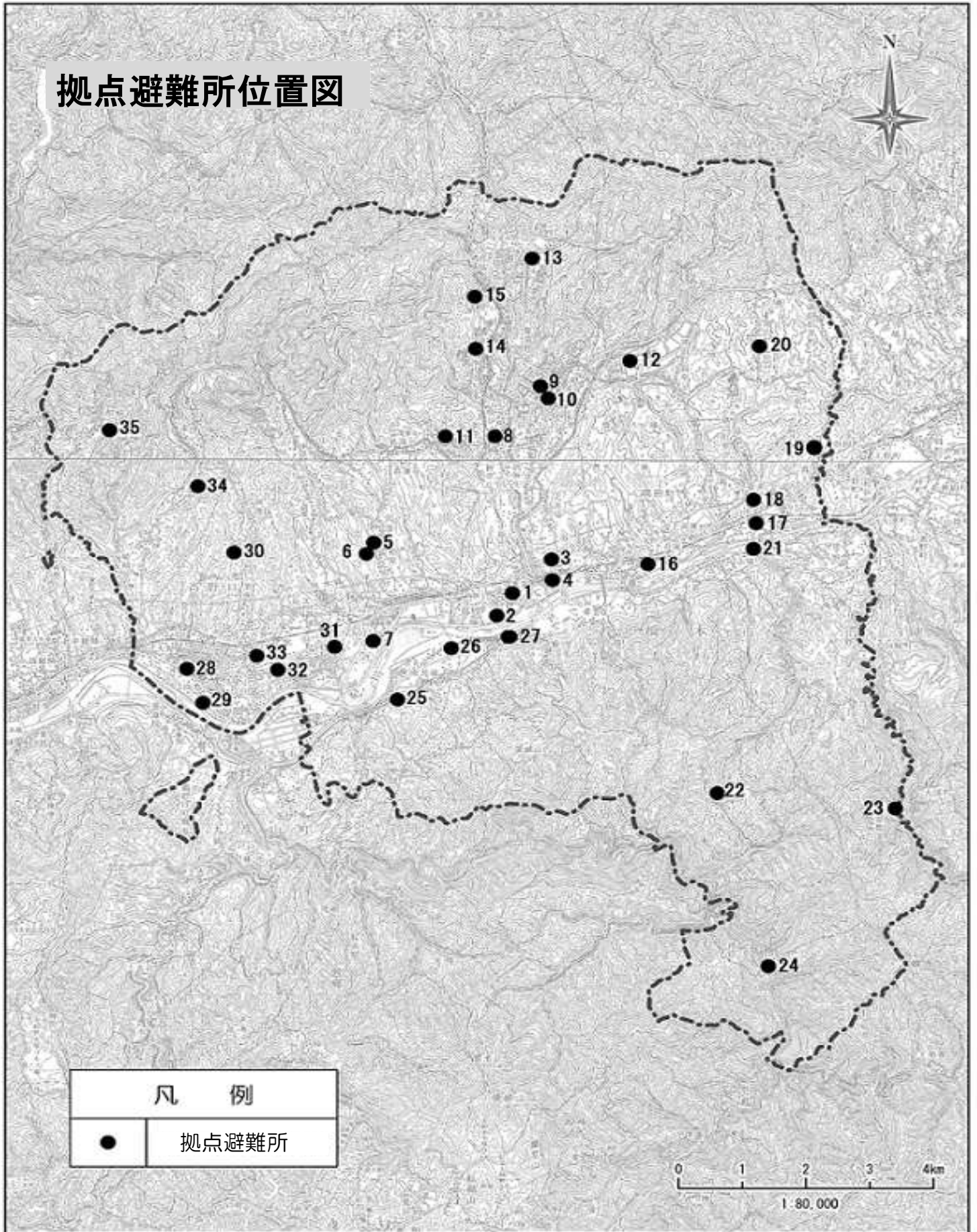
名称	所在地	用途	面積	主要施設
橋本運動公園	北馬場 454 番地	公園	20.9ha	体育館、プール等

## イ 拠点避難所

No	防災活動拠点名	学校など施設名	所在地	該当地域	屋内体育館	運動場
1	橋本地区 公民館	橋本高等学校	古佐田4-10-1	原田・妻・北馬場・古佐田	1,320	15,354
2		東家体育館	東家2-1-13	東家・小原田	1,011	10,630
3		橋本中学校	市脇5-3-8	市脇・城の内・野団地・ぶどう坂・東家	1,149	26,271
4		古佐田区民会館	古佐田1-209-3	橋本・古佐田	360	-
5	西部地区 公民館	西部小学校	柏原554-2	山田・吉原・出塔	595	9,218
6		西部中学校	柏原500	野・神野々(北)・柏原	1,031	11,591
7		紀北工業高等学校	神野々809	岸上・神野々(南)	1,208	16,967
8	紀見地区 公民館	紀見幼稚園	御幸辻284	橋谷	428	1,154
9		城山小学校	城山台2-10-2	城山台	1,037	9,618
10		紀見東中学校	城山台1-39-2	胡麻生・橋本ニュータウン・紀見・しらさぎ台	1,044	11,111
11		紀見小学校	柿の木坂25-1	御幸辻・みゆきつじ団地・菖蒲谷・柿の木坂・みゆき台・さつき台	993	9,555
12		境原小学校	小峰台1-25-1	小峰台・細川・境原・霧草・杉尾	820	8,084
13	紀見北地区 公民館	柱本小学校	紀見ヶ丘2-20-1	沓掛・紀見峠・柱本・紀見ヶ丘・光陽台・矢倉脇・慶賀野	1,080	10,956
14		三石小学校	三石台2-1-1	三石台(南)	1,012	13,494
15		紀見北中学校	三石台3-19-1	三石台(北)・橋谷(グリーンバレー)	1,136	11,328
16	隅田地区 公民館	旧兵庫幼稚園	隅田町下兵庫395	河瀬・下兵庫・下兵庫住宅	414	-
17		隅田中学校	隅田町芋生243-1	芋生・中下	1,286	7,452
18		隅田小学校	隅田町垂井20	上兵庫・中島・垂井・真土	1,049	9,395
19		あやの台小学校	あやの台2-17	あやの台	978	9,771
20		山内防災センター	隅田町山内255-2	山内・平野	300	-
21	恋野地区 公民館	恋野小学校	赤塚129-1	恋野・赤塚・中道・上田・須河・只野	764	3,630
22		ひこばえの里	彦谷752-15	彦谷	100	-
23		谷奥深集会所	谷奥深62	谷奥深	64	15
24		やどり温泉いやしの湯	北宿5	宿里(北宿・南宿)	170	350
25	学文路地区 公民館	学文路小学校	学文路900	雇用促進住宅・学文路	750	4,947
26		学文路中学校	清水363	清水・南馬場・西畑	1,272	8,286
27		清水小学校	清水2014	向副・横座・賢堂・清水	795	5,426
28	高野口地区 公民館	高野口小学校	高野口町名倉226	名倉東・名倉西・名倉南・名倉北・名倉中・大野東・大野西・大野北・向島東・向島西	1,034	8,676
29		きのかわ支援学校	高野口町向島101-3	向島東・向島西・(小田)向島	805	3,608
30		高野口中学校	高野口町名古曾1322-10	田原	1,122	19,436
31	伏原文化 センター	伏原体育館	高野口町伏原806-1	伏原1区2区・応其・ヘルビューマンション・平山城	1,018	-
32		応其小学校	高野口町名古曾19-1	伏原3区・小田・応其板橋・応其団地・南名古曾・北名古曾	952	9,183
33		伊都高等学校	高野口町名古曾558	南名古曾・北名古曾・東名古曾・名古曾・浦之段・高尾城・丹生平・住吉	1,732	13,000
34	橋本市勤 労者体育 センター	信太小学校	高野口町九重87-1	九重・上中・下中・西川	683	4,483
35		高野口山村体験交流促進センター	高野口町嵯峨谷116	竹尾・嵯峨谷	284	-

注：拠点避難所には、避難範囲の該当地域を明示しているが、地域によっては、別の拠点避難所の方が近い場合などがあるので、必ず指定された拠点避難所に行かなくてはならないということではない。

# 拠点避難所位置図



## (2) 防災活動拠点

平成24年3月末現在

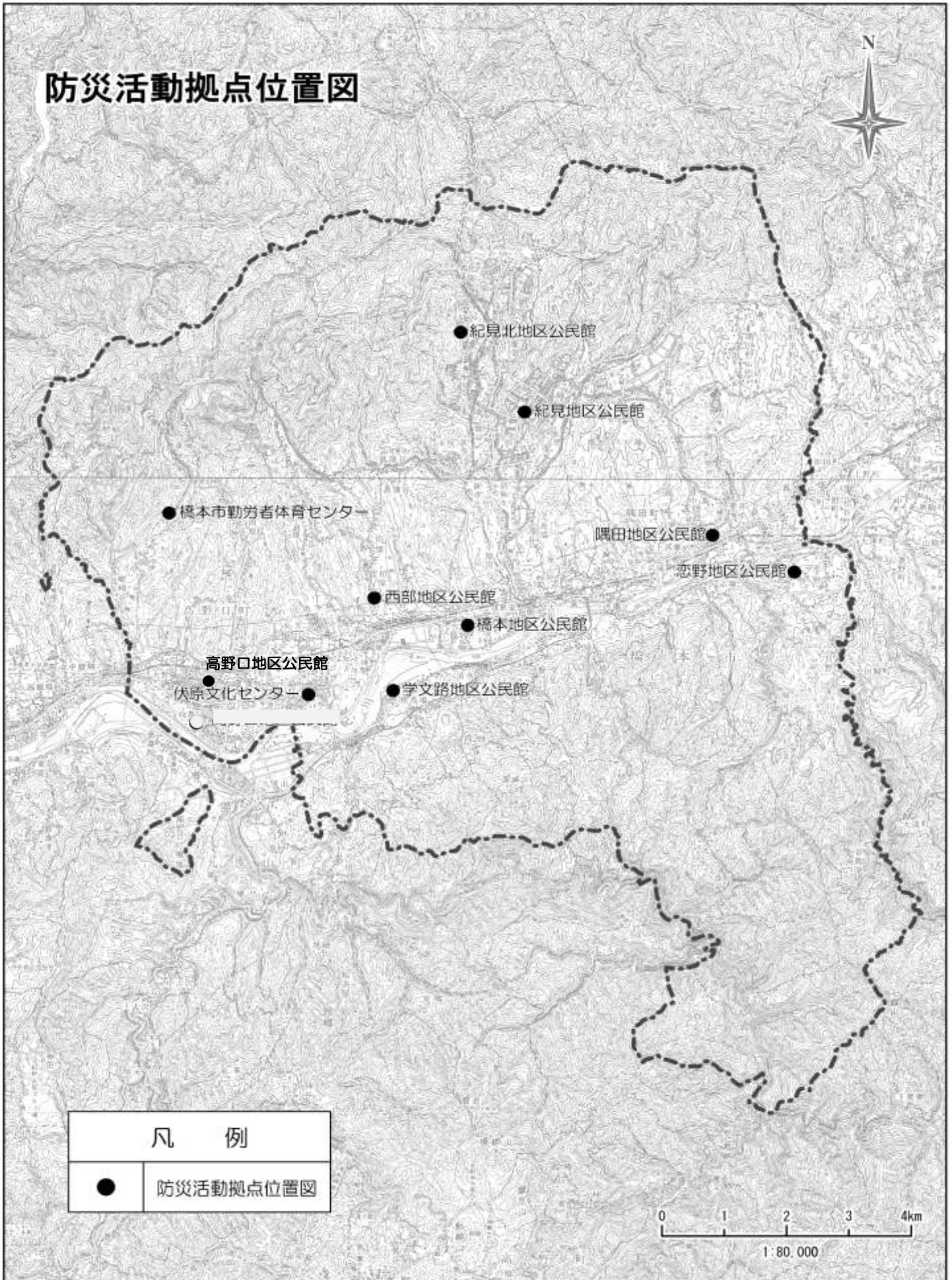
NO	名称	所在地	小学校区名	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	橋本地区公民館	市脇1-3-18	橋本	517.09
2	西部地区公民館	柏原355	西部	397.20
3	紀見地区公民館	城山台2-10-1	城山	515.55
4	紀見北地区公民館	三石台4-2-1	三石	665.22
5	隅田地区公民館	隅田町中島22	隅田	687.44
6	恋野地区公民館	恋野564-1	恋野	571.60
7	学文路地区公民館	南馬場1173-77	学文路	515.55
8	伏原文化センター	高野口町伏原1075-3	応其	505.00
9	高野口地区公民館	高野口町名倉813-2	高野口	1,264.15
10	橋本市勤労者体育センター	高野口町上中175-2	信太	1,005.00

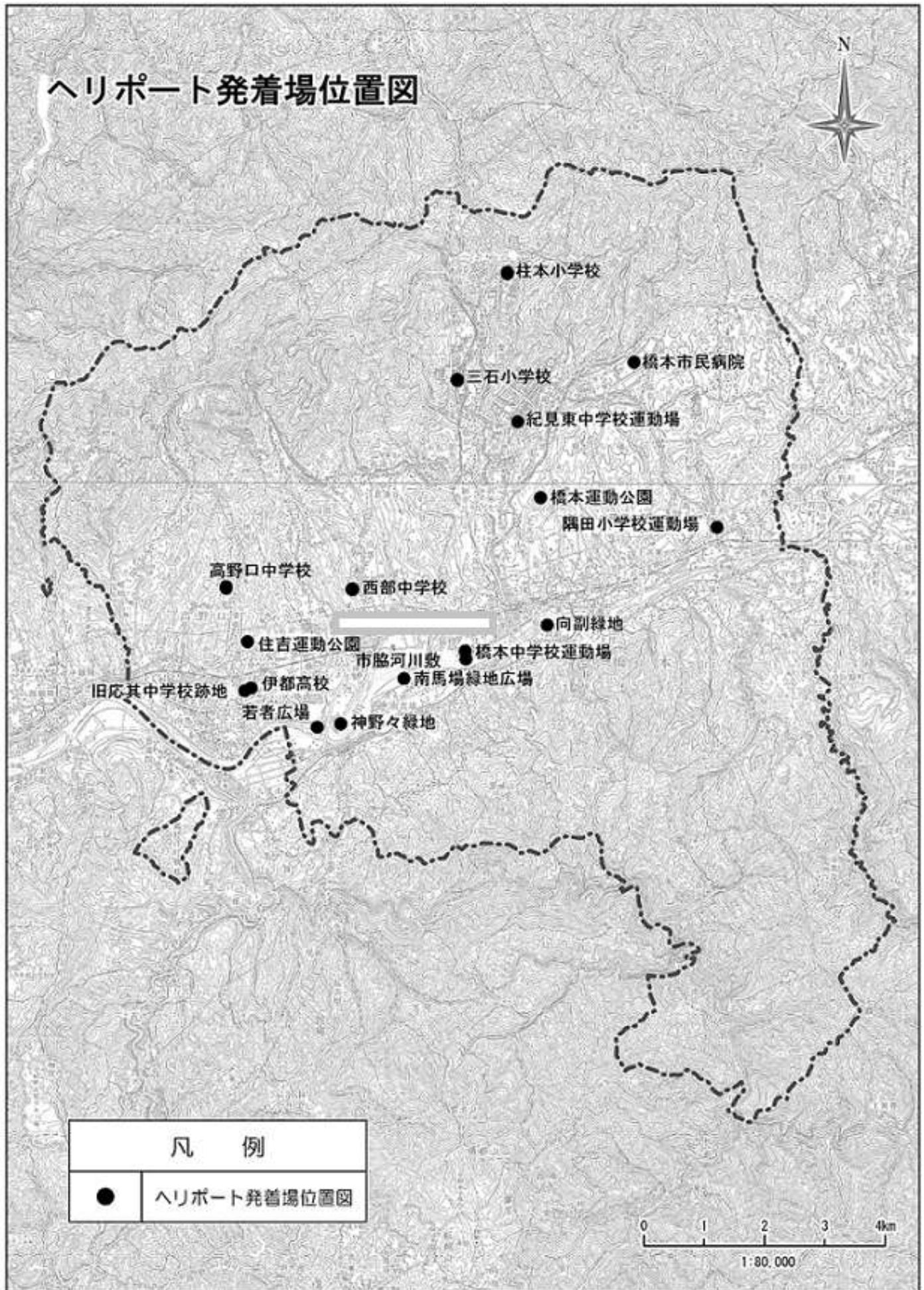
## (3) ヘリポート発着場

平成24年3月末現在

NO	名称	所在地	小学校区名
1	橋本中学校運動場	市脇5-3-8	橋本
2	市脇河川敷	市脇	橋本
3	西部中学校	柏原500	西部
4	神野々緑地	神野々	西部
5	柱本小学校	紀見ヶ丘2-20-1	柱本
6	橋本運動公園	北馬場454	橋本
7	紀見東中学校運動場	城山台1-39-2	城山
8	三石小学校	三石台2-1	三石
9	橋本市民病院	小峰台2-8-1	境原
10	隅田小学校運動場	隅田垂井20	隅田
11	南馬場緑地広場	南馬場	学文路
12	向副緑地	向副	清水
13	若者広場	高野口町伏原1367	応其
14	旧応其中学校跡地	高野口町名古曾815-1	応其
15	伊都高校	高野口町名古曾558	応其
16	住吉運動公園	高野口町名古曾1390	応其
17	高野口中学校	高野口町名古曾1322-10	応其







### 3 非常用品備蓄

#### (1) 災害対策用備蓄品一覧表

##### ア 備蓄資機材一覧表

#### 橋本中学校防災倉庫 (平成27年2月現在)

NO	品目	数量	単位
1	チェーンソー	6	台
2	給水用水器(20㍓ポリタンク)	10	個
3	給水用水器(500㍓ポリタンク)	8	個
4	給水用水器(6㍓ポリタンク)	1,550	袋
5	スコップ(角型)	35	丁
6	スコップ(丸型)	20	丁
7	ツルハシ	9	丁
8	ハンマー	12	丁
9	ジョレン	20	丁
10	カケヤ	5	丁
11	ブルーシート	12	枚
12	簡易寝袋	200	枚
13	バケツ	20	個
14	土のう袋	5,000	枚
15	噴霧器	4	台
16	エンジンカッター	1	式
17	ポータブルクーラー(タイガー)	5	個
18	丸抗	120	本
19	毛布	117	枚
20	毛布(東日本支援用)	372	枚
21	のこぎり	4	丁
22	バール	8	本
23	バルブ(125mm)	5	個
24	ダンボール箱(小)	310	枚
25	クレモナロープ200m	2	巻
26	トラロープ	1	箱
27	ナイロンロープ	3	巻
28	マットシート	30	枚
29	バンセン	600	本
30	組立式簡易トイレ(ボックストイレ)	40	式
31	尿尿処理用品(スケットイレS-100)	10	箱
32	マンホールトイレ	3	式
33	トイレ用テント	3	式
34	フォーク(レーキ)	1	本
35	フォーク	5	本
36	尿パット(男性用、30×8袋)	5	箱
37	尿パット(女性用、30×8袋)	10	箱
38	ガスコンロ	6	台

第3編 資料編 第1部 各種資料  
3 非常用品備蓄

倉庫（旧公用車車庫）（平成27年2月現在）

NO	品目	数量	単位
1	造水器（東レRC-0-H）	1	基
2	発電機（YSG3500）	5	台
3	発電機（YSG2000）	2	台
4	10ℓガソリン缶	1	個
5	20ℓガソリン缶	1	個
6	給水用容器（20ℓポリタンク）	6	個
7	ポータブルクーラー（タイガー）	5	個
8	土のう袋	80	袋
9	レインコート	72	着
10	防じんマスク	500	個
11	軍手	648	足
12	ガスコンロ	4	台
13	油圧ジャッキ	1	基
14	ジャッキ	0	基
15	拡声器	3	個
16	投光機	3	台
17	電源ドラム	2	台
18	金バケツ	23	個
19	ポリバケツ(大)	10	個
20	ポリバケツ(小)	14	個
21	懐中電灯(大)	19	個
22	懐中電灯(小)	14	個
23	トラロープ	1	巻
24	バンセン	0	本
25	寸胴鍋（39cm）	1	個

橋本市浦之段防災センター（平成27年2月現在）

NO	品目	数量	単位
1	スコップ(角型)	3	丁
2	スコップ(丸型)	9	丁
3	ハンマー	1	丁
4	ジョレン	5	丁
5	カケヤ	5	丁
6	ブルーシート	16	枚
7	土のう袋	4,400	枚
8	ツルハシ	3	丁
9	毛布	50	枚
10	バンセン	600	本
11	トラロープ	5	巻
12	ホーク	3	丁
13	ナイロンテープ	5	巻
14	バリケード	5	個
15	給食用配膳鍋(大)	104	個
16	給食用配膳鍋(小)	20	個
17	ゴムボート	1	艇
18	ライフジャケット	8	着
19	救助用スローロープ	1	組

第3編 資料編 第1部 各種資料

3 非常用品備蓄

橋本市向島防災センター (平成27年3月現在)

NO	品目	数量	単位
1	スコップ(角型)	4	丁
2	スコップ(丸型)	4	丁
3	ハンマー	1	丁
4	カケヤ	1	丁
5	ブルーシート	40	枚
6	土のう袋	800	枚
7	トビ	5	丁
8	毛布	335	枚
9	バンセン	200	本
10	トラロープ	3	巻
11	ゴムボート	1	艇
12	ライフジャケット	8	着
13	救助用スローロープ	1	組
14	保存水(ペットボトル0.5ℓ×24本、10年保存)	119	箱

高野口水防倉庫 (平成27年3月現在)

NO	品目	数量	単位
1	ゴムボート	1	艇
2	ライフジャケット	8	着
3	救助用スローロープ	1	組

学文路消防団納庫 (平成27年3月現在)

NO	品目	数量	単位
1	ゴムボート	1	艇
2	ライフジャケット	8	着
3	救助用スローロープ	1	組

橋本高等学校体育館備蓄倉庫 (平成27年3月現在)

NO	品目	数量	単位
1	毛布	355	枚
2	給水用水器(20ℓポリ缶)	111	個

紀北工業高等学校体育館備蓄倉庫 (平成27年3月現在)

NO	品目	数量	単位
1	毛布(体育館舞台袖)	136	枚

勤労者体育館備蓄倉庫 (平成27年3月現在)

NO	品目	数量	単位
1	毛布(体育館舞台袖)	170	枚

第3編 資料編 第1部 各種資料

3 非常用品備蓄

きのかわ支援学校体育館備蓄倉庫 (平成27年3月現在)

NO	品目	数量	単位
1	毛布(体育館舞台上部踊り場)	330	枚

あやの台小学校防災倉庫 (平成27年3月現在)

NO	品目	数量	単位
1	毛布	128	枚
2	給水用水器(20リットルポリ缶)	15	個

その他備蓄数 (平成27年3月現在)

NO	配備場所	毛布(枚)	給水用水器 (20 <sup>リットル</sup> ポリタンク)	備考
1	隅田地区公民館	15	0	
2	学文路地区公民館	10	0	
3	橋本地区公民館	10	0	
4	紀見地区公民館	15	0	
5	西部地区公民館	15	0	
6	恋野地区公民館	15	0	
7	高野口地区公民館	21	0	
8	東家体育館(旧橋本小学校体育館)	20	3	体育館西側倉庫
9	古佐田区民会館	10	2	古佐田区防災倉庫
10	西部小学校	20	3	防災倉庫
11	西部中学校	20	3	防災倉庫
12	紀北工業高等学校	0	3	防災倉庫
13	紀見幼稚園	10	2	防災倉庫
14	城山小学校	20	3	防災倉庫
15	紀見東中学校	20	3	防災倉庫
16	紀見小学校	20	3	防災倉庫
17	境原小学校	20	3	防災倉庫
18	柱本小学校	20	3	防災倉庫
19	三石小学校	20	3	防災倉庫
20	紀見北中学校	20	3	防災倉庫
21	旧兵庫幼稚園	10	2	旧幼稚園倉庫
22	隅田中学校	20	3	防災倉庫
23	隅田小学校	20	3	防災倉庫
24	山内防災センター	10	2	消防団納庫
25	恋野小学校	20	3	防災倉庫
26	ひこばえの里	10	2	防災倉庫
27	谷奥深集会所	10	2	消防団納庫
28	やどり温泉いやしの湯	0	2	防災倉庫
29	学文路小学校	20	3	防災倉庫
30	学文路中学校	20	3	防災倉庫
31	清水小学校	20	3	防災倉庫
32	高野口小学校	20	3	防災倉庫
33	きのかわ支援学校	0	3	防災倉庫
34	高野口中学校	10	3	防災倉庫
35	伏原体育館	20	3	防災倉庫
36	応其小学校	20	3	防災倉庫
37	伊都高等学校	20	3	防災倉庫
38	信太小学校	10	3	防災倉庫
39	高野口山村体験交流促進センター	10	2	防災倉庫

## イ 非常用食糧一覧表

(平成27年3月現在)

品目	数量	保管場所	備考
アルファーマイ(五目ご飯)	4,900食	橋本中学校防災倉庫	
アルファーマイ(ドライカレー)	3,900食	橋本中学校防災倉庫	
アルファーマイ(田舎ごはん)	1,000食	橋本中学校防災倉庫	ノンアレルギー
アルファーマイ(田舎ごはん)	1,000食	紀北工業高校	ノンアレルギー
アルファーマイ(わかめごはん)	1,000食	紀北工業高校	ノンアレルギー
アルファーマイ(山菜おこわ)	2,000食	あやの台小学校防災倉庫	
アルファーマイ(えびピラフ)	1,000食	あやの台小学校防災倉庫	
アルファーマイ(チキンライス)	1,000食	あやの台小学校防災倉庫	
アルファーマイ(わかめごはん)	1,000食	あやの台小学校防災倉庫	ノンアレルギー
アルファーマイ(白がゆ)	1,000食	あやの台小学校防災倉庫	ノンアレルギー
哺乳瓶(240ml)	70本	橋本中学校防災倉庫	
保存水2年(ペットボトル0.5ℓ)	10,152本	橋本中学校防災倉庫	
保存水3年(ペットボトル0.5ℓ)	7,704本	橋本中学校防災倉庫	
保存水3年(ペットボトル0.5ℓ)	2,400本	あやの台小学校防災倉庫	
保存水10年(ペットボトル0.5ℓ)	2,856本	向島防災倉庫	
保存水10年(ペットボトル1.5ℓ)	1,090本	各拠点避難場所防災倉庫等	

## ウ 防災資機材保管場所

防災資機材保管場所	所在地	備考
橋本中学校防災倉庫	市脇5-3-8	
倉庫(旧公用車庫)	東家1-1-1	
橋本高等学校	古佐田4-10-1	
紀北工業高等学校	神野々809	
きのかわ支援学校	高野口町向島101-3	
浦之段防災センター	高野口町名古屋955-1	
向島防災センター	高野口町向島37-11	
高野口水防倉庫	高野口町名倉813-2	
学文路消防団納庫	学文路359-5	
あやの台小学校防災倉庫	あやの台2-17	



(2) 県の備蓄倉庫

ア 缶詰等備蓄状況

(平成27年2月現在)

保管場所	保管者	数量
橋本市高野口町名古屋 927	伊都振興局健康福祉部 TEL 0736-42-3210	2,878 食

## 4 風水害関係

### (1) 重要水防箇所

#### ア 国土交通大臣直轄管理河川

直轄管理河川重要水防箇所が、次の42区間指定されている。

(国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所)

番号	左右岸の別	種別	重要度	地点先	距離杭(km)	延長(m)	対象とする流量(m <sup>3</sup> /s)	堤防高(m)	備考
1	右岸	堤防高	B	かつらぎ町中飯降～高野口町向島	42.0～43.4	1,825	7,900(42.8)	68.80	
2	右岸	工作物	A	高野口町大野	42.2+60.0	-	7,900(42.2)	67.44	浦島川樋門
3	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	高野口町大野	42.2	-	7,900(42.2)	67.44	破堤跡(S34.9)
4	右岸	工作物	A	高野口町大野	42.8-28.4	-	7,900(42.8)	68.80	垣花樋門
5	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	高野口町向島～小田	43.0～43.8	976	7,900(43.4)	70.19	旧川跡
6	右岸	堤防高	B	高野口町小田	44.2～44.4	334	7,200(44.4)	71.94	
7	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	九度山町九度山～学文路	44.4～46.2	1,975	7,200(45.4)	71.06	旧川跡
8	左岸	堤防高	A	九度山町九度山～学文路	44.4～46.1	1,712	7,200(45.2)	71.60	無堤区間
9	左岸	堤防断面	A	九度山町九度山～学文路	44.4～46.0	1,712	7,200(45.2)	71.60	無堤区間
10	右岸	水衝洗堀	B	高野口町小田	44.5～44.6	105	7,200(44.6)	72.17	
11	右岸	工作物	A	高野口町小田	44.6+38	-	7,200(44.6)	72.17	小田井井堰
12	右岸	水衝洗堀	B	高野口町小田	44.8～44.9	20	7,200(44.8)	73.61	H23台風12号
13	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	学文路	45.6	-	7,200(45.6)	72.61	破堤跡(S28.9)
14	右岸	堤防高	B	高野口町伏原～神野々	45.6～46.0	550	7,200(45.8)	75.14	
15	右岸	工作物	A	高野口町伏原	45.6-159.3	-	7,200(45.6)	74.89	伏原樋管
16	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	高野口町伏原	45.6	-	7,200(45.6)	74.89	破堤跡(S28.9)
17	左岸	水衝洗堀	B	学文路	45.7～45.9	150	7,200(45.8)	72.95	H23台風12号
18	左岸	堤防高	B	学文路	46.2	263	7,200(46.2)	76.10	
19	右岸	堤防高	B	神野々～岸上	46.4～47.0	629	7,200(46.8)	76.94	
20	左岸	陸閘	要注意	学文路	46.4-25.6	-	7,200(46.4)	75.75	学文路陸閘
21	左岸	堤防高	B	学文路～清水	46.8～48.0	1,297	7,200(47.4)	77.94	
22	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	学文路～清水	47.0～48.2	1,220	7,200(47.6)	78.34	旧川跡

第3編 資料編 第1部 各種資料

4 風水害関係

23	右岸	工作物	A	岸上	47.0+90	-	7,200(47.0)	77.52	岸上排水樋管
24	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岸上	47.2~47.6	674	7,200(47.4)	78.20	旧川跡
25	右岸	堤防高	B	岸上	47.6~48.0	762	7,200(47.8)	78.73	
26	左岸	漏水	B	南馬場~清水	47.3~48.9	1,319	7,200(47.8)	78.80	パイピング
27	左岸	法崩れすべり	B	南馬場~清水	47.3~48.9	1,319	7,200(47.8)	78.80	円弧すべり
28	右岸	堤防高	A	市脇	48.4	191	7,200(48.4)	-	
29	左岸	堤防高	B	清水	48.8	191	7,200(48.8)	80.23	
30	右岸	堤防高	A	市脇~東家	49.0~49.2	411	7,200(49.2)	80.45	
31	右岸	堤防断面	B	市脇~東家	49.0~49.2	411	7,200(49.2)	80.45	
32	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	市脇5丁目	49	-	7,200(49.0)	80.06	破堤跡(S28.9)
33	左岸	堤防高	B	清水~向副	49.2~50.2	1,268	7,200(49.8)	82.36	
34	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	清水	49.2	-	7,200(49.2)	81.37	破堤跡(S34.9)
35	右岸	堤防高	B	東家~橋本	49.4~50.0	728	7,200(49.8)	82.43	
36	右岸	堤防断面	B	東家	49.8	181	7,200(49.8)	82.43	
37	右岸	堤防断面	A	橋本	50.0	187	6,800(50.0)	82.49	
38	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	向副	50.2	-	6,800(50.2)	83.28	破堤跡(S34.9)
39	左岸	堤防高	B	向副	50.6~51.0	410	6,800(50.8)	84.40	
40	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	向副	50.8	-	6,800(50.8)	84.40	破堤跡(S34.9)
41	左岸	漏水	B	向副	51.0~51.1	120	6,800(51.0)	84.51	パイピング
42	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	上田~中道	52.0~52.2	376	6,800(52.2)	95.39	旧川跡

出典：「平成26年度和歌山県水防計画書」(和歌山県)

イ 知事管理河川

知事河川重要水防箇所が、次の21 区間指定されている。

(県土整備部河川課)

番号	水系名	河川名	左右岸	場所	延長 (m)	重要度	備考
1	紀の川	高橋川	左	県道橋(二見御幸辻停車場線橋)上流 80m~上流 380m まで	300	B	堤防高
2	紀の川	橋本川	左	松ヶ枝橋~JR鉄橋上流 200mまで	300	要注意	新堤防
3	紀の川	橋本川	左	御殿橋~松ヶ枝橋まで	300	A	堤防高
4	紀の川	橋本川	右	東谷川合流点より下流へ400mから東谷川合流点まで	400	A	堤防高
5	紀の川	橋本川	右	(R24号)御殿橋~松ヶ枝橋まで	300	A	堤防高
6	紀の川	橋本川	右	松ヶ枝橋~JR鉄橋まで	100	要注意	新堤防
7	紀の川	市脇川	左	観音寺~観音寺上流30mまで	30	B	堤防高
8	紀の川	山田川	左	R24号~R24より上流 400m まで	400	A	水衝・洗屈
9	紀の川	山田川	右	R24号~R24より上流 470m まで	470	A	堤防高
10	紀の川	山田川	右	R24号より上流 470mからR24より上流520m まで	50	要注意	新堤防
11	紀の川	山田川	左	東谷橋~岩谷橋より上流 100m まで	300	A	堤防高
12	紀の川	山田川	右	東谷橋~岩谷橋より上流 100m まで	300	A	堤防高
13	紀の川	去年川	右	去年川大橋~去年川大橋より下流80mまで	80	B	水衝
14	紀の川	吉原川	左	JR鉄橋~JR鉄橋より上流 100m まで	100	A	堤防高
15	紀の川	吉原川	右	JR鉄橋~JR鉄橋より上流 100m まで	100	A	堤防高
16	紀の川	田原川	右	田原橋より上流 150 m 地点~平和橋まで	350	A	堤防高、洗屈
17	紀の川	田原川	左	田原橋より上流 150 m 地点~平和橋まで	350	A	堤防高
18	紀の川	大谷川	左	学文路小学校東 80mの橋~県管理界まで	280	要注意	堤防高
19	紀の川	大谷川	右	学文路小学校東 80mの橋~県管理界まで	280	要注意	堤防高
20	紀の川	雨天樋川	左	悠久の杜 北西の橋~県管理界まで	210	要注意	堤防高
21	紀の川	雨天樋川	右	悠久の杜 北西の橋~県管理界まで	210	要注意	堤防高

出典：「平成26年度和歌山県水防計画書」(和歌山県)

ウ 市管理河川

市管理河川重要水防箇所が、次の2 区間指定されている。

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	備考
				場所	延長m		
1	紀の川	橋谷川	右岸	橋本市橋谷(旧山田医院横の川)	50	要注意	普通河川
2	紀の川	大谷川	左右岸	橋本市清水・南馬場(南海鉄橋から上流660m)	660	要注意	堤防高

出典：「平成26年度橋本市水防計画書」

第3編 資料編 第1部 各種資料

4 風水害関係

工 ため池

ため池の重要水防箇所が、次の35箇所指定されている。

各ため池の指定基準は、A(特に重要と思われる箇所)、B(次に重要と思われる箇所)、C(やや重要と思われる箇所)である。

ため池名	指定基準	所在地	堤長(m)	堤高(m)	受益面積(ha)	想定被害面積(ha)	民家戸数(戸)	公共施設等
長池	B	妻	33.0	3.7	0.7	10.0	84	南海電鉄・JR和歌山線・市道等
山谷池	B	原田	76.0	7.4	1.5	11.0	100	市道・市営住宅等
中池	B	原田	41.0	7.9	0.2	9.6	133	南海電鉄・JR和歌山線・国道・市道・保育園等
穂池	B	原田	52.0	8.3	3.0	9.9	133	南海電鉄・JR和歌山線・国道・市道・保育園等
新池	B	原田	25.0	5.7	0.3	9.8	133	南海電鉄・JR和歌山線・国道・市道・保育園等
赤坂池	B	菘蒲谷	128.0	6.4	2.0	20.0	76	県道・市道等
丸尾池	A	御幸辻	88.0	8.0	47.0	7.4	48	国道・市道・御幸クリニック等
八王子池	B	御幸辻	84.0	6.9	15.0	12.4	99	南海電鉄・集会所・御幸社区民会館・県道・市道等
昭和池	B	胡麻生	160.0	13.1	20.0	10.0	99	県道・市道
新田池	B	北馬場	34.0	2.0	0.3	1.5	2	市道等
里池	C	隅田町河瀬	150.0	9.6	15.0	15.2	52	国道・市道等
長池	B	隅田町河瀬	85.5	6.6	18.0	22.3	52	国道・市道等
岩倉池	B	隅田町垂井	87.5	14.4	100.0	87.4	316	隅田小学校・隅田地区公民館・中島駐在所等
松ヶ谷池	C	隅田町平野	72.0	11.9	12.1	3.7	2	市道等
細川池	A	恋野	41.3	3.2	0.6	4.8	4	市道等
尾崎池	A	恋野	36.8	3.6	1.0	1.2	2	山王東集会所
似賀尾池	C	恋野	92.0	10.9	28.0	9.1	6	県道・市道等
西嶽詰池	B	上田	56.3	11.4	16.0	8.2	6	県道・市道等
大池	B	学文路	68.6	12.2	10.0	8.1	83	国道・県道・市道・学文路駅・学文路駐在所等
牛河内池	B	南馬場	47.0	7.8	0.4	10.6	23	南海電鉄・南馬場集落センター・消防庫・市道等
宮谷池	B	南馬場	70.0	14.9	25.0	7.8	8	南海電鉄・市道等
風呂谷池	B	南馬場	69.5	13.2	25.0	7.4	23	南海電鉄・南馬場集落センター・消防庫・市道等
隠れ谷池	B	清水	44.3	8.9	1.0	8.2	130	国道・市道・橋本市役所河南別館・紀伊清水駅等
加賀根池	B	清水	42.6	16.4	1.0	20.0	155	国道・市道・紀伊清水駅・清水小学校・清水幼稚園等
西谷池	B	賢堂	64.1	18.9	7.0	20.0	155	国道・市道・紀伊清水駅・清水小学校・清水幼稚園等
計		25						
池ノ内上池	B	田原	43.5	7.0	15.0	2.1	19	県道・市道等
池ノ内下池	B	田原	49.7	4.0	15.0	2.1	19	県道・市道等
兵藻池	B	上中	38.0	3.0	1.5	3.5	12	県道・市道等
上中新池	B	上中	65.0	11.6	10.0	9.5	10	ため池・市道等
重三郎池	B	下中	48.0	5.8	10.0	7.7	10	市道等
谷池	B	下中	37.0	7.5	10.0	7.7	10	市道等
内原池	B	上中	40.0	9.4	14.0	4.6	1	市道等
留池	B	吉原	130.0	15.0	16.0	22.3	83	国道・県道・市道・JR和歌山線等
引ノ池下池	B	応其	150.0	7.5	48.0	21.0	230	市道・市営住宅等
引ノ池上池	B	応其	187.0	9.5	48.0	21.0	230	市道・市営住宅等
計		10						

出典：「平成26年度和歌山県水防計画書」(和歌山県)

## (2)水防資機材備蓄状況

(消防本部警防課)

保管場所	袋(枚)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ (丁)	照明器(台)	備考
消防本部	4,000	木杭 165 鉄杭 250	150 kg	8	40	10	土のう(砂入り) 500
学文路防災センター	2,000	木杭 50 鉄杭 150		2	5		土のう(砂入り) 500
吉原防災センター	2,000	木杭 50 鉄杭 150		2	5		土のう(砂入り) 500
山内防災センター	2,000	木杭 50 鉄杭 150		2	5		土のう(砂入り) 500
赤塚防災センター	2,000	木杭 50 鉄杭 150		2	5		土のう(砂入り) 500
小原田防災センター	2,000	木杭 50 鉄杭 150		2	5		土のう(砂入り) 500
大野水防倉庫	2,000				20		
伏原水防倉庫							陸閘用角材 76本
高野口水防倉庫	200			3	4		土のう(砂入り) 200
合計	16,200	木杭 415 鉄杭 1020	150 kg	21	89	10	陸閘用角材 76本 土のう(砂入り) 3200

## 5 土砂災害関係

## (1) 土石流危険溪流

市町村名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字名	流域面積	区域面積
橋本市	3-203-1-001	紀ノ川	吉原川	右支溪	吉原	0.02	8,314
橋本市	3-203-1-002	紀ノ川	吉原川	右支溪	吉原	0.02	8,002
橋本市	3-203-1-003	紀ノ川	山田川	右支溪	出塔	0.01	5,287
橋本市	3-203-1-004	紀ノ川	山田川	不動寺谷	山田	0.09	2,357
橋本市	3-203-1-005	紀ノ川	市脇川	右支溪	市脇1丁目	0.01	2,292
橋本市	3-203-1-006	紀ノ川	市脇川	左支溪	市脇1丁目	0.10	20,565
橋本市	3-203-1-007	紀ノ川	橋本川	右支溪	東家3丁目	0.01	4,819
橋本市	3-203-1-008	紀ノ川	橋本川	右支溪	三石台4丁目	0.04	5,354
橋本市	3-203-1-009	紀ノ川	橋本川	右支溪	三石台3丁目	0.01	3,247
橋本市	3-203-1-010	紀ノ川	橋本川	右支溪	矢倉脇	0.02	12,450
橋本市	3-203-1-011	紀ノ川	橋本川	右支溪	矢倉脇	0.02	4,770
橋本市	3-203-1-012	紀ノ川	橋本川	左支溪	矢倉脇	0.06	4,786
橋本市	3-203-1-013	紀ノ川	橋本川	左支溪	柱本	0.02	16,926
橋本市	3-203-1-014	紀ノ川	橋本川	峠谷川	柱本	0.18	7,010
橋本市	3-203-1-015	紀ノ川	橋本川	左支溪	柱本	0.01	6,217
橋本市	3-203-1-016	紀ノ川	橋本川	左支溪	慶賀野	0.01	4,896
橋本市	3-203-1-017	紀ノ川	橋本川	左支溪	慶賀野	0.01	4,123
橋本市	3-203-1-018	紀ノ川	橋本川	慶賀野川	慶賀野	0.01	26,385
橋本市	3-203-1-019	紀ノ川	橋本川	宮川	柱本	0.61	81,327
橋本市	3-203-1-020	紀ノ川	橋本川	左支溪	柱本	0.01	6,602
橋本市	3-203-1-021	紀ノ川	橋本川	杉ノ森谷	柱本	0.08	17,130
橋本市	3-203-1-022	紀ノ川	橋本川	左支溪	柱本	0.01	20,728
橋本市	3-203-1-023	紀ノ川	橋本川	野々垣内谷	柱本	0.08	11,181
橋本市	3-203-1-024	紀ノ川	東谷川	右支溪	紀見	0.03	8,774
橋本市	3-203-1-025	紀ノ川	東谷川	右支溪	細川	0.02	21,652
橋本市	3-203-1-026	紀ノ川	東谷川	田の谷	杉尾	0.59	37,958
橋本市	3-203-1-027	紀ノ川	東谷川	室谷川	杉尾	0.20	7,695
橋本市	3-203-1-028	紀ノ川	東谷川	左支溪	杉尾	0.02	1,980
橋本市	3-203-1-029	紀ノ川	東谷川	左支溪	胡麻生	0.03	5,365
橋本市	3-203-1-030	紀ノ川	橋本川	左支溪	古佐田4丁目	0.01	10,298
橋本市	3-203-1-031	紀ノ川	白猪谷川	左支溪	隅田町 下兵庫	0.05	15,437
橋本市	3-203-1-032	紀ノ川	高橋川	右支溪	隅田町 霜草	0.03	20,280
橋本市	3-203-1-033	紀ノ川	高橋川	右支溪	隅田町 霜草	0.04	8,352
橋本市	3-203-1-034	紀ノ川	隅田川	山内川	隅田町 山内	0.18	66,491
橋本市	3-203-1-035	紀ノ川	落合川	右支溪	隅田町 平野	0.01	4,762
橋本市	3-203-1-036	紀ノ川	東ノ川	戸西谷川	谷奥深	0.32	7,929
橋本市	3-203-1-037	紀ノ川	東ノ川	左支溪	谷奥深	0.20	2,798
橋本市	3-203-1-038	紀ノ川	東ノ川	下垣内谷	只野	0.06	6,347
橋本市	3-203-1-039	紀ノ川	去年川	左支溪	赤塚	0.01	11,689
橋本市	3-203-1-040	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	赤塚	0.06	17,838
橋本市	3-203-1-041	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	赤塚	0.02	17,850
橋本市	3-203-1-042	紀ノ川	紀ノ川	土居谷	中道	0.03	18,624
橋本市	3-203-1-043	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	上田	0.08	22,413
橋本市	3-203-1-044	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	上田	0.02	23,012
橋本市	3-203-1-045	紀ノ川	紀ノ川	西谷川	上田	0.11	20,250
橋本市	3-203-1-046	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	上田	0.26	23,719
橋本市	3-203-1-047	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	向副	0.02	14,524
橋本市	3-203-1-048	紀ノ川	淵之川	左支溪	賢堂	0.23	15,376
橋本市	3-203-1-049	紀ノ川	淵之川	左支溪	賢堂	0.03	5,264
橋本市	3-203-1-050	紀ノ川	淵之川	左支溪	賢堂	0.04	9,475
橋本市	3-203-1-051	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	清水	0.34	11,324
橋本市	3-203-1-052	紀ノ川	大谷川	左支溪	南馬場	0.96	6,389
橋本市	3-203-1-053	紀ノ川	大谷川	左支溪	南馬場	0.03	11,434
橋本市	3-203-1-054	紀ノ川	大谷川	左支溪	南馬場	0.01	9,073
橋本市	3-203-1-055	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	学文路	0.01	18,401
橋本市	3-203-1-056	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	学文路	0.06	17,346
橋本市	3-203-1-057	紀ノ川	塩谷川	塩谷川	学文路	2.00	655
橋本市	3-203-1-058	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	学文路	0.04	14,004
橋本市	3-203-1-059	紀ノ川	丹生川	井戸谷川	北宿	0.16	5,702

## 第3編 資料編 第1部 各種資料

## 5 土砂災害関係

市町村	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字名	流域面積	区域面積
橋本市	3-203-2-001	紀ノ川	吉原川	右支溪	吉原	0.01	1,308
橋本市	3-203-2-002	紀ノ川	吉原川	右支溪	吉原	0.04	9,582
橋本市	3-203-2-003	紀ノ川	吉原川	吉原川	吉原	0.11	18,562
橋本市	3-203-2-004	紀ノ川	吉原川	左支溪	神野仄	0.02	7,819
橋本市	3-203-2-005	紀ノ川	山田川	右支溪	山田	0.03	7,545
橋本市	3-203-2-006	紀ノ川	山田川	右支溪	吉原	0.06	16,317
橋本市	3-203-2-007	紀ノ川	山田川	左支溪	野	0.01	1,582
橋本市	3-203-2-008	紀ノ川	山田川	左支溪	野	0.06	4,625
橋本市	3-203-2-009	紀ノ川	山田川	左支溪	野	0.01	1,401
橋本市	3-203-2-010	紀ノ川	山田川	左支溪	野	0.01	977
橋本市	3-203-2-011	紀ノ川	市脇川	右支溪	野	0.11	2,609
橋本市	3-203-2-012	紀ノ川	市脇川	右支溪	市脇	0.01	1,006
橋本市	3-203-2-013	紀ノ川	市脇川	右支溪	市脇	0.01	979
橋本市	3-203-2-014	紀ノ川	菘浦谷川	左支溪	菘浦谷	0.04	8,288
橋本市	3-203-2-015	紀ノ川	橋本川	右支溪	三石台4丁目	0.01	535
橋本市	3-203-2-016	紀ノ川	橋本川	右支溪	三石台4丁目	0.01	3,612
橋本市	3-203-2-017	紀ノ川	橋本川	左支溪	矢倉脇	0.03	2,373
橋本市	3-203-2-018	紀ノ川	橋本川	左支溪	矢倉脇	0.01	5,142
橋本市	3-203-2-019	紀ノ川	芋谷川	右支溪	柱本	0.02	2,143
橋本市	3-203-2-020	紀ノ川	橋本川	左支溪	橋谷	0.01	2,890
橋本市	3-203-2-021	紀ノ川	東谷川	右支溪	紀見	0.01	6,806
橋本市	3-203-2-022	紀ノ川	細川川	右支溪	細川	0.01	5,532
橋本市	3-203-2-023	紀ノ川	東谷川	右支溪	城山台4丁目	0.03	3,215
橋本市	3-203-2-024	紀ノ川	細川川	右支溪	細川	0.01	3,667
橋本市	3-203-2-025	紀ノ川	細川川	右支溪	細川	0.46	4,138
橋本市	3-203-2-026	紀ノ川	細川川	細川川	細川	0.52	4,237
橋本市	3-203-2-027	紀ノ川	湯屋谷川	右支溪	境原	0.02	1,356
橋本市	3-203-2-028	紀ノ川	湯屋谷川	左支溪	境原	0.02	3,500
橋本市	3-203-2-029	紀ノ川	東谷川	右支溪	境原	0.02	2,983
橋本市	3-203-2-030	紀ノ川	東谷川	四本松谷	杉尾	0.08	766
橋本市	3-203-2-031	紀ノ川	東谷川	右支溪	杉尾	0.01	1,532
橋本市	3-203-2-032	紀ノ川	東谷川	井戸の奥谷	杉尾	0.06	1,459
橋本市	3-203-2-033	紀ノ川	東谷川	右支溪	杉尾	0.06	5,159
橋本市	3-203-2-034	紀ノ川	東谷川	上山の谷	杉尾	0.14	5,806
橋本市	3-203-2-035	紀ノ川	東谷川	左支溪	杉尾	0.04	5,768
橋本市	3-203-2-036	紀ノ川	東谷川	左支溪	杉尾	0.01	4,715
橋本市	3-203-2-037	紀ノ川	東谷川	左支溪	杉尾	0.02	2,566
橋本市	3-203-2-038	紀ノ川	東谷川	左支溪	杉尾	0.18	6,198
橋本市	3-203-2-039	紀ノ川	東谷川	左支溪	細川	0.02	10,388
橋本市	3-203-2-040	紀ノ川	東谷川	左支溪	細川	0.05	8,910
橋本市	3-203-2-041	紀ノ川	橋本川	左支溪	古佐田4丁目	0.01	2,545
橋本市	3-203-2-042	紀ノ川	高橋川	右支溪	隅田町 中島	0.02	11,580
橋本市	3-203-2-043	紀ノ川	高橋川	右支溪	隅田町 霜草	0.01	11,770
橋本市	3-203-2-044	紀ノ川	高橋川	右支溪	隅田町 霜草	0.06	14,179
橋本市	3-203-2-045	紀ノ川	高橋川	右支溪	隅田町 霜草	0.09	10,059
橋本市	3-203-2-046	紀ノ川	高橋川	右支溪	隅田町 霜草	0.02	6,115
橋本市	3-203-2-047	紀ノ川	高橋川	左支溪	隅田町 山内	0.03	3,434
橋本市	3-203-2-048	紀ノ川	高橋川	左支溪	隅田町 中島	0.05	6,560
橋本市	3-203-2-049	紀ノ川	隅田川	右支溪	隅田町 垂井	0.03	11,916
橋本市	3-203-2-050	紀ノ川	隅田川	右支溪	隅田町 垂井	0.02	2,257
橋本市	3-203-2-051	紀ノ川	隅田川	右支溪	隅田町 垂井	0.05	3,895
橋本市	3-203-2-052	紀ノ川	隅田川	右支溪	隅田町 山内	0.03	3,870
橋本市	3-203-2-053	紀ノ川	隅田川	右支溪	隅田町 山内	0.03	5,778
橋本市	3-203-2-054	紀ノ川	隅田川	右支溪	隅田町 山内	0.03	6,937
橋本市	3-203-2-055	紀ノ川	隅田川	左支溪	隅田町 垂井	0.01	4,587
橋本市	3-203-2-056	紀ノ川	隅田川	左支溪	隅田町 垂井	0.01	2,820
橋本市	3-203-2-057	紀ノ川	落合川	右支溪	隅田町 平野	0.02	12,974
橋本市	3-203-2-058	紀ノ川	落合川	右支溪	隅田町 平野	0.02	4,333
橋本市	3-203-2-059	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	恋野	0.09	15,070
橋本市	3-203-2-060	紀ノ川	去年川	右支溪	須河	0.02	3,660
橋本市	3-203-2-061	紀ノ川	去年川	左支溪	須河	0.01	7,713
橋本市	3-203-2-062	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	中道	0.04	23,930
橋本市	3-203-2-063	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	上田	1.55	9,477



## 5 土砂災害関係

市町村名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字名	流域面積	区域面積
橋本市	3-203-2-064	紀の川	紀ノ川	左支溪	向副	0.10	9,879
橋本市	3-203-2-065	紀ノ川	淵之川	左支溪	賢堂	0.26	6,333
橋本市	3-203-2-066	紀ノ川	淵之川	左支溪	賢堂	0.31	4,576
橋本市	3-203-2-067	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	清水	0.06	9,083
橋本市	3-203-2-068	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	清水	0.39	6,856
橋本市	3-203-2-069	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	清水	0.12	5,283
橋本市	3-203-2-070	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	清水	0.04	6,399
橋本市	3-203-2-071	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	南馬場	0.01	8,505
橋本市	3-203-2-072	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	学文路	0.14	7,575
橋本市	3-203-2-073	紀ノ川	塩谷川	左支溪	学文路	0.01	3,196
橋本市	3-203-2-074	紀ノ川	丹生川	右支溪	彦谷	0.02	1,045
橋本市	3-203-2-075	紀ノ川	丹生川	右支溪	彦谷	0.01	2,596
橋本市	3-203-2-076	紀ノ川	丹生川	右支溪	彦谷	0.01	2,108
橋本市	3-203-3-001	紀ノ川	吉原川	右支溪	吉原	0.01	1,128
橋本市	3-203-3-002	紀ノ川	吉原川	右支溪	吉原	0.01	1,024
橋本市	3-203-3-003	紀ノ川	市脇川	右支溪	山田	3.17	5,601
橋本市	3-203-3-004	紀ノ川	山田川	左支溪	出塔	0.02	1,806
橋本市	3-203-3-005	紀ノ川	山田川	左支溪	出塔	0.02	1,602
橋本市	3-203-3-006	紀ノ川	橋本川	右支溪	東家3丁目	0.01	2,831
橋本市	3-203-3-007	紀ノ川	橋本川	右支溪	三石台3丁目	0.02	1,547
橋本市	3-203-3-008	紀ノ川	橋本川	左支溪	矢倉脇	0.07	3,250
橋本市	3-203-3-009	紀ノ川	東谷川	右支溪	細川	0.01	2,138
橋本市	3-203-3-010	紀ノ川	東谷川	右支溪	境原	0.10	2,914
橋本市	3-203-3-011	紀ノ川	東谷川	左支溪	杉尾	0.01	489
橋本市	3-203-3-012	紀ノ川	東谷川	左支溪	杉尾	0.03	4,247
橋本市	3-203-3-013	紀ノ川	東谷川	左支溪	原田	0.02	686
橋本市	3-203-3-014	紀ノ川	高橋川	右支溪	隅田町 霜草	0.03	1,461
橋本市	3-203-3-015	紀ノ川	高橋川	左支溪	隅田町 山内	0.02	2,670
橋本市	3-203-3-016	紀ノ川	高橋川	左支溪	隅田町 中島	0.01	2,399
橋本市	3-203-3-017	紀ノ川	落合川	右支溪	隅田町 平野	0.02	1,020
橋本市	3-203-3-018	紀ノ川	落合川	右支溪	隅田町 平野	0.01	540
橋本市	3-203-3-019	紀ノ川	落合川	右支溪	隅田町 平野	0.01	860
橋本市	3-203-3-020	紀ノ川	落合川	左支溪	隅田町 平野	0.01	2,465
橋本市	3-203-3-021	紀ノ川	紀ノ川	左支溪	赤塚	0.01	7,623
橋本市	3-203-3-022	紀ノ川	丹生川	—	彦谷	0.02	1,050
橋本市	3-203-3-023	紀ノ川	丹生川	—	彦谷	0.02	1,243
橋本市	3-203-3-024	紀ノ川	丹生川	—	彦谷	0.05	3,421
橋本市	3-203-3-025	紀ノ川	丹生川	—	彦谷	0.04	2,846
橋本市	3-203-3-026	紀ノ川	丹生川	—	彦谷	0.01	1,109
橋本市	3-203-3-027	紀ノ川	丹生川	—	彦谷	0.06	4,494
橋本市	3-203-3-028	紀ノ川	丹生川	—	彦谷	0.04	4,606
橋本市	3-203-3-029	紀ノ川	丹生川	—	彦谷	0.18	2,577
橋本市	3-203-3-030	紀ノ川	丹生川	—	彦谷	0.01	1,375
高野口町	3-342-1-001	紀ノ川	中谷川	右支溪	高野口町竹尾	0.30	26,883
高野口町	3-342-1-002	紀ノ川	中谷川	中谷	高野口町竹尾	0.31	43,273
高野口町	3-342-1-003	紀ノ川	西川	西川	高野口町嵯峨谷	0.02	947
高野口町	3-342-1-004	紀ノ川	西川	西川	高野口町嵯峨谷	0.86	80,226
高野口町	3-342-1-005	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町大野	0.07	11,117
高野口町	3-342-1-006	紀ノ川	東谷川	左支溪	高野口町田原	0.01	15,535
高野口町	3-342-1-007	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町名倉	0.01	7,217
高野口町	3-342-1-008	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町名倉	0.01	8,927
高野口町	3-342-1-009	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町名倉	0.02	5,290
高野口町	3-342-1-010	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町名倉	0.01	3,275
高野口町	3-342-1-011	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町名倉	0.01	11,877
高野口町	3-342-1-012	紀ノ川	田原川	左支溪	高野口町田原	0.01	2,138
高野口町	3-342-1-013	紀ノ川	雨天樋川	左支溪	高野口町心其	0.10	48,276
高野口町	3-342-2-001	紀ノ川	嵯峨谷川	右支溪	高野口町嵯峨谷	0.01	19,584
高野口町	3-342-2-002	紀ノ川	嵯峨谷川	瀬間谷川	高野口町嵯峨谷	0.26	5,168
高野口町	3-342-2-003	紀ノ川	嵯峨谷川	右支溪	高野口町九重	0.02	3,547
高野口町	3-342-2-004	紀ノ川	嵯峨谷川	右支溪	高野口町九重	0.04	9,413
高野口町	3-342-2-005	紀ノ川	嵯峨谷川	嵯峨谷川	高野口町九重	1.45	37,826
高野口町	3-342-2-006	紀ノ川	嵯峨谷川	前田垣内谷	高野口町九重	0.02	3,074
高野口町	3-342-2-007	紀ノ川	嵯峨谷川	左支溪	高野口町九重	0.02	22,300

第3編 資料編 第1部 各種資料

5 土砂災害関係

市町村名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字名	流域面積	区域面積
高野口町	3-342-2-008	紀ノ川	東谷川	左支溪	高野口町田原	0.03	9,694
高野口町	3-342-2-009	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町名倉	0.01	3,845
高野口町	3-342-2-010	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町名倉	0.02	3,181
高野口町	3-342-2-011	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町田原	0.01	9,670
高野口町	3-342-2-012	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町田原	0.01	4,491
高野口町	3-342-2-013	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町田原	0.01	1,715
高野口町	3-342-2-014	紀ノ川	田原川	田原川	高野口町田原	0.79	12,665
高野口町	3-342-2-015	紀ノ川	田原川	東谷川	高野口町田原	0.10	12,888
高野口町	3-342-2-016	紀ノ川	田原川	左支溪	高野口町田原	0.01	3,800
高野口町	3-342-2-017	紀ノ川	田原川	左支溪	高野口町田原	0.14	10,582
高野口町	3-342-2-018	紀ノ川	田原川	左支溪	高野口町田原	0.01	2,750
高野口町	3-342-2-019	紀ノ川	田原川	左支溪	高野口町田原	0.02	2,466
高野口町	3-342-2-020	紀ノ川	田原川	左支溪	高野口町田原	0.01	1,021
高野口町	3-342-2-021	紀ノ川	吉原川	右支溪	高野口町心其	0.04	2,684
高野口町	3-342-3-001	紀ノ川	紀ノ川	右支溪	高野口町竹尾	0.25	14,659
高野口町	3-342-3-002	紀ノ川	中谷川	嵯峨谷川	高野口町嵯峨谷	0.04	5,035
高野口町	3-342-3-003	紀ノ川	田原川	東谷川	高野口町田原	0.01	6,979
高野口町	3-342-3-004	紀ノ川	田原川	東谷川	高野口町田原	0.04	10,120
高野口町	3-342-3-005	紀ノ川	田原川	東谷川	高野口町田原	0.01	4,092
高野口町	3-342-3-006	紀ノ川	田原川	東谷川	高野口町田原	0.03	5,133
高野口町	3-342-3-007	紀ノ川	田原川	右支溪	高野口町田原	0.01	1,033
高野口町	3-342-3-008	紀ノ川	田原川	左支溪	高野口町田原	0.02	2,555
高野口町	3-342-3-009	紀ノ川	田原川	左支溪	高野口町田原	0.02	2,916
高野口町	3-342-3-010	紀ノ川	田原川	左支溪	高野口町名古管	0.02	7,709
高野口町	3-342-3-011	紀ノ川	田原川	左支溪	高野口町名古管	0.02	7,838

## (2) 地すべり危険箇所

国土交通省所管

	市町村名	箇所番号	箇所名	大字
1	橋本市	99	吉原	吉原
2	橋本市	101	柱本1	柱本
3	橋本市	102	慶賀野1	慶賀野・柱本・紀見ヶ丘1丁目
4	橋本市	103	慶賀野2	慶賀野
5	橋本市	104	垂井1	隅田町垂井
6	橋本市	105	古佐田	古佐田・橋本
7	橋本市	106	柱本2	柱本
8	橋本市	111	山内1	隅田町山内
9	橋本市	112	山内2	隅田町山内
10	橋本市	113	霜草	隅田町霜草・小峰台2丁目
11	橋本市	114	中島1	隅田町霜草
12	橋本市	115	中島2	隅田町霜草
13	橋本市	116	紀見	紀見・城山台1丁目
14	橋本市	117	菖蒲谷	菖蒲谷
15	橋本市	118	垂井2	隅田町垂井
16	橋本市	119	上兵庫	隅田町上兵庫・隅田町下兵庫
17	橋本市	120	吉原梗断線	吉原
18	橋本市	121	北馬場	北馬場
19	橋本市	122	吉原2	吉原
20	橋本市	123	清水	清水
21	橋本市	132	田原2	高野口町田原
22	橋本市	133	竹尾	高野口町竹尾・嵯峨谷
23	橋本市	134	上中	高野口町上中・九重
24	橋本市	135	西川	高野口町嵯峨谷・下中
25	橋本市	193	杉尾	杉尾
26	橋本市	194	横座	横座・賢堂
27	橋本市	195	西畑	西畑
28	橋本市	231	九重	高野口町九重
29	橋本市	232	浦窪	高野口町嵯峨谷
30	橋本市	233	田原1	高野口町田原
31	橋本市	234	大野地藏尾	高野口町大野
32	橋本市	235	下中	高野口町下中

農林水産省所管

箇所番号	箇所名	位置	面積 (ha)	指定年月日
1	柱本	柱本	7.00	
2	横座	横座	11.00	
3	東家	東家	11.00	
4	南馬場	西畑	30.40	
45	九重	九重	19.50	H元.2.28
58	吉原田原	吉原・田原	28.36	H22.4.6

## (3) 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
2	I	杉の森20	柱本	40	88	155
3	I	橋ヶ谷	柱本	40	38	115
4	I	矢倉脇13	矢倉脇	46	50	159
5	I	矢倉脇14	矢倉脇	45	44	652
7	I	笹尾	慶賀野	39	26	381
8	I	橋谷11	橋谷	39	46	287
9	I	胡麻生13	胡麻生	40	6	250
26	I	東家	東家	47	7	90
27	I	妻	妻	49	16	122
29	I	清水25	清水	32	14	362
34	I	只野	只野	48	86	131
36	I	山内	隅田町山内	41	22	68
37	I	原田	原田	40	9	248
38	I	名古曽尾崎	高野口町名古曽	40	11	84
39	I	大野9	高野口町大野	38	64	380
40	I	大野8	高野口町大野	39	65	197
41	I	田原	高野口町田原	40	27	416
42	I	九重15	高野口町九重	43	94	276
49	I	名古曽3	高野口町名古曽	45	40	365
51	I	九重16	高野口町九重	30	50	113
52	I	名古曽	高野口町名古曽	43	5	104
53	I	浦の段	高野口町名古曽	34	9	177
54	I	名倉	高野口町名倉	40	7	63
2125	I	東家二丁目1	東家二丁目	38	11	136
2206	I	胡麻生	胡麻生	80	20	243
2208	I	城ノ越	高野口町名古曽	45	7	239
2209	I	田原23	高野口町田原	42	30	274
3001	I	柱本1	柱本	35	58	110
3002	I	矢倉脇1	矢倉脇	35	128	366
3003	I	矢倉脇2	矢倉脇	46	54	155
3004	I	紀見ヶ丘一丁目1	紀見ヶ丘一丁目	39	21	258
3005	I	矢倉脇3	矢倉脇	48	20	79
3006	I	光陽台一丁目1	光陽台一丁目	36	30	89
3007	I	三石台三丁目1	三石台三丁目	38	35	170
3008	I	紀見ヶ丘三丁目1	紀見ヶ丘三丁目	40	52	184
3009	I	隅田町山内1	隅田町山内	40	20	70
3010	I	紀見ヶ丘三丁目2	紀見ヶ丘三丁目	32	22	103
3011	I	慶賀野1	慶賀野	43	72	531
3012	I	三石台四丁目1	三石台四丁目	36	26	39
3013	I	城山台四丁目1	城山台四丁目	44	105	781
3014	I	境原1	境原	42	65	364
3015	I	隅田町山内2	隅田町山内	37	12	23
3016	I	三石台二丁目1	三石台二丁目	43	65	234
3017	I	慶賀野2	慶賀野	41	22	120
3018	I	城山台三丁目1	城山台三丁目	48	52	163
3019	I	城山台四丁目2	城山台四丁目	38	20	223
3020	I	細川1	細川	42	26	73
3021	I	小峰台一丁目1	小峰台一丁目	36	30	65
3022	I	小峰台一丁目2	小峰台一丁目	42	19	67
3023	I	慶賀野7	慶賀野	43	66	194
3024	I	細川2	細川	30	22	107
3025	I	紀見1	紀見	30	24	251
3026	I	菖蒲谷1	菖蒲谷	38	16	111
3027	I	御幸辻1	御幸辻	48	10	94
3028	I	胡麻生1	胡麻生	45	14	132
3029	I	御幸辻2	御幸辻	33	13	106
3030	I	胡麻生2	胡麻生	35	18	132
3031	I	隅田町真土1	隅田町真土	48	35	152
3032	I	隅田町真土2	隅田町真土	46	12	232
3033	I	隅田町真土3	隅田町真土	46	16	127
3034	I	隅田町真土4	隅田町真土	38	16	45
3035	I	小原田1	小原田	43	7	276
3036	I	隅田町下兵庫1	隅田町下兵庫	36	12	68
3037	I	隅田町下兵庫2	隅田町下兵庫	32	10	54
3038	I	隅田町上兵庫1	隅田町上兵庫	34	12	121
3039	I	神野々1	神野々	30	43	69
3040	I	神野々2	神野々	30	35	58
3041	I	神野々3	神野々	32	16	70
3042	I	東家1	東家	32	10	39
3043	I	東家三丁目1	東家三丁目	36	13	118
3044	I	古佐田四丁目1	古佐田四丁目	30	10	139
3045	I	古佐田四丁目2	古佐田四丁目	55	10	73
3046	I	上田1	上田	38	15	280
3047	I	上田2	上田	31	28	182
3048	I	賢堂1	賢堂	36	24	295
3049	I	清水1	清水	35	35	166
3050	I	清水2	清水	37	14	180
3051	I	南馬場1	南馬場	33	14	142
3052	I	南馬場2	南馬場	35	16	159

第3編 資料編 第1部 各種資料

5 土砂災害関係

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
3053	I	学文路1	学文路	41	9	202
3054	I	学文路2	学文路	30	10	109
3055	I	学文路3	学文路	35	18	107
3056	I	学文路4	学文路	32	53	218
3057	I	西畑1	西畑	40	16	149
3058	I	彦谷1	彦谷	34	15	324
3059	I	北宿1	北宿	47	107	172
3060	I	柱本2	柱本	48	20	163
3061	I	三石台一丁目1	三石台一丁目	42	11	196
3062	I	三石台一丁目2	三石台一丁目	30	10	34
3063	I	柿の木坂1	柿の木坂	34	12	161
3064	I	柿の木坂2	柿の木坂	32	20	261
3065	I	御幸辻3	御幸辻	45	13	152
3066	I	柏原1	柏原	48	7	231
3067	I	隅田町河瀬1	隅田町河瀬	45	7	420
3068	I	野1	野	32	15	253
3069	I	野2	野	32	9	179
3070	I	野3	野	40	17	318
3071	I	岸上1	岸上	47	18	111
3072	I	上田3	上田	33	11	92
3105	I	嵯峨谷1	高野口町嵯峨谷	30	24	128
3106	I	大野10	高野口町大野	45	14	63
3107	I	名倉7	高野口町名倉	30	22	208
3108	I	応其1	高野口町応其	60	23	132
3109	I	応其2	高野口町応其	32	11	146
3110	I	名倉1	高野口町名倉	35	18	41
3111	I	名倉2	高野口町名倉	40	9	116
3112	I	名古曾1	高野口町名古曾	35	8	64
3113	I	応其3	高野口町応其	34	15	96
1	II	柱本3	柱本	47	8	86
2	II	柱本4	柱本	41	16	58
3	II	柱本5	柱本	63	20	38
4	II	柱本6	柱本	49	16	49
5	II	柱本7	柱本	41	34	116
6	II	柱本8	柱本	35	44	69
7	II	柱本20	柱本	40	46	72
8	II	柱本9	柱本	40	22	29
9	II	柱本10	柱本	35	10	36
10	II	柱本21	柱本	38	13	51
11	II	柱本11	柱本	48	18	27
12	II	杉尾1	杉尾	45	36	49
13	II	杉尾2	杉尾	40	35	44
14	II	杉尾3	杉尾	30	11	27
15	II	杉尾4	杉尾	41	26	37
16	II	杉尾5	杉尾	36	124	57
17	II	杉尾6	杉尾	30	100	47
18	II	杉尾7	杉尾	47	16	24
19	II	杉尾8	杉尾	40	95	122
20	II	杉尾9	杉尾	37	84	45
21	II	杉尾10	杉尾	38	100	214
22	II	杉尾11	杉尾	39	90	80
23	II	杉尾12	杉尾	32	40	30
24	II	矢倉脇5	矢倉脇	45	54	96
25	II	矢倉脇15	矢倉脇	45	6	11
26	II	矢倉脇6	矢倉脇	37	8	23
27	II	紀見ヶ丘二丁目1	紀見ヶ丘二丁目	39	41	127
28	II	柱本13	柱本	41	35	56
29	II	柱本14	柱本	36	24	80
30	II	境原21	境原	42	112	104
31	II	杉尾14	杉尾	41	16	23
32	II	紀見ヶ丘二丁目2	紀見ヶ丘二丁目	34	48	109
33	II	境原3	境原	36	45	59
34	II	杉尾15	杉尾	39	8	34
35	II	矢倉脇7	矢倉脇	35	10	22
36	II	矢倉脇8	矢倉脇	40	10	40
37	II	三石台三丁目2	三石台三丁目	40	27	75
38	II	矢倉脇9	矢倉脇	40	14	41
39	II	矢倉脇10	矢倉脇	40	10	31
40	II	矢倉脇11	矢倉脇	30	5	49
41	II	紀見ヶ丘三丁目3	紀見ヶ丘三丁目	41	15	48
42	II	紀見ヶ丘三丁目4	紀見ヶ丘三丁目	40	22	39
43	II	境原22	境原	47	30	24
44	II	境原4	境原	40	26	16
45	II	境原5	境原	39	16	30
46	II	境原6	境原	40	66	100
47	II	隅田町山内3	隅田町山内	40	22	27
48	II	隅田町山内4	隅田町山内	34	34	61
49	II	隅田町山内5	隅田町山内	44	13	41
50	II	隅田町山内6	隅田町山内	39	32	162

第3編 資料編 第1部 各種資料

5 土砂災害関係

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
51	Ⅱ	隅田町平野1	隅田町平野	30	14	
52	Ⅱ	境原7	境原	47	6	18
53	Ⅱ	境原8	境原	46	68	61
54	Ⅱ	隅田町山内7	隅田町山内	34	13	36
55	Ⅱ	隅田町山内8	隅田町山内	42	15	33
56	Ⅱ	隅田町平野2	隅田町平野	40	36	74
57	Ⅱ	隅田町平野3	隅田町平野	36	10	25
58	Ⅱ	細川3	細川	48	52	155
59	Ⅱ	細川4	細川	39	92	41
60	Ⅱ	境原9	境原	42	30	29
61	Ⅱ	境原10	境原	35	42	48
62	Ⅱ	境原11	境原	37	94	62
63	Ⅱ	境原12	境原	42	10	22
64	Ⅱ	境原13	境原	45	40	47
65	Ⅱ	境原14	境原	30	18	78
66	Ⅱ	境原15	境原	34	88	33
67	Ⅱ	小峰台二丁目6	小峰台二丁目	33	10	27
68	Ⅱ	隅田町山内9	隅田町山内	35	12	65
69	Ⅱ	隅田町山内10	隅田町山内	31	10	26
70	Ⅱ	橋谷12	橋谷	43	25	19
71	Ⅱ	慶賀野3	慶賀野	36	48	110
72	Ⅱ	境原16	境原	39	52	51
73	Ⅱ	境原17	境原	35	60	113
74	Ⅱ	小峰台二丁目1	小峰台二丁目	35	12	96
75	Ⅱ	細川5	細川	40	26	77
76	Ⅱ	細川6	細川	47	26	39
77	Ⅱ	隅田町霜草1	隅田町霜草	40	20	83
78	Ⅱ	隅田町山内29	隅田町山内	38	12	29
79	Ⅱ	隅田町山内11	隅田町山内	35	12	44
80	Ⅱ	隅田町山内12	隅田町山内	45	10	20
81	Ⅱ	隅田町平野4	隅田町平野	35	12	47
82	Ⅱ	橋谷3	橋谷	42	10	36
83	Ⅱ	橋谷4	橋谷	47	19	20
84	Ⅱ	橋谷5	橋谷	37	10	31
85	Ⅱ	城山台三丁目2	城山台三丁目	39	14	50
86	Ⅱ	城山台四丁目3	城山台四丁目	35	26	27
87	Ⅱ	細川8	細川	35	12	49
88	Ⅱ	細川9	細川	48	10	39
89	Ⅱ	細川10	細川	32	12	35
90	Ⅱ	境原18	境原	41	15	88
91	Ⅱ	隅田町霜草2	隅田町霜草	31	26	58
92	Ⅱ	隅田町山内13	隅田町山内	39	12	85
93	Ⅱ	三石台二丁目4	三石台二丁目	40	18	30
94	Ⅱ	細川11	細川	40	20	99
95	Ⅱ	細川12	細川	42	6	90
96	Ⅱ	隅田町霜草3	隅田町霜草	30	20	69
97	Ⅱ	隅田町山内14	隅田町山内	41	32	36
98	Ⅱ	城山台二丁目2	城山台二丁目	40	46	25
99	Ⅱ	隅田町霜草4	隅田町霜草	32	18	44
100	Ⅱ	隅田町霜草5	隅田町霜草	39	24	53
101	Ⅱ	隅田町霜草6	隅田町霜草	34	14	19
102	Ⅱ	隅田町霜草7	隅田町霜草	46	20	46
103	Ⅱ	隅田町霜草8	隅田町霜草	42	26	42
104	Ⅱ	隅田町山内15	隅田町山内	34	20	33
105	Ⅱ	隅田町山内16	隅田町山内	40	14	54
106	Ⅱ	隅田町山内17	隅田町山内	35	8	18
107	Ⅱ	隅田町山内18	隅田町山内	36	24	73
108	Ⅱ	隅田町山内19	隅田町山内	40	12	27
109	Ⅱ	隅田町山内20	隅田町山内	33	20	43
110	Ⅱ	隅田町山内21	隅田町山内	35	16	20
111	Ⅱ	隅田町平野5	隅田町平野	39	35	52
112	Ⅱ	山田1	山田	40	104	87
113	Ⅱ	橋谷6	橋谷	46	16	27
114	Ⅱ	橋谷7	橋谷	38	12	17
115	Ⅱ	橋谷8	橋谷	42	16	51
116	Ⅱ	紀見2	紀見	32	18	47
117	Ⅱ	紀見3	紀見	34	28	90
118	Ⅱ	隅田町霜草9	隅田町霜草	30	20	35
119	Ⅱ	隅田町山内22	隅田町山内	36	26	49
120	Ⅱ	山田2	山田	40	26	48
121	Ⅱ	山田3	山田	34	20	30
122	Ⅱ	山田4	山田	45	58	55
123	Ⅱ	菖蒲谷2	菖蒲谷	33	32	46
124	Ⅱ	御幸辻4	御幸辻	34	22	41
125	Ⅱ	御幸辻5	御幸辻	34	23	49
126	Ⅱ	胡麻生4	胡麻生	38	9	39
127	Ⅱ	胡麻生5	胡麻生	45	13	25
128	Ⅱ	胡麻生6	胡麻生	36	12	14
129	Ⅱ	紀見4	紀見	48	10	26
130	Ⅱ	紀見5	紀見	32	16	34

## 5 土砂災害関係

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
131	Ⅱ	紀見6	紀見	34	22	
132	Ⅱ	隅田町霜草10	隅田町霜草	35	22	48
133	Ⅱ	隅田町霜草11	隅田町霜草	40	34	53
134	Ⅱ	山田5	山田	33	25	59
135	Ⅱ	吉原1	吉原	32	27	38
136	Ⅱ	山田6	山田	32	58	48
137	Ⅱ	菖蒲谷3	菖蒲谷	30	22	41
138	Ⅱ	菖蒲谷4	菖蒲谷	46	17	90
139	Ⅱ	菖蒲谷5	菖蒲谷	41	15	36
140	Ⅱ	菖蒲谷6	菖蒲谷	32	23	69
141	Ⅱ	菖蒲谷7	菖蒲谷	41	10	85
142	Ⅱ	御幸辻6	御幸辻	39	12	21
143	Ⅱ	胡麻生7	胡麻生	45	14	22
144	Ⅱ	隅田長垂井1	隅田長垂井	30	16	43
145	Ⅱ	吉原2	吉原	40	39	62
146	Ⅱ	吉原3	吉原	34	29	29
147	Ⅱ	山田7	山田	38	13	34
148	Ⅱ	紀見7	紀見	47	12	36
149	Ⅱ	紀見8	紀見	43	10	87
150	Ⅱ	隅田長垂井2	隅田長垂井	47	7	30
151	Ⅱ	隅田長垂井3	隅田長垂井	31	16	88
152	Ⅱ	隅田長垂井4	隅田長垂井	48	18	93
153	Ⅱ	隅田長垂井5	隅田長垂井	38	22	110
154	Ⅱ	隅田長垂井6	隅田長垂井	30	36	125
155	Ⅱ	隅田町中島1	隅田町中島	35	48	112
156	Ⅱ	御幸辻7	御幸辻	46	13	31
157	Ⅱ	御幸辻8	御幸辻	46	13	44
158	Ⅱ	胡麻生8	胡麻生	43	15	35
159	Ⅱ	小原田2	小原田	33	8	81
160	Ⅱ	小原田3	小原田	34	24	65
161	Ⅱ	胡麻生9	胡麻生	46	17	32
162	Ⅱ	隅田長垂井7	隅田長垂井	35	6	31
163	Ⅱ	隅田町真土5	隅田町真土	38	20	112
164	Ⅱ	隅田町真土6	隅田町真土	38	8	35
165	Ⅱ	隅田町中島2	隅田町中島	30	6	34
166	Ⅱ	隅田町中島3	隅田町中島	43	6	34
167	Ⅱ	隅田町下兵庫3	隅田町下兵庫	42	23	39
168	Ⅱ	胡麻生10	胡麻生	43	21	91
169	Ⅱ	市脇1	市脇	34	24	96
170	Ⅱ	小原田4	小原田	30	10	75
171	Ⅱ	胡麻生11	胡麻生	33	18	47
172	Ⅱ	北馬場1	北馬場	30	8	32
173	Ⅱ	市脇2	市脇	35	26	81
174	Ⅱ	山田8	山田	40	12	30
175	Ⅱ	出塔1	出塔	40	9	30
176	Ⅱ	山田20	山田	36	18	39
177	Ⅱ	吉原5	吉原	35	39	80
178	Ⅱ	吉原6	吉原	47	16	114
179	Ⅱ	吉原7	吉原	32	10	31
180	Ⅱ	吉原8	吉原	30	14	28
181	Ⅱ	吉原9	吉原	37	19	30
182	Ⅱ	出塔2	出塔	33	16	50
183	Ⅱ	市脇3	市脇	45	10	18
184	Ⅱ	北馬場2	北馬場	34	14	57
185	Ⅱ	妻1	妻	31	10	26
186	Ⅱ	隅田町下兵庫4	隅田町下兵庫	40	17	63
187	Ⅱ	隅田町下兵庫5	隅田町下兵庫	35	12	63
188	Ⅱ	隅田町中島4	隅田町中島	34	12	48
189	Ⅱ	隅田町上兵庫2	隅田町上兵庫	30	12	40
190	Ⅱ	隅田町真土7	隅田町真土	34	16	78
191	Ⅱ	隅田町芋生1	隅田町芋生	42	20	65
192	Ⅱ	隅田町中下1	隅田町中下	47	10	16
193	Ⅱ	隅田町中下2	隅田町中下	47	17	20
194	Ⅱ	隅田町下兵庫6	隅田町下兵庫	48	14	33
195	Ⅱ	隅田町上兵庫3	隅田町上兵庫	48	14	38
196	Ⅱ	妻2	妻	50	10	56
197	Ⅱ	古佐田1	古佐田	43	24	15
198	Ⅱ	古佐田四丁目3	古佐田四丁目	38	12	44
199	Ⅱ	東家2	東家	33	14	56
200	Ⅱ	東家3	東家	32	8	80
201	Ⅱ	東家4	東家	34	13	45
202	Ⅱ	野4	野	37	18	36
203	Ⅱ	野5	野	30	18	30
204	Ⅱ	野6	野	30	16	30
205	Ⅱ	野7	野	32	17	30
206	Ⅱ	野8	野	30	26	68
207	Ⅱ	吉原10	吉原	45	14	51
208	Ⅱ	神野々4	神野々	32	16	29
209	Ⅱ	神野々5	神野々	30	40	57
210	Ⅱ	神野々6	神野々	30	24	34

第3編 資料編 第1部 各種資料

5 土砂災害関係

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
211	Ⅱ	神野々7	神野々	40	58	
212	Ⅱ	神野々8	神野々	43	20	55
213	Ⅱ	神野々9	神野々	37	19	213
214	Ⅱ	神野々10	神野々	42	20	57
215	Ⅱ	野9	野	32	13	25
216	Ⅱ	東家6	東家	40	14	26
217	Ⅱ	東家5	東家	34	13	49
218	Ⅱ	市脇一丁目1	市脇一丁目	32	10	31
219	Ⅱ	原田1	原田	31	6	20
220	Ⅱ	古佐田三丁目1	古佐田三丁目	30	9	26
221	Ⅱ	妻一丁目1	妻一丁目	49	11	173
222	Ⅱ	隅田町下兵庫7	隅田町下兵庫	47	9	63
223	Ⅱ	隅田町下兵庫8	隅田町下兵庫	45	12	20
224	Ⅱ	恋野1	恋野	47	6	31
225	Ⅱ	恋野2	恋野	35	9	16
226	Ⅱ	恋野3	恋野	33	18	27
227	Ⅱ	恋野4	恋野	34	18	114
228	Ⅱ	恋野5	恋野	44	22	42
229	Ⅱ	恋野6	恋野	32	18	72
230	Ⅱ	恋野7	恋野	42	20	52
231	Ⅱ	恋野8	恋野	36	12	25
232	Ⅱ	恋野9	恋野	41	13	22
233	Ⅱ	恋野10	恋野	43	12	17
234	Ⅱ	恋野11	恋野	36	18	52
235	Ⅱ	赤塚1	赤塚	45	16	85
236	Ⅱ	赤塚2	赤塚	30	11	33
237	Ⅱ	赤塚3	赤塚	30	21	65
238	Ⅱ	中道1	中道	35	20	25
239	Ⅱ	赤塚4	赤塚	37	12	35
240	Ⅱ	赤塚5	赤塚	30	12	66
241	Ⅱ	赤塚6	赤塚	37	9	21
242	Ⅱ	赤塚7	赤塚	37	16	38
243	Ⅱ	赤塚8	赤塚	39	36	25
244	Ⅱ	恋野12	恋野	30	9	54
245	Ⅱ	赤塚9	赤塚	43	8	20
246	Ⅱ	赤塚10	赤塚	46	22	44
247	Ⅱ	中道2	中道	40	12	151
248	Ⅱ	中道3	中道	39	10	66
249	Ⅱ	中道4	中道	36	14	81
250	Ⅱ	中道5	中道	38	22	34
251	Ⅱ	中道6	中道	33	16	44
252	Ⅱ	上田4	上田	38	12	30
253	Ⅱ	上田5	上田	40	10	45
254	Ⅱ	上田6	上田	38	10	80
255	Ⅱ	横座1	横座	42	8	98
256	Ⅱ	向副1	向副	32	13	81
257	Ⅱ	上田7	上田	42	15	38
258	Ⅱ	向副2	向副	39	17	219
259	Ⅱ	向副3	向副	43	20	177
260	Ⅱ	横座2	横座	42	12	24
261	Ⅱ	横座3	横座	30	34	135
262	Ⅱ	横座4	横座	38	32	20
263	Ⅱ	横座5	横座	33	26	76
264	Ⅱ	只野1	只野	40	74	67
265	Ⅱ	横座6	横座	40	48	98
266	Ⅱ	賢堂2	賢堂	44	60	84
267	Ⅱ	清水3	清水	60	8	31
268	Ⅱ	賢堂3	賢堂	35	20	34
269	Ⅱ	賢堂4	賢堂	41	13	21
270	Ⅱ	横座7	横座	37	76	103
271	Ⅱ	横座8	横座	35	22	85
272	Ⅱ	横座9	横座	36	35	37
273	Ⅱ	横座10	横座	40	25	82
274	Ⅱ	横座11	横座	35	35	17
275	Ⅱ	横座12	横座	40	41	26
276	Ⅱ	横座13	横座	41	54	129
277	Ⅱ	横座14	横座	38	40	97
278	Ⅱ	須河1	須河	48	44	48
279	Ⅱ	須河2	須河	40	22	47
280	Ⅱ	須河3	須河	45	70	103
281	Ⅱ	須河4	須河	43	75	44
282	Ⅱ	須河5	須河	40	26	48
283	Ⅱ	須河6	須河	40	18	61
284	Ⅱ	須河7	須河	40	38	23
285	Ⅱ	須河8	須河	30	18	22
286	Ⅱ	須河9	須河	38	22	40
287	Ⅱ	横座15	横座	36	23	182
288	Ⅱ	賢堂5	賢堂	40	18	34
289	Ⅱ	清水4	清水	42	19	36
290	Ⅱ	清水5	清水	36	24	25



第3編 資料編 第1部 各種資料

5 土砂災害関係

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
291	Ⅱ	清水6	清水	39	12	
292	Ⅱ	清水7	清水	36	18	29
293	Ⅱ	清水8	清水	43	41	28
294	Ⅱ	清水9	清水	41	38	151
295	Ⅱ	清水10	清水	40	40	79
296	Ⅱ	清水11	清水	38	43	21
297	Ⅱ	清水12	清水	36	47	40
298	Ⅱ	清水13	清水	30	30	12
299	Ⅱ	南馬場3	南馬場	34	14	28
300	Ⅱ	南馬場4	南馬場	36	8	7
301	Ⅱ	南馬場5	南馬場	38	8	39
302	Ⅱ	西畑2	西畑	46	36	86
303	Ⅱ	西畑3	西畑	43	23	96
304	Ⅱ	清水14	清水	47	34	77
305	Ⅱ	清水15	清水	30	53	59
306	Ⅱ	清水16	清水	30	37	22
307	Ⅱ	清水17	清水	39	21	16
308	Ⅱ	横座16	横座	39	28	30
309	Ⅱ	清水18	清水	45	12	46
310	Ⅱ	清水19	清水	43	22	34
311	Ⅱ	西畑4	西畑	35	79	165
312	Ⅱ	西畑5	西畑	33	11	20
313	Ⅱ	西畑6	西畑	37	10	20
314	Ⅱ	西畑7	西畑	41	33	50
315	Ⅱ	西畑8	西畑	38	32	34
316	Ⅱ	西畑9	西畑	37	19	109
317	Ⅱ	西畑10	西畑	46	33	82
318	Ⅱ	南馬場6	南馬場	40	27	13
319	Ⅱ	西畑11	西畑	32	20	32
320	Ⅱ	西畑12	西畑	35	46	102
321	Ⅱ	清水20	清水	32	53	78
322	Ⅱ	西畑13	西畑	38	9	35
323	Ⅱ	西畑14	西畑	34	32	41
324	Ⅱ	西畑15	西畑	38	8	38
325	Ⅱ	西畑16	西畑	30	50	44
326	Ⅱ	西畑17	西畑	34	28	45
327	Ⅱ	学文路5	学文路	43	56	29
328	Ⅱ	学文路6	学文路	40	50	65
329	Ⅱ	学文路7	学文路	42	60	168
330	Ⅱ	学文路8	学文路	34	14	45
331	Ⅱ	学文路9	学文路	32	10	31
332	Ⅱ	学文路10	学文路	35	19	80
333	Ⅱ	学文路11	学文路	30	16	46
334	Ⅱ	学文路12	学文路	40	18	51
335	Ⅱ	学文路13	学文路	38	26	68
336	Ⅱ	学文路14	学文路	35	24	51
337	Ⅱ	学文路15	学文路	41	20	33
338	Ⅱ	学文路16	学文路	44	16	43
339	Ⅱ	学文路17	学文路	48	14	41
340	Ⅱ	学文路18	学文路	38	13	32
341	Ⅱ	西畑18	西畑	36	19	25
342	Ⅱ	西畑19	西畑	42	15	28
343	Ⅱ	学文路19	学文路	30	11	65
344	Ⅱ	学文路20	学文路	40	54	43
345	Ⅱ	学文路21	学文路	34	14	29
346	Ⅱ	西畑20	西畑	35	15	57
347	Ⅱ	清水21	清水	39	69	48
348	Ⅱ	須河10	須河	48	41	34
349	Ⅱ	彦谷2	彦谷	46	76	44
350	Ⅱ	彦谷3	彦谷	41	44	29
351	Ⅱ	彦谷4	彦谷	42	26	53
352	Ⅱ	彦谷5	彦谷	43	26	22
353	Ⅱ	彦谷6	彦谷	34	34	51
354	Ⅱ	彦谷7	彦谷	35	21	60
355	Ⅱ	谷奥深1	谷奥深	48	268	147
356	Ⅱ	谷奥深2	谷奥深	43	90	42
357	Ⅱ	谷奥深3	谷奥深	45	122	93
358	Ⅱ	谷奥深4	谷奥深	33	70	41
359	Ⅱ	谷奥深5	谷奥深	44	41	26
360	Ⅱ	谷奥深6	谷奥深	48	122	24
361	Ⅱ	彦谷8	彦谷	36	62	41
362	Ⅱ	彦谷9	彦谷	45	15	30
363	Ⅱ	北宿2	北宿	35	36	33
364	Ⅱ	柱本15	柱本	48	8	91
365	Ⅱ	柱本16	柱本	40	13	21
366	Ⅱ	柱本17	柱本	31	8	151
367	Ⅱ	隅田町山内23	隅田町山内	43	10	26
368	Ⅱ	細川13	細川	48	6	57
369	Ⅱ	隅田町霜草14	隅田町霜草	34	9	25
370	Ⅱ	紀見9	紀見	40	12	30

第3編 資料編 第1部 各種資料

5 土砂災害関係

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
371	Ⅱ	隅田町垂井8	隅田町垂井	39	11	
372	Ⅱ	隅田町垂井9	隅田町垂井	40	7	43
373	Ⅱ	原田2	原田	31	7	41
374	Ⅱ	神野々11	神野々	38	9	48
375	Ⅱ	市脇一丁目2	市脇一丁目	30	10	73
376	Ⅱ	中道7	中道	60	7	34
377	Ⅱ	中道8	中道	42	8	79
378	Ⅱ	学文路22	学文路	38	8	46
379	Ⅱ	学文路23	学文路	48	12	46
380	Ⅱ	西畑21	西畑	48	18	32
809	Ⅱ	竹尾1	高野口町竹尾	35	54	82
810	Ⅱ	竹尾2	高野口町竹尾	32	20	57
811	Ⅱ	竹尾3	高野口町竹尾	35	20	42
812	Ⅱ	竹尾4	高野口町竹尾	45	22	40
813	Ⅱ	竹尾5	高野口町竹尾	37	32	55
814	Ⅱ	竹尾6	高野口町竹尾	45	24	243
815	Ⅱ	竹尾7	高野口町竹尾	40	22	111
816	Ⅱ	嵯峨谷16	高野口町嵯峨谷	35	30	59
817	Ⅱ	嵯峨谷17	高野口町嵯峨谷	45	14	26
818	Ⅱ	嵯峨谷2	高野口町嵯峨谷	41	20	138
819	Ⅱ	嵯峨谷3	高野口町嵯峨谷	45	48	63
820	Ⅱ	嵯峨谷4	高野口町嵯峨谷	34	33	98
821	Ⅱ	嵯峨谷5	高野口町嵯峨谷	40	64	80
822	Ⅱ	嵯峨谷6	高野口町嵯峨谷	37	112	53
823	Ⅱ	嵯峨谷7	高野口町嵯峨谷	34	12	51
824	Ⅱ	嵯峨谷8	高野口町嵯峨谷	32	50	113
825	Ⅱ	九重1	高野口町九重	45	80	55
826	Ⅱ	九重2	高野口町九重	31	30	32
827	Ⅱ	九重3	高野口町九重	45	180	95
828	Ⅱ	九重4	高野口町九重	45	28	43
829	Ⅱ	九重5	高野口町九重	39	8	34
830	Ⅱ	九重6	高野口町九重	30	108	79
831	Ⅱ	九重7	高野口町九重	42	18	30
832	Ⅱ	九重8	高野口町九重	40	28	38
833	Ⅱ	九重9	高野口町九重	40	18	54
834	Ⅱ	九重10	高野口町九重	40	42	63
835	Ⅱ	九重11	高野口町九重	42	49	136
836	Ⅱ	九重12	高野口町九重	30	16	52
837	Ⅱ	田原3	高野口町田原	45	12	51
838	Ⅱ	田原4	高野口町田原	32	22	89
839	Ⅱ	田原5	高野口町田原	35	22	26
840	Ⅱ	田原6	高野口町田原	32	42	20
841	Ⅱ	田原7	高野口町田原	45	53	36
842	Ⅱ	田原8	高野口町田原	35	20	35
843	Ⅱ	田原9	高野口町田原	30	20	36
844	Ⅱ	田原10	高野口町田原	37	15	39
845	Ⅱ	上中1	高野口町上中	35	8	14
846	Ⅱ	上中2	高野口町上中	45	8	25
847	Ⅱ	田原11	高野口町田原	40	15	41
848	Ⅱ	田原12	高野口町田原	40	40	40
849	Ⅱ	田原13	高野口町田原	80	24	57
850	Ⅱ	竹尾10	高野口町竹尾	33	26	142
851	Ⅱ	下中1	高野口町下中	47	8	23
852	Ⅱ	嵯峨谷9	高野口町嵯峨谷	40	33	57
853	Ⅱ	嵯峨谷10	高野口町嵯峨谷	45	20	35
854	Ⅱ	嵯峨谷11	高野口町嵯峨谷	32	24	42
855	Ⅱ	下中2	高野口町下中	45	18	28
856	Ⅱ	名古屋4	高野口町名古屋	40	26	248
857	Ⅱ	名古屋2	高野口町名古屋	35	10	45
858	Ⅱ	大野1	高野口町大野	46	9	122
859	Ⅱ	大野2	高野口町大野	45	55	92
860	Ⅱ	大野3	高野口町大野	42	32	68
861	Ⅱ	大野4	高野口町大野	45	10	46
862	Ⅱ	名倉3	高野口町名倉	38	22	172
863	Ⅱ	応其4	高野口町応其	44	14	43
864	Ⅱ	応其5	高野口町応其	44	14	36
865	Ⅱ	名古屋5	高野口町名古屋	35	7	64
866	Ⅱ	小田2	高野口町小田	48	6	76
867	Ⅱ	名古屋6	高野口町名古屋	45	14	154
868	Ⅱ	名倉4	高野口町名倉	40	20	82
869	Ⅱ	名倉5	高野口町名倉	42	24	22
1	Ⅲ	柱本18	柱本	35	40	196
2	Ⅲ	柱本19	柱本	36	11	23
3	Ⅲ	柱本22	柱本	39	20	101
4	Ⅲ	慶賀野8	慶賀野	32	82	303
5	Ⅲ	紀見ヶ丘三丁目6	紀見ヶ丘三丁目	33	70	223
6	Ⅲ	三石台四丁目2	三石台四丁目	30	40	176
7	Ⅲ	慶賀野5	慶賀野	37	15	89
8	Ⅲ	慶賀野6	慶賀野	34	93	341
9	Ⅲ	城山台三丁目3	城山台三丁目	37	53	111
10	Ⅲ	城山台三丁目4	城山台三丁目	30	18	

第3編 資料編 第1部 各種資料

5 土砂災害関係

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
11	Ⅲ	城山台三丁目5	城山台三丁目	31	30	182
12	Ⅲ	橋谷9	橋谷	32	16	190
13	Ⅲ	橋谷10	橋谷	34	50	176
14	Ⅲ	三石台二丁目2	三石台二丁目	38	26	140
15	Ⅲ	三石台二丁目3	三石台二丁目	37	46	149
16	Ⅲ	橋谷13	橋谷	43	24	132
17	Ⅲ	紀見10	紀見	33	38	176
18	Ⅲ	隅田町霜草15	隅田町霜草	36	24	186
19	Ⅲ	小峰台二丁目2	小峰台二丁目	30	28	473
20	Ⅲ	小峰台二丁目3	小峰台二丁目	30	16	153
21	Ⅲ	小峰台二丁目4	小峰台二丁目	30	28	441
22	Ⅲ	小峰台二丁目5	小峰台二丁目	34	48	191
23	Ⅲ	杉尾16	杉尾	32	84	324
24	Ⅲ	杉尾17	杉尾	49	74	48
25	Ⅲ	隅田町山内24	隅田町山内	43	28	278
26	Ⅲ	隅田町山内25	隅田町山内	30	16	31
27	Ⅲ	隅田町平野6	隅田町平野	31	18	133
28	Ⅲ	隅田町平野7	隅田町平野	36	24	224
29	Ⅲ	隅田町平野8	隅田町平野	45	11	181
30	Ⅲ	隅田町平野9	隅田町平野	45	10	70
31	Ⅲ	隅田町霜草12	隅田町霜草	32	24	310
32	Ⅲ	隅田町霜草13	隅田町霜草	38	28	289
33	Ⅲ	隅田町山内26	隅田町山内	35	20	91
34	Ⅲ	隅田町山内27	隅田町山内	43	18	286
35	Ⅲ	隅田町山内28	隅田町山内	43	20	194
36	Ⅲ	隅田町真土8	隅田町真土	32	32	264
37	Ⅲ	隅田町垂井10	隅田町垂井	32	22	118
38	Ⅲ	隅田町中島5	隅田町中島	30	26	173
39	Ⅲ	隅田町上兵庫4	隅田町上兵庫	30	10	123
40	Ⅲ	隅田町中島6	隅田町中島	33	8	115
41	Ⅲ	隅田町垂井11	隅田町垂井	39	18	104
42	Ⅲ	隅田町垂井12	隅田町垂井	41	16	283
43	Ⅲ	山田9	山田	46	38	93
44	Ⅲ	山田10	山田	48	120	63
45	Ⅲ	山田11	山田	31	120	131
46	Ⅲ	山田12	山田	30	38	117
47	Ⅲ	山田13	山田	37	102	252
48	Ⅲ	吉原11	吉原	31	18	118
49	Ⅲ	山田14	山田	30	16	26
50	Ⅲ	山田15	山田	37	34	224
51	Ⅲ	山田16	山田	32	22	127
52	Ⅲ	吉原12	吉原	32	22	122
53	Ⅲ	山田17	山田	36	24	183
54	Ⅲ	山田18	山田	36	22	130
55	Ⅲ	出塔3	出塔	33	20	127
56	Ⅲ	山田19	山田	30	32	187
57	Ⅲ	吉原13	吉原	31	20	111
58	Ⅲ	吉原14	吉原	37	10	180
59	Ⅲ	吉原15	吉原	36	18	149
60	Ⅲ	吉原16	吉原	45	10	129
61	Ⅲ	吉原17	吉原	36	16	220
62	Ⅲ	出塔4	出塔	33	28	382
63	Ⅲ	吉原18	吉原	47	14	127
64	Ⅲ	吉原19	吉原	37	14	423
65	Ⅲ	吉原20	吉原	43	18	127
66	Ⅲ	吉原21	吉原	31	8	335
67	Ⅲ	神野々12	神野々	40	12	145
68	Ⅲ	神野々13	神野々	34	6	43
69	Ⅲ	菖蒲谷8	菖蒲谷	30	30	133
70	Ⅲ	小原田5	小原田	30	36	200
71	Ⅲ	市脇5	市脇	36	15	168
72	Ⅲ	野10	野	41	14	67
73	Ⅲ	野11	野	33	14	446
74	Ⅲ	南馬場7	南馬場	45	12	111
75	Ⅲ	清水22	清水	30	24	117
76	Ⅲ	西畑22	西畑	37	20	20
77	Ⅲ	清水23	清水	44	12	21
78	Ⅲ	清水24	清水	30	64	158
79	Ⅲ	賢堂6	賢堂	32	74	149
80	Ⅲ	向副4	向副	45	12	239
81	Ⅲ	向副5	向副	33	52	130
82	Ⅲ	向副6	向副	36	12	38
83	Ⅲ	向副7	向副	50	12	97
84	Ⅲ	上田8	上田	45	10	102
85	Ⅲ	上田9	上田	51	10	97
86	Ⅲ	上田10	上田	41	16	172
87	Ⅲ	中道9	中道	45	12	128
88	Ⅲ	赤塚13	赤塚	43	14	173
89	Ⅲ	赤塚11	赤塚	42	20	149
90	Ⅲ	赤塚12	赤塚	30	34	

第3編 資料編 第1部 各種資料

5 土砂災害関係

箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
91	Ⅲ	恋野13	恋野	35	34	178
92	Ⅲ	恋野14	恋野	31	38	120
93	Ⅲ	恋野15	恋野	30	34	188
94	Ⅲ	恋野16	恋野	35	24	143
95	Ⅲ	恋野17	恋野	32	22	160
96	Ⅲ	恋野18	恋野	38	12	148
97	Ⅲ	恋野19	恋野	32	18	88
98	Ⅲ	恋野20	恋野	30	8	127
99	Ⅲ	恋野21	恋野	31	16	120
100	Ⅲ	恋野22	恋野	40	12	158
101	Ⅲ	彦谷10	彦谷	48	72	22
102	Ⅲ	彦谷11	彦谷	43	66	27
225	Ⅲ	竹尾11	高野口町竹尾	33	20	30
226	Ⅲ	竹尾12	高野口町竹尾	32	72	137
227	Ⅲ	嵯峨谷12	高野口町嵯峨谷	38	6	19
228	Ⅲ	嵯峨谷13	高野口町嵯峨谷	30	86	154
229	Ⅲ	嵯峨谷18	高野口町嵯峨谷	36	100	508
230	Ⅲ	嵯峨谷19	高野口町嵯峨谷	35	36	175
231	Ⅲ	嵯峨谷15	高野口町嵯峨谷	32	58	95
232	Ⅲ	下中4	高野口町下中	41	18	104
233	Ⅲ	下中5	高野口町下中	39	14	174
234	Ⅲ	下中6	高野口町下中	41	18	256
235	Ⅲ	嵯峨谷14	高野口町嵯峨谷	39	14	237
236	Ⅲ	大野11	高野口町大野	30	12	223
237	Ⅲ	大野12	高野口町大野	30	24	1337
238	Ⅲ	大野5	高野口町大野	53	28	165
239	Ⅲ	大野6	高野口町大野	30	22	156
240	Ⅲ	大野7	高野口町大野	35	50	136
241	Ⅲ	九重13	高野口町九重	45	30	284
242	Ⅲ	九重14	高野口町九重	36	50	327
243	Ⅲ	田原16	高野口町田原	36	26	248
244	Ⅲ	田原17	高野口町田原	38	28	282
245	Ⅲ	大野13	高野口町大野	30	24	200
246	Ⅲ	田原19	高野口町田原	33	26	106
247	Ⅲ	田原20	高野口町田原	31	46	195
248	Ⅲ	田原21	高野口町田原	30	26	150
249	Ⅲ	名古首7	高野口町名古首	30	20	247

(4) 山地災害危険箇所

山地災害危険箇所一覽表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

NO	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	備考	NO	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	備考
1	203 0001	吉原	榑原山	2.86		54	203 5004	谷奥深		1.47	
2	203 0002	山田	右別当	2.75		55	203 5005	光陽台		0.14	
3	203 0003	山田		6.11		56	203 5006	杉尾		0.34	
4	203 0004	山田		12.32		57	203 5014	柱本		1.64	
5	203 0005	矢倉脇	西山	3.25		58	203 5015	光陽台		0.33	
6	203 0006	矢倉脇	伊関	4.28		59	203 5016	高野口町名倉	北山西ノ切	0.37	
7	203 0008	矢倉脇	西山	0.83		60	342 0001	高野口町竹尾	気色谷	0.95	
8	203 0009	矢倉脇	矢倉脇	2.48		61	342 0002	高野口町竹尾	中垣内	1.81	
9	203 0012	柱本	鷹ヶ尾	0.44		62	342 0003	高野口町竹尾	中尾	4.55	
10	203 0013	柱本	上ノ平	0.96		63	342 0004	高野口町竹尾	中尾	0.98	
11	203 0014	柱本	沓掛	0.81		64	342 0005	高野口町竹尾	東垣内	1.11	
12	203 0015	柱本	杉ノ森	2.91		65	342 0006	高野口町竹尾	大谷	2.70	
13	203 0016	柱本	野々垣内	1.66		66	342 0007	高野口町嵯峨谷	奥の谷	3.02	
14	203 0042	境原	葛城山	1.29		67	342 0008	高野口町嵯峨谷	宮ノ前	0.90	
15	203 0043	境原	横手垣内	0.36		68	342 0009	高野口町嵯峨谷	中山	5.77	
16	203 0044	境原	横手垣内	1.42		69	342 0010	高野口町嵯峨谷	梅山	1.23	
17	203 0045	境原	湯屋谷	1.80		70	342 0011	高野口町嵯峨谷	梅山	1.50	
18	203 0046	境原	横手垣内	2.19		71	342 0012	高野口町九重	西ノ前	4.40	
19	203 0047	境原	湯屋谷西原	3.17		72	342 0013	高野口町九重	西ノ岡	2.41	
20	203 0048	杉尾	奥山	13.16		73	342 0014	高野口町九重	芽ヶ平	4.06	
21	203 0049	杉尾	奥山	1.83		74	342 0015	高野口町九重	牛房山彦	5.56	
22	203 0050	杉尾	登利尾	0.66		75	342 0016	高野口町九重	川原	3.50	
23	203 0051	杉尾	餅尾原	0.47							
24	203 0052	杉尾	餅尾原	0.51							
25	203 0053	杉尾	堂本	3.14							
26	203 0054	杉尾	堂本	4.64							
27	203 0055	杉尾	四本松	1.42							
28	203 0056	杉尾	四本松	3.23							
29	203 0057	杉尾	堂本	5.67							
30	203 0058	境原	柏谷	2.78							
31	203 0059	境原	横手垣内	1.56							
32	203 0060	境原	横手垣内	1.81							
33	203 0061	西畑	西柳	3.41							
34	203 0073	須河	朽谷	4.06							
35	203 0074	須河	平木尾	1.27							
36	203 0075	須河	平木尾	1.79							
37	203 0076	彦谷	小場谷	1.97							
38	203 0077	彦谷	下滝谷	2.46							
39	203 0078	彦谷	下滝谷	4.43							
40	203 0079	彦谷	猪ノ上	1.43							
41	203 0080	彦谷	猪ノ上	3.91							
42	203 0081	谷奥深	張尾峯	2.86							
43	203 0082	谷奥深	若子淵	0.55							
44	203 0083	北宿		0.95							
45	203 0084	北宿	下滝谷道ノ下	2.93							
46	203 0085	南宿	森脇	1.22							
47	203 0086	南宿	西ノ迫	11.82							
48	203 1002	谷奥深		4.76							
49	203 1003	高野口町田原		0.43							
50	203 1004	紀見		0.18							
51	203 1005	北宿		3.99							
52	203 1006	城山台		0.38							
53	203 5002	境原		1.53							

## 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

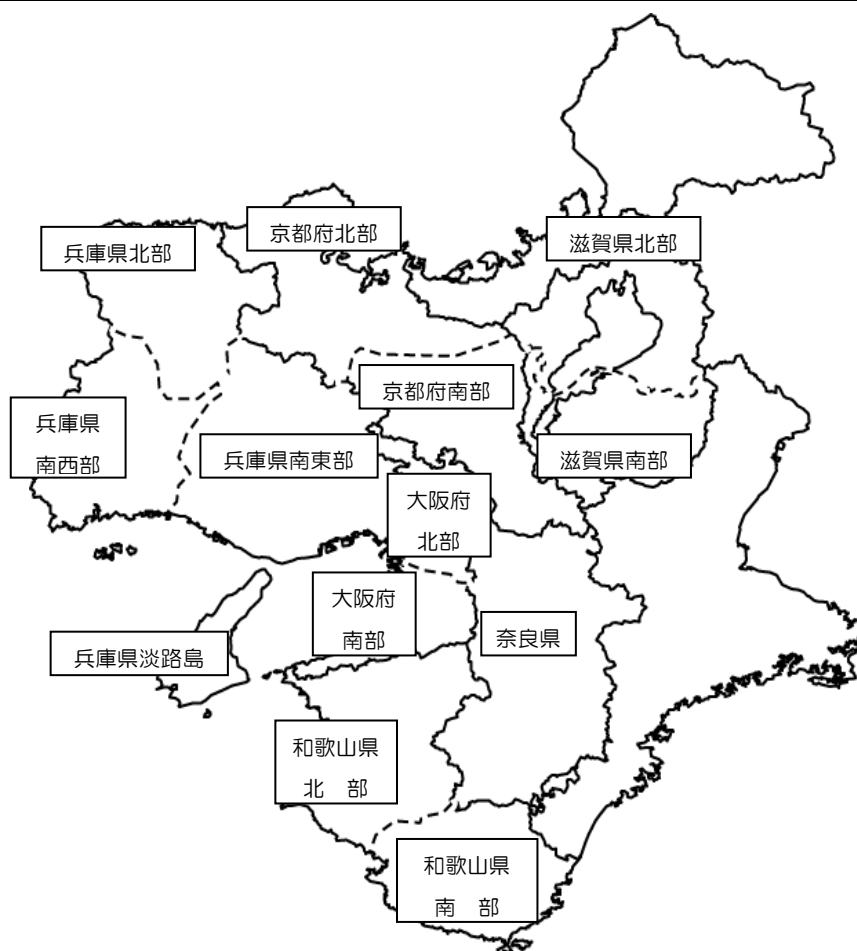
県森林整備課

NO	箇所番号		大字	字	面積 (ha)	備考	NO	箇所番号		大字	字	面積 (ha)	備考
1	203	0001	吉原		35.83		54	203	5009	谷奥深		45.72	
2	203	0002	山田	矢持谷	52.48		55	203	5010	谷奥深		11.90	
3	203	0003	山田	三ツ石	1.99		56	203	5012	彦谷		33.37	
4	203	0004	山田		12.12		57	203	5014	横座		3.06	
5	203	0005	山田		16.34		58	203	5016	清水		172.52	
6	203	0006	山田		7.18		59	203	8012	橋谷		11.87	
7	203	0007	山田		7.81		60	203	8013	恋野		21.03	
8	203	0008	山田		6.28		61	342	0001	高野口町竹尾	楓・木田和	34.23	
9	203	0009	矢倉脇	横尾中殿	5.97		62	342	0002	高野口町竹尾	中尾	28.61	
10	203	0010	矢倉脇	横尾中殿	143.74		63	342	0003	高野口町嵯峨谷	奥の谷	27.69	
11	203	0011	柱本	西広	2.05		64	342	0004	高野口町嵯峨谷	神子峠	5.30	
12	203	0012	柱本	光陽台	2.61		65	342	0005	高野口町九重	麓ノ田和	37.99	
13	203	0013	柱本	沓掛	1.61		66	342	0006	高野口町九重	栗木山彦	27.74	
14	203	0014	柱本	上の平	13.01		67	342	0007	高野口町嵯峨谷	中山	23.61	
15	203	0019	菖蒲谷	北山	42.21		68	342	0008	高野口町下中		52.39	
16	203	0021	菖蒲谷		23.12								
17	203	0022	菖蒲谷		13.05								
18	203	0023	山田	右別当	5.16								
19	203	0024	山田	右別当	39.41								
20	203	0030	杉尾	奥山	5.90								
21	203	0031	杉尾	登利尾	7.95								
22	203	0032	杉尾	登利尾	14.14								
23	203	0033	杉尾	四本松	5.54								
24	203	0034	杉尾	四本松	8.17								
25	203	0035	杉尾	餅尾原	7.82								
26	203	0036	杉尾	堂本	5.88								
27	203	0037	杉尾	四本松	4.07								
28	203	0038	境原	竹の平	19.76								
29	203	0040	山内瀬ノ奥	瀬ノ奥	2.71								
30	203	0041	山内瀬ノ奥	瀬ノ奥	22.30								
31	203	0043	山内山道	山道	4.61								
32	203	0044	境原	大橋	2.15								
33	203	0045	境原	大橋	10.88								
34	203	0046	境原	長畑垣内	2.04								
35	203	0049	南馬場	上垣内	75.21								
36	203	0061	須河	尾鼻	37.10								
37	203	0062	谷奥深	張尾峯	21.36								
38	203	0063	矢倉脇	横尾中殿	309.74								
39	203	1001	吉原		41.27								
40	203	1002	山田		5.72								
41	203	1003	山田		14.39								
42	203	1004	山田		32.99								
43	203	1005	山田		1.58								
44	203	1006	山田		122.78								
45	203	1007	菖蒲谷		62.02								
46	203	1008	境原		0.48								
47	203	1009	高野口町嵯峨谷		83.33								
48	203	1010	高野口町嵯峨谷		23.16								
49	203	1011	北宿		1.94								
50	203	1012	高野口町竹尾		0.50								
51	203	5003	谷奥深		28.22								
52	203	5004	谷奥深		6.86								
53	203	5007	谷奥深		63.18								

## 6 地震関係

## (1) 地震に関する情報の内容

種 類	内 容
震度速報	震度3以上が観測されている地域 ※この情報は、緊急情報衛星同報システムにより伝達している。 また、地域名については下図のとおり。
震源・震度に関する情報	震源位置、規模ならびに震度3以上が観測されている地域 (津波予報の発表状況)
各地の震度に関する情報	震源及び規模ならびに各地の震度1以上の震度観測点
緊急地震速報(警報)又は 緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに(※)、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。(※)2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想
緊急地震速報(予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。
震源速報	震源要素、津波心配なしの付加文(津波予報を発表しない。)



平成19年10月現在

(2) 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

(1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。

(2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

(3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。

(4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。

(5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
1.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5.0	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.5	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.5	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがかなりある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
7.0	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛びものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

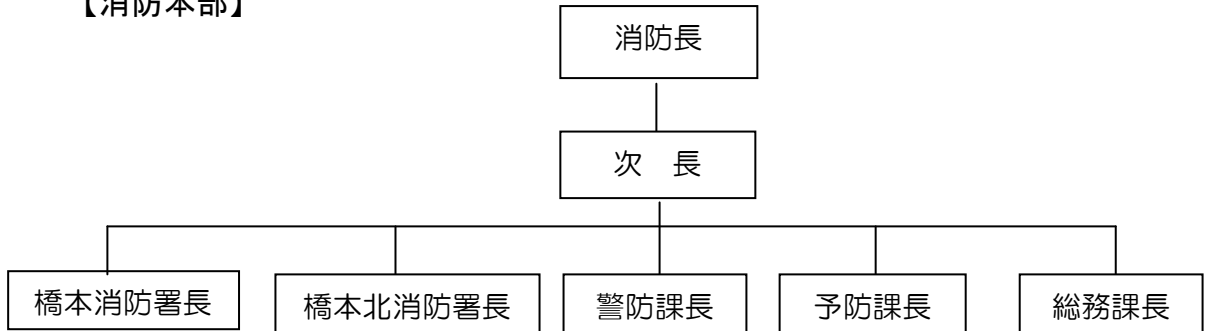
\*ライフラインの [ ] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである



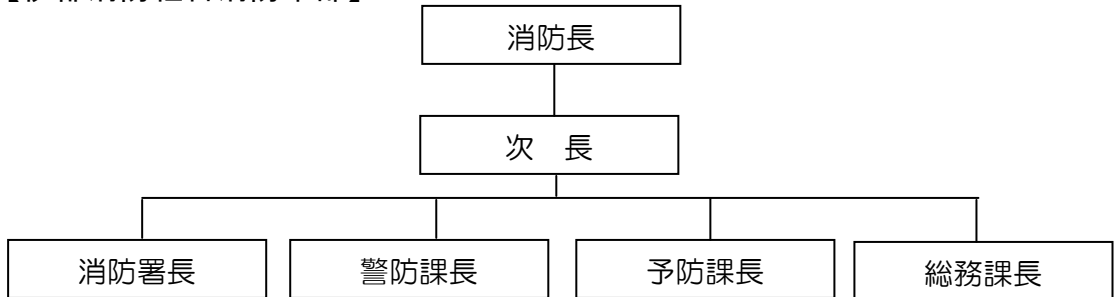
## 7 消防・医療・遺体処理関係

### (1) 消防本部組織

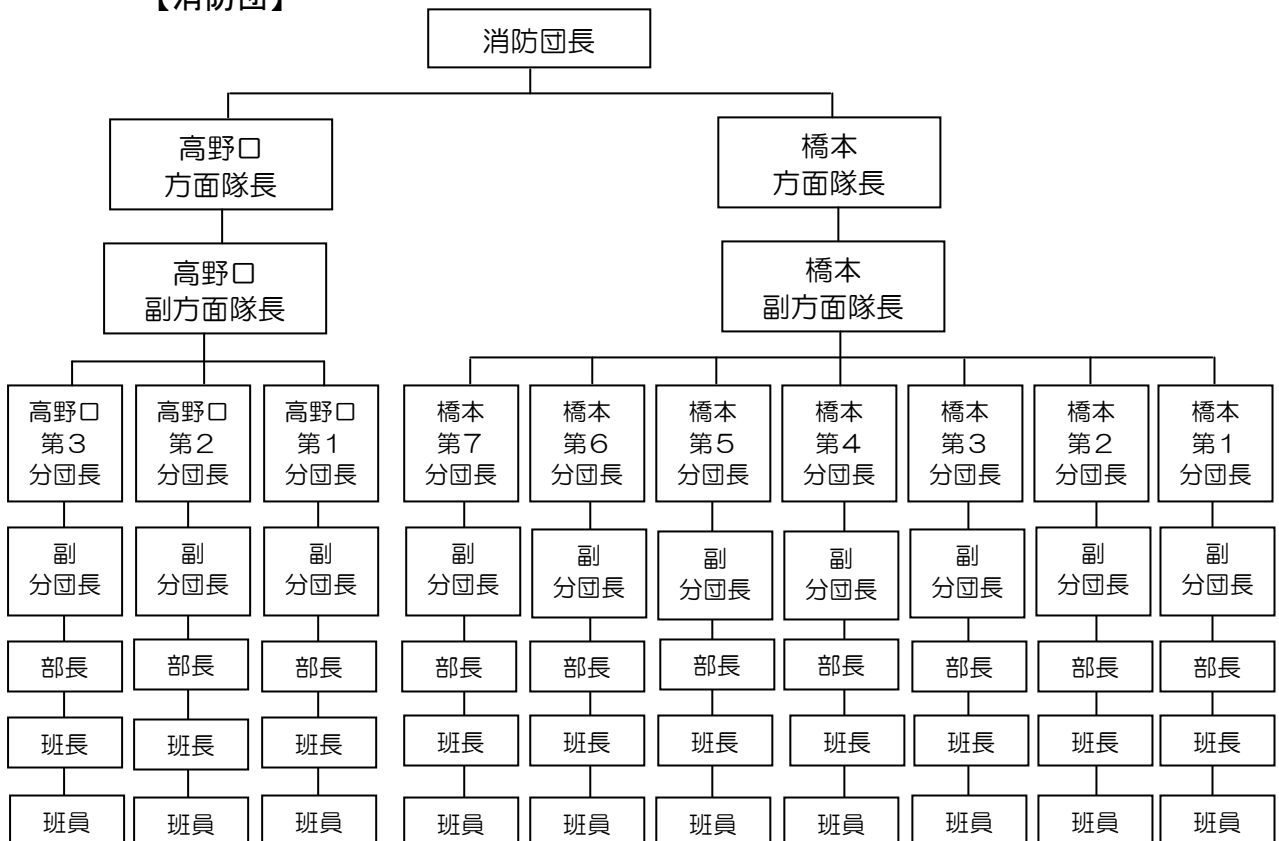
#### 【消防本部】



#### 【伊都消防組合消防本部】



#### 【消防団】



(2) 消防車両保有状況

ア 消防本部消防用車両等の現況

(平成26年4月1日現在)

車両区分	台数(台)	備考
はしご車	1	35m級1台
救助工作車	1	
水槽付ポンプ車	1	
普通ポンプ車	3	ポンプ1、2、3号
救急車	3	救急車1、2、3号
資機材搬送車	1	
広報車	3	防火号、査察広報車、防火号
人員搬送車	1	
その他の車両	2	指令車、指揮車

イ 消防団消防用車両等の現況

	ポンプ車 (台)	普通積載車 (台)	軽積載車 (台)	小型ポンプ (台)
橋本第1分団	1	1	2	
橋本第2分団	0	1		
橋本第3分団	1	1	2	0
橋本第4分団	1	3	2	
橋本第5分団	1	2	3	
橋本第6分団	1	1	3	0
橋本第7分団	1	1	3	0
高野口第1分団	2	2		
高野口第2分団	4	2		
高野口第3分団		4	3	
合計	12	18	18	0
高野口方面隊	広報車3台			

(3) 特殊消防用資機材保有状況

器具名	数量	器具名	数量	器具名	数量
耐熱服	2	大型油圧切断機	2	チェーンソー	1
化学防護服	8	エアソー	2	可搬ウインチ	4
可燃性ガス測定器	3	ポートパワー	1	エンジンカッター	2
削岩機	1	マット型空気ジャッキ	1式	大型油圧スプレッダー	2
高発泡管筒	4	空気呼吸器	28	マンホール救助器具	2
背負い式消火水のう (ジェットシューター)	12	救命索発射銃	4	救命ボート	3
放射線測定器	7				

(4) 消防水利

小学校区	区分	消火栓		防火水槽		
		地上式	地下式	100トン級	40トン級	20トン級
隅田小学校区		0	281	0	30	19
あやの台小学校区		0	38	1	7	0
境原小学校区		0	119	0	17	3
柱本小学校区		0	144	0	23	4
城山小学校区		0	165	1	11	1
三石小学校区		0	55	0	11	0
紀見小学校区		0	171	0	16	2
橋本小学校区		0	327	2	34	4
西部小学校区		0	270	0	48	6
信太小学校区		0	78	0	19	18
高野口小学校区		2	201	0	31	3
応其小学校区		0	361	0	39	5
学文路小学校区		0	92	0	18	3
清水小学校区		0	75	0	4	1
恋野小学校区		0	85	0	11	9
合 計		2	2462	4	319	78

(5) 医療関係調達先

ア 血液調達先

名 称	所在地	電話番号
和歌山県赤十字血液センター	和歌山市栄谷字丸紅 153	073-455-6613
和歌山県田辺赤十字血液センター	田辺市芳養町 54-1	0739-25-0005

イ 医薬品調達先（市内）

本（支）店名	所在地	電話番号
株式会社 メディセオ 紀北支店	橋本市高野口町名古屋 273-3	0736-42-0603

(6) 救急告示医療機関

名称	所在地	電話番号	病床数
橋本市民病院	小峰台2-8-1	37-1200	300
医療法人南労会 紀和病院	岸上 18-1	33-5000	212
医療法人博寿会 山本病院	東家6-7-26	32-8899	92
医療法人玄同会 伊藤病院	高野口町伏原 1011	43-1133	68

## 8 ごみ・し尿処理等関係

### (1)し尿、ごみ処理施設

し尿、ごみ処理施設一覧表

施設名	種別	処理能力	所在地	電話番号
橋本環境管理センター	し尿処理場	150キロリットル／1日	学文路172	32-0028
橋本周辺広域ごみ処理場 エコライフ紀北	焼却場	50.5t／24h×2炉	高野口町大野 1827-28	42-5300
	リサイクル施設	46.4t/5h		

### (2)し尿、ごみ処理収集車

し尿収集車一覧表

車種	台数	収集運搬能力	所有者	電話番号
バキューム	1	1,800リットル	環境美化センター	36-1153

ごみ運搬収集車一覧表

所有者	車種	台数	収集運搬能力	電話番号
環境美化センター	ロータリー車	1	2t	36-1153
	パッカー車	1	2t	
	ダンプ	1	4t	
	軽四ダンプ	3	350kg	
	トラック(ロング)	5	2t	
	トラック(ショート)	3	2t	
環境衛生課	トラック(ショート)	1	2t	33-6100

### (3)橋本市し尿・浄化槽汚泥収集運搬業務委託

し尿・浄化槽汚泥収集運搬委託業者一覧

業者名	所在地	連絡先
坂田衛生株式会社	高野口町名古屋218番地	0736-42-2867
田中衛生社	高野口町名古屋497-8	0736-42-5032
中本環境株式会社	橋本市岸上359	0736-32-0152
有限会社バックキーズ	橋本市東家5丁目5番15号	0736-39-1233
株式会社バックキーズ吉岡	橋本市東家1丁目7番6号	0736-33-8778
深野衛生社	高野口町大野565-34	0736-42-3952

### (4)橋本市一般廃棄物収集運搬業務委託

一般廃棄物収集運搬委託業者一覧

業者名	所在地	連絡先
株式会社紀州環境サービス	橋本市御幸辻251番地の1	0736-32-9352
有限会社紀北興業	高野口町伏原1171番地の2	0736-42-3256
株式会社イヌイエコシステム	橋本市南馬場182-1番地	0736-33-2335
株式会社田中組	橋本市吉原85-6	0736-34-0066
紀和産業協業組合	橋本市隅田町中島1058-60	0736-37-0714

## 9 道路・輸送関係

### (1) 緊急輸送道路

#### ア 第一次緊急輸送道路〔協議会で策定された路線のうち橋本市に関わる路線〕

- ・国道24号
- ・国道370号
- ・国道371号
- ・県道和歌山橋本線
- ・県道橋本五條線
- ・県道高野口野上線

#### イ 第二次緊急輸送道路〔協議会で策定された路線のうち橋本市に関わる路線〕

- ・県道二見御幸辻停車場線
- ・市道境原横谷線
- ・市道境原霜草1号幹線

#### ウ 市指定緊急輸送道路

- ・原田・小峰台線
- ・原田幹線

### (2) 車両等の調達先

#### ア 本部公用車

平成26年1月現在

種別	管理部署	電話	台数(台)	備考
軽トラック	総務課	33-1111	5	
軽箱バン	総務課	33-1111	16	
軽乗用車	総務課	33-1111	1	
普通乗用車	総務課	33-1111	4	
ワゴン車	総務課	33-1111	5	
トラック	総務課	33-1111	2	
ダンプカー	総務課	33-1111	1	
マイクロバス	総務課	33-1111	1	

#### イ 車両調達先

種別	所有者	所在地	電話	台数(台)
小型トラック	紀北川上農業協同組合	高野口町名古屋922-2	42-3000	3
中型バス	南海りんかんバス株式会社	市脇五丁目1-24	33-0056	12

※変動あり。

## (3) 都市計画道路

平成25年3月31日現在

路線名	計画決定				改良済 延長(m)	概成済 延長(m)
	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)		
京奈和自動車道 橋本道路	隅田町真土字 大尾	吉原字平谷	8,480	22	0	0
神野々真土線	神野々字柳下	隅田町真土字 戸立	8,360	15	1,095	6,540
橋本駅前線	古佐田1丁目	橋本2丁目	120	23	53	0
東家西御門線	東家393	市脇5-3-8	540	11	540	0
長野橋本線	東家4丁目	東家3丁目	850	12	241	0
駅前東線	古佐田2-89	古佐田2-28-1	242	12	242	0
市脇東家線	市脇2丁目	東家4丁目	1,200	8	0	0
古佐田原田線	古佐田1丁目	原田字平	690	8	0	0
原田線	古佐田33-2	原田472	1,012	8	1,012	0
大森市脇線	東家5丁目	市脇4丁目	1,000	8	0	0
駅前寺脇線	古佐田2丁目	東家4丁目	380	12	100	280
三石台垂井線	橋谷字竹ノ羽場	隅田町垂井字東 鳥井	6,640	20 ~22	6,640	0
古佐田橋本線	古佐田1丁目	橋本1丁目	260	12	256	0
東家慶賀野線	東家字東畑	慶賀野字上の平	4,100	12	190	3,860
橋本向副線	橋本1丁目	向副	430	14	354	76
小峰台垂井線	小峰台2丁目	隅田町垂井字 笹ヶ谷	5,730	16	2,764	0
橋本バイパス線	清水字石井	柱本字沓掛	7,580	25	2,847	1,350
霜草南北線	隅田町霜草字 堂ノ浦	隅田町霜草字 高尾	1,660	16	1,660	0
山内垂井線	隅田町真土字 中畑	隅田町垂井字 死手谷	1,600	16 ~20	1,261	0
山内真土線	隅田町山内字 菖蒲	隅田町垂井字 死手谷	980	16	980	0
上兵庫中島線	隅田町上兵庫字 塚田	隅田町中島字 西山	900	12	0	0
山内平野線	隅田町山内字 東山	隅田町平野字 菖蒲谷	1,220	16	0	0
吉原神野々線	吉原字中平	神野々字 竹ノ垣内	1,450	16	350	0
23路線			55,424		20,585	12,106

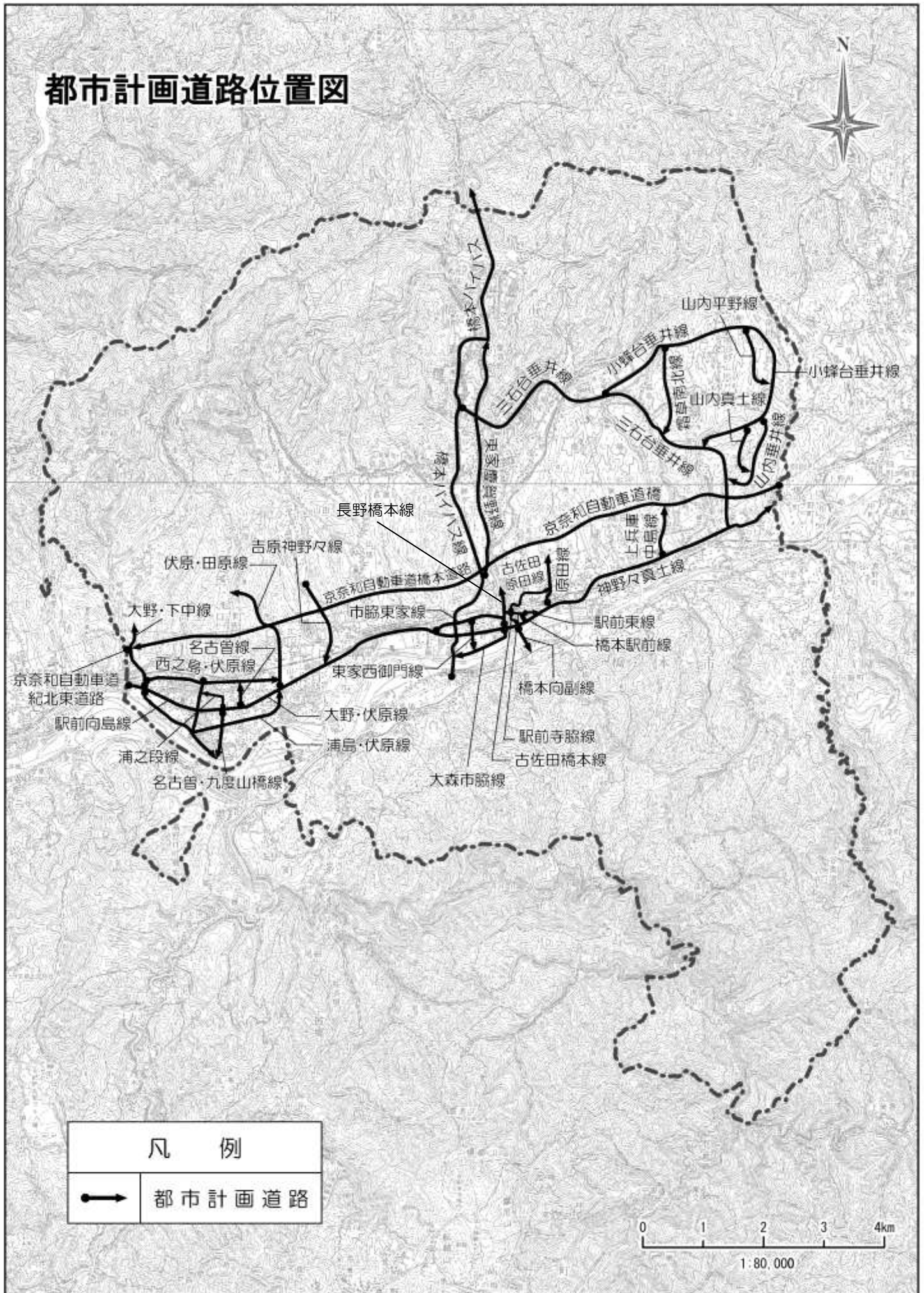
9 道路・輸送関係

路線名	計画決定				改良済 延長(m)	概成済 延長(m)
	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)		
京奈和自動車道 橋本道路	高野口町応其字 庵寺峯	高野口町大野字 平山口	2,820	22	0	0
京奈和自動車道 紀北東道路	高野口町大野字 平山口	高野口町大野字 西ノ戸	140	21	0	0
大野伏原線	高野口町大野字 西ノ島	高野口町伏原字 大門	3,350	15	0	2,900
浦島伏原線	高野口町大野 265 地先	高野口町伏原 129-15 地先	2,910	12	2,910	0
西之島伏原線	高野口町大野字 柳坪	高野口町伏原字 藪田	2,210	12	0	0
大野下中線	高野口町大野字 下島田	高野口町大野字 平山鎮守壇	1,200	12	1,200	0
駅前向島線	高野口町名倉字 城跡	高野口町向島	1,519	11	1,519	0
伏原田原線	高野口町伏原字 荒内	高野口町田原字 大下	2,010	12	987	0
名古屋線	高野口町名古屋 680-1 地先	高野口町名古屋 718-3 地先	403	12	0	0
名古屋九度山橋線	高野口町名古屋 字丹生下	高野口町小田字 柳	810	9	810	0
浦之段線	高野口町名古屋 字丹生下	高野口町名倉字 大東	530	6	398	0
11 路線			17,902		7,824	2,900

(4) 幹線道路

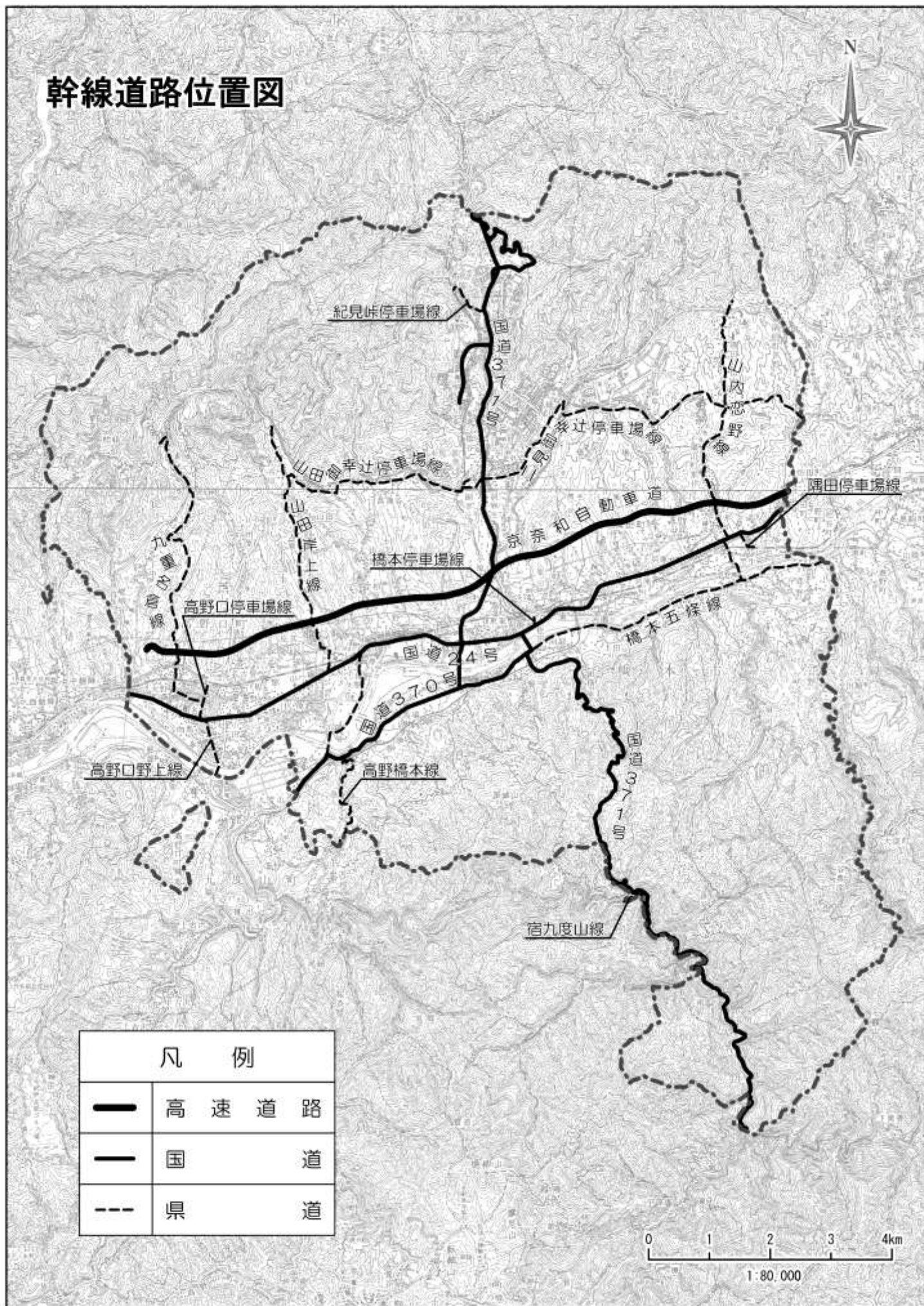
高速道路	京奈和自動車道
国道	国道24号
	国道371号
	国道370号
県道	山内恋野線
	二見御幸辻停車場線
	隅田停車場線
	橋本停車場線
	紀見峠停車場線
	山田御幸辻停車場線
	山田岸上線
	九重名倉線
	高野口停車場線
	高野橋本線
	橋本五條線

# 都市計画道路位置図





# 幹線道路位置図



## 10 施設関係

## (1) 公園緑地

番号	種別	公園名	計画決定面積(ha)	供用面積(ha)
1	街区	岸上1号公園	0.18	0.17
2	街区	原田公園	0.32	0.32
3	街区	駅前公園	0.06	0.06
4	街区	野公園	0.17	0.17
5	街区	城山台1号公園	0.25	0.26
6	街区	城山台2号公園	0.26	0.26
7	街区	城山台3号公園	0.24	0.25
8	街区	城山台4号公園	0.38	0.39
9	街区	城山台5号公園	0.17	0.17
10	街区	城山台6号公園	0.39	0.40
11	街区	城山台7号公園	0.07	0.13
12	街区	三石台1号公園	0.63	0.63
13	街区	三石台2号公園	0.15	0.15
14	街区	三石台3号公園	0.13	0.14
15	街区	三石台4号公園	0.19	0.19
16	街区	三石台5号公園	0.21	0.21
17	街区	三石台6号公園	0.12	0.12
18	街区	紀見ヶ丘1号公園	0.30	0.30
19	街区	紀見ヶ丘2号公園	0.46	0.46
20	街区	紀見ヶ丘3号公園	1.01	0.99
21	街区	小峰台1号公園	1.25	1.25
22	街区	あやの台1号公園	0.47	0.47
	街区	隅田A2号公園	0.37	未開設
	街区	あやの台3号公園	0.26	0.26
	街区	隅田A4号公園	0.28	未開設
	街区	隅田A5号公園	0.27	未開設
	街区	隅田A6号公園	0.31	未開設
	街区	隅田A7号公園	0.28	未開設
	街区	隅田A8号公園	0.31	未開設
23	街区	柿の木坂東公園		0.06
24	街区	柿の木坂中公園		0.19
25	街区	柿の木坂西公園		0.24
26	街区	光陽台どんぐり公園	(0.30)	0.30
27	街区	小峰台2号公園		0.24
28	街区	小峰台1号小広場		0.03
29	街区	小峰台2号小広場		0.02
30	街区	しらさぎ台小広場		0.05
31	街区	さつき台東公園		0.20

第3編 資料編 第1部 各種資料

10 施設関係

番号	種別	公園名	計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)
32	街区	みゆき台東公園		0.20
33	街区	みゆき台中公園		0.22
34	街区	みゆき台西公園		0.17
35	街区	みゆき台南公園		0.23
36	街区	名古屋児童公園	0.30	0.30
37	街区	伏原児童公園	0.22	0.22
38	街区	さつき台南公園		0.23
39	街区	あやの台9号公園		0.40
合計		供用済39箇所	9.49	10.79

番号	種別	公園名	計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)
40	近隣	丸山公園	1.6	1.52
41	近隣	城山台中央公園	2.0	2.0
42	近隣	三石台中央公園	2.0	2.0
	近隣	隅田1号公園	2.4	未開設
	近隣	隅田2号公園	2.7	未開設
43	近隣	あやの台中央公園	2.0	2.03
	近隣	隅田A北公園	2.2	未開設
44	近隣	住吉運動公園	3.1	3.10
合計		供用済5箇所	18.0	10.65

番号	種別	公園名	計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)
45	総合	杉村公園	12.7	12.74
46	地区	高野口公園	3.3	3.26
合計		供用済2箇所	16.0	16.0

番号	種別	公園名	計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)
47	運動	橋本市運動公園	34.0	28.3
合計		供用済1箇所	34.0	28.3

番号	種別	公園名	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
48	都緑	向副緑地	2.7	3.64
49	都緑	神野々緑地	3.7	5.29
50	都緑	あやの台緑地	4.4	1.49
51	都緑	南馬場緑地広場		8.36
52	都緑	紀の川高野口第1緑地	3.8	3.80
53	都緑	若もの広場	3.0	2.98
合計		供用済6箇所	17.6	25.56

番号	種別	公園名	計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)
54	墓園	橋本市墓園	9.6	9.60
合計		供用済1箇所	9.6	9.60

## (2) 学校教育施設

学校教育施設一覧表

番号	学校・園	所在地	電話番号
1	紀見小学校	柿の木坂 25-1	32-1522
2	柱本小学校	紀見ヶ丘 2-20-1	37-2811
3	境原小学校	小峰台 1-25-1	37-0808
4	橋本小学校	市脇 5-3-8	32-0059
5	学文路小学校	学文路 900	32-0079
6	清水小学校	清水 2014	32-0307
7	隅田小学校	隅田町垂井 20	32-0714
8	恋野小学校	赤塚 129	32-1355
9	西部小学校	柏原 554	33-0472
10	城山小学校	城山台 2-10-2	37-2055
11	三石小学校	三石台 2-1-1	37-3822
12	高野口小学校	高野口町名倉 226	42-2061
13	応其小学校	高野口町名古曾 19	42-2067
14	信太小学校	高野口町九重 87	42-2803
15	あやの台小学校	あやの台 2-17	37-4001
16	きのくに子どもの村小学校	彦谷 51	33-3370
17	西部中学校	柏原 500	32-1322
18	橋本中学校	市脇 5-3-8	32-0101
19	学文路中学校	清水 363	32-0257
20	隅田中学校	隅田町芋生 243	32-0729
21	紀見東中学校	城山台 1-39-2	37-0500
22	紀見北中学校	三石台 3-19	37-5060
23	高野口中学校	高野口町名古曾 1322-10	42-5555
24	古佐田丘中学校	古佐田 4-10-1	32-0049
25	初芝橋本中学校	小峰台 2-6-1	37-5600
26	きのくに子どもの村中学校	彦谷 51	33-3370
27	橋本高等学校	古佐田 4-10-1	32-0049
28	紀北工業高等学校	神野々809	32-1240
29	伊都高等学校	高野口町名古曾 558	42-2056
30	きのかわ支援学校	高野口町向島 101-3	42-0415
31	初芝橋本高等学校	小峰台 2-6-1	37-5600
32	きのくに国際高等専修学校	彦谷 51	33-3370
33	橋本保育園	東家 2-2-14	32-0268
34	橋本東保育園	原田 31	32-9732
35	岸上保育園	岸上 200	32-2238
36	柏原保育園	柏原 372	32-2239
37	山田保育園	山田 628	32-2246
38	紀見保育園	胡麻生 323-1	36-1556
39	しみず保育園	清水 321	33-0858
40	三石保育園	三石台 4-1-62	36-2220

## 第3編 資料編 第1部 各種資料

## 10 施設関係

番号	学校・園	所在地	電話番号
41	伏原保育園	高野口町伏原 1078	42-4724
42	名古屋保育園	高野口町名古屋 480	43-1013
43	ハンビーノ保育園	城山台 1-17-4	36-5055
44	あやの台保育園	あやの台 2-30-2	34-7870
45	香久の実保育園	高野口町名古屋 849	43-1015
46	橋本幼稚園	東家 2-2-14	32-0504
47	紀見幼稚園	御幸辻 284	33-0670
48	柱本幼稚園	紀見ヶ丘 1-18-1	37-2209
49	境原幼稚園	小峰台 1-25-1	37-5759
50	学文路幼稚園	学文路 900	32-4255
51	清水幼稚園	清水 2014	32-4370
52	心其幼稚園	高野口町名古屋 19	42-5001
53	城山台幼稚園	城山台 1-17-2	37-2050
54	三石台幼稚園	三石台 2-1-3	37-2236
55	あやの台幼稚園	あやの台 2-30-1	34-7860
56	高野口こども園	高野口町向島 166	43-1302
57	すみだこども園	隅田町上兵庫 267	33-1121

## (3) 医療・福祉施設

## 医療機関一覧表

NO	医療施設名	所在地	電話番号
1	小西内科医院	隅田町芋生37-4	32-9035
2	梅本診療所	隅田町河瀬352	33-0477
3	くらぶち眼科	隅田町下兵庫61-2	34-2020
4	北脇医院	隅田町垂井7	32-0709
5	田中診療所	隅田町中下1	32-1103
6	橋本市民病院	小峰台2-8-1	37-1200
7	きみが丘クリニック	紀見ヶ丘3-2-4	36-1403
8	ナサコ内科	光陽台1-5-1	38-2115
9	田倉皮膚科クリニック	光陽台1-5-22	36-1500
10	みなみ胃腸肛門科、外科	しらさぎ台2-12	38-3737
11	しらさぎ台耳鼻咽喉科	しらさぎ台12-13	38-2333
12	藤堂診療所	城山台2-12-6	37-3303
13	横田整形外科	城山台2-43-4	36-3006
14	吉川こどもクリニック	城山台2-45-3	38-2170
15	曾和医院	御幸辻218-3	33-3003
16	奥野クリニック	御幸辻148-1	34-0010
17	藤堂医院	三石台1-3-11	37-5470
18	ひぶせ耳鼻咽喉科	三石台1-3-1	371133
19	石神医院	三石台2-2-19	36-0392
20	おおはぎ内科	三石台3-23-6	38-2570
21	おおはぎ眼科	三石台3-23-7	38-2575
22	林耳鼻咽喉科	市脇1-1-2	33-2955
23	訪問クリニック中塚	市脇1-2-1	34-0466
24	岡田整形外科	市脇1-45-2	32-8080
25	紀北クリニック	市脇3-6-9	33-0782
26	南クリニック胃腸・肛門科	市脇4-7-6	34-0171
27	トメモリ眼科・形成外科	市脇5-4-13	32-9358
28	平林医院	古佐田1-5-13	32-0338
29	稲垣医院	東家1-2-22	33-1011
30	いこまレディースクリニック	東家1-2-25	39-8080
31	森本胃腸肛門科	東家1-2-25	33-0051
32	谷内クリニック	東家4-2-4	39-3339
33	松園胃腸科・内科	東家4-12-6	39-3933
34	奥村マタニティクリニック	東家4-18-13	32-0071
35	奥村レディースクリニック	東家4-17-13	32-8511
36	山本病院	東家6-7-26	32-8899
37	火伏医院	橋本1-4-10	32-0975
38	小林医院	橋本2-2-16	32-0159
39	豊澤医院	橋本2-4-14	32-0127
40	紀和病院	岸上18-1	33-5000
41	(医)南労会みどりクリニック	岸上22-1	34-2811
42	なかいクリニック	神野々382	33-1638
43	小林医院	神野々385-2	32-0846
44	紀和クリニック	岸上23-1	34-1255
45	辻本クリニック	高野口町大野235-1	42-2528
46	栗山クリニック	高野口町小田653-2	43-0310
47	松岡医院	高野口町名倉186-1	42-2117
48	前田内科	高野口町名倉282	42-2976

第3編 資料編 第1部 各種資料

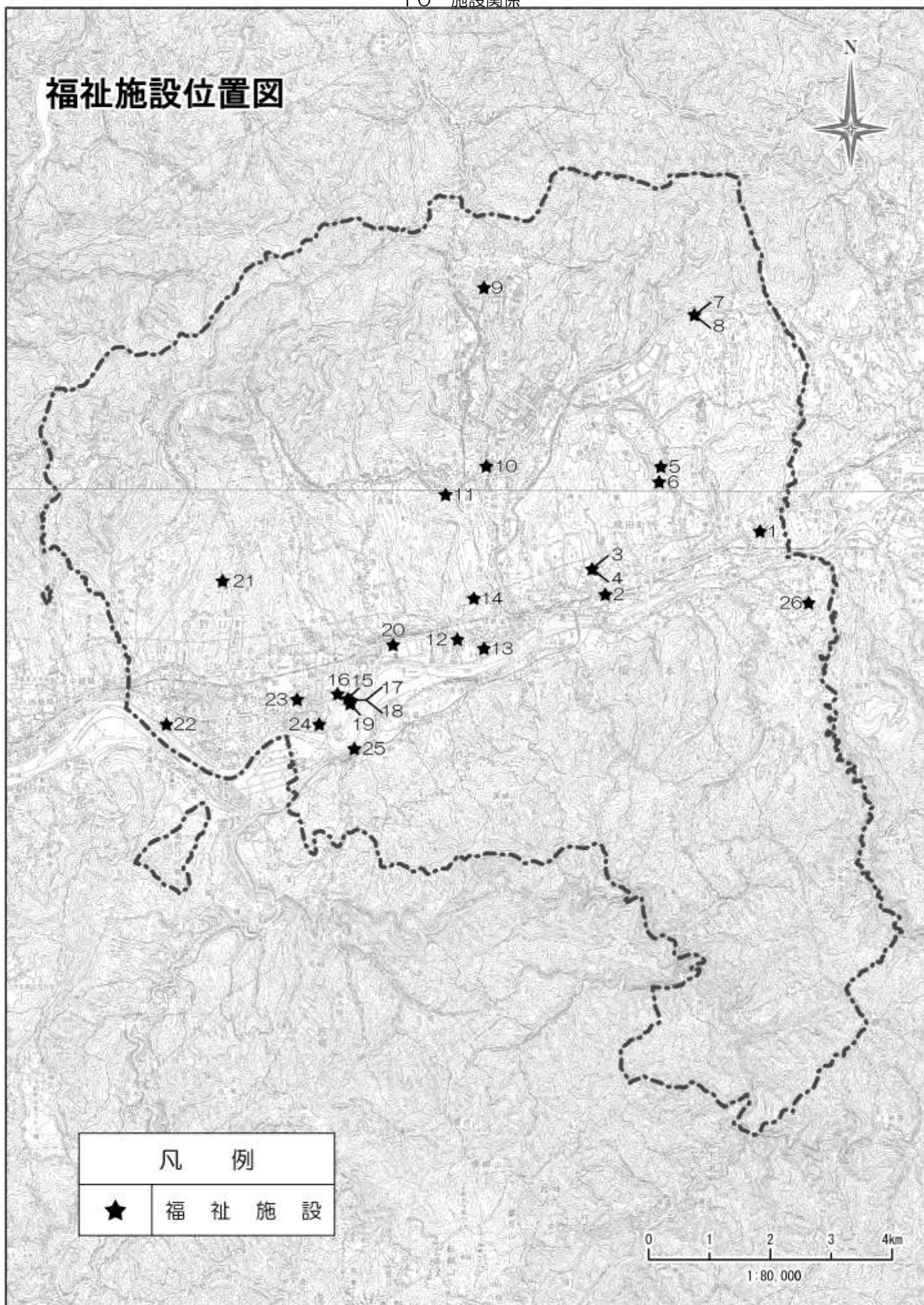
10 施設関係

NO	医療施設名	所在地	電話番号
49	玉井医院	高野口町名倉641	42-2638
50	阪上医院	高野口町名古曾1038-2	42-0300
51	森下クリニック	高野口町向島42-13	44-1666
52	虎谷内科小児科医院	高野口町向島177	42-2802
53	狩谷産婦人科	高野口町向島183-1	42-2459
54	河原整形外科	高野口町名古曾283-1	42-5757
55	ハギノ眼科クリニック	高野口町名古曾700-3	44-2120
56	植阪クリニック	高野口町伏原144-2	43-0100
57	たきわき皮膚科クリニック	高野口町伏原188-1	42-0210
58	伊藤病院	高野口町伏原1011	43-1133
59	恵生会橋本クリニック	学文路136-1	32-2285
60	小林診療所	学文路705	32-0469
61	岡本クリニック	清水512-7	39-0039
62	こころの郷クリニック	高野口町名古曾918-1	42-5858

福祉機関一覧表

NO	福祉施設名	所在地	電話番号
1	スマイルデイサービス	隅田町芋生 178-1	34-0162
2	梅本外科整形外科	隅田町河瀬 352	33-0477
3	特別養護老人ホーム 国城寮	隅田町河瀬 905-2	32-8765
4	養護老人ホーム 国城寮	隅田町河瀬 907	32-1321
5	特別養護老人ホーム 天佳苑	隅田町霜草 797-31	37-5000
6	特別養護老人ホーム ひかり苑	隅田町中島 1058-56	37-3000
7	介護老人保健施設 グリーンガーデン橋本	隅田町山内 1919	37-4165
8	グループホーム 幸楽の里	隅田町山内 1919	38-1165
9	障害者支援施設 リハビリ橋本	柱本 22	37-5800
10	デイサービスみゆき	御幸辻 245	34-1917
11	グループホーム はるすのお家	菖蒲谷 979-1	39-3028
12	医療法人 岡田整形外科	市脇 1-45-2	32-8080
13	介護老人保健施設 博寿苑	東家 6-7-5	33-5589
14	救護施設 悠久の郷	東家 905	32-0324
15	みどりクリニック	岸上 22-1	34-2811
16	介護老人保健施設 メディケアはしもと	神野々877-1	34-0187
17	紀和リハビリテーション病院	神野々1103	34-1317
18	医療法人南労会 短期入所生活介護 花梨	神野々1103	33-3461
19	デイサービス春林館	神野々1109-2	39-5030
20	障害者総合社会復帰施設 あるべじお	野 5-1	32-8246
21	特別養護老人ホーム さくら苑	高野口町大野 1844-133	44-1189
22	ケアランド伊都	高野口町向島 171-5	43-0710
23	ニチケアセンター紀北	高野口町伏原 267-1	44-2185
24	障害者支援施設 悠久の杜	高野口町伏原 1336-1	44-2580
25	医療法人 せせらぎ会	学文路 705	32-0469
26	障害福祉サービス事業所 夢あじさい	恋野 1417-1	33-5065

# 福祉施設位置図



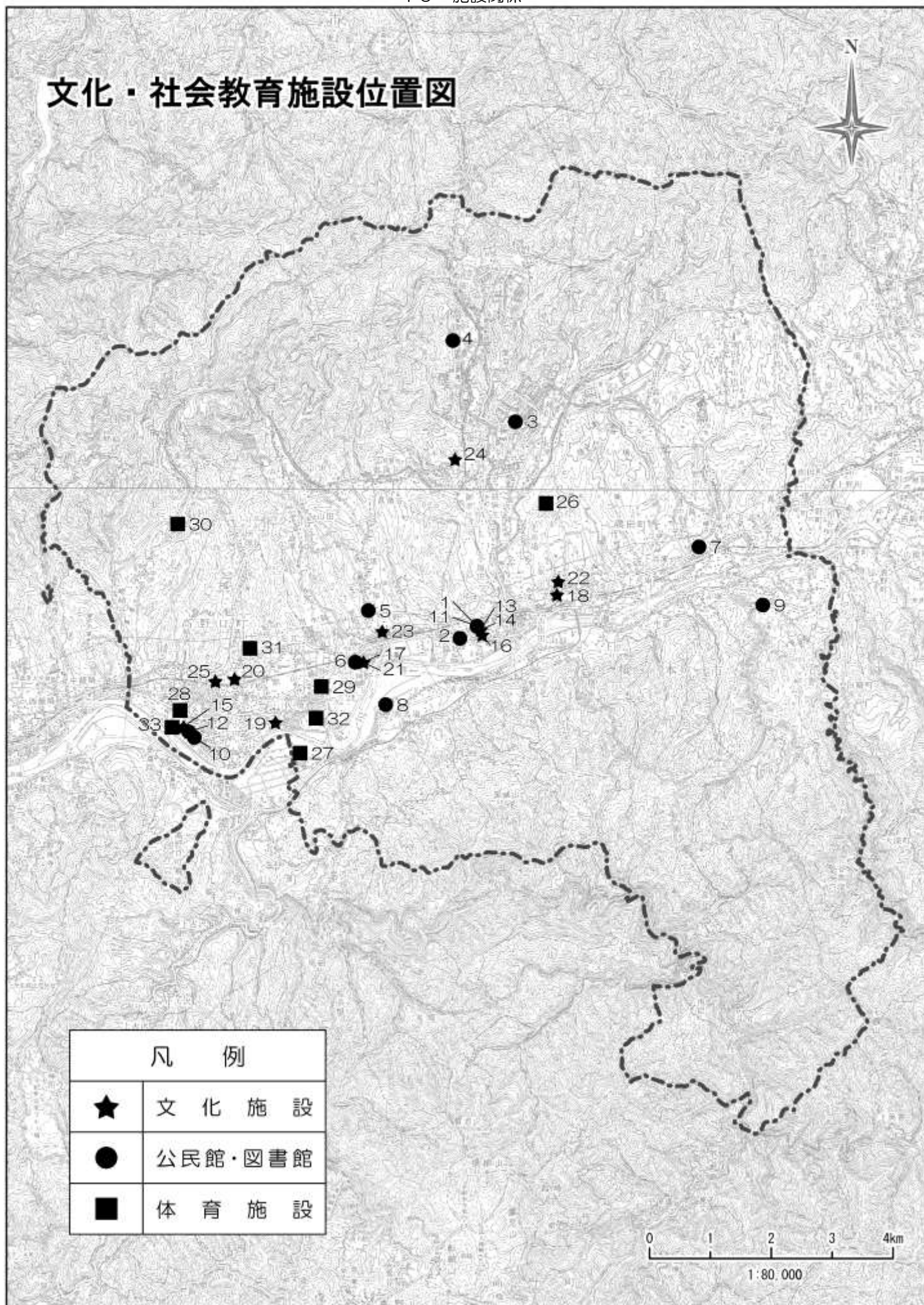


## (4) 文化・社会教育施設

文化・社会教育施設一覧表

種類	番号	施設名	住所	電話番号
公民館 図書館	1	中央公民館(教育文化会館3F)	東家 1-6-27	32-0034
	2	橋本地区公民館(商工会館2F)	市脇 1-3-18	34-2750
	3	紀見地区公民館	城山台2-10-1	33-2302
	4	紀見北地区公民館	三石台4-2-1	33-2867
	5	西部地区公民館	柏原 355	33-2656
	6	西部地区公民館(分館)	神野々655-2	34-0955
	7	隅田地区公民館	隅田町中島 22	34-2312
	8	学文路地区公民館	南馬場 1173-77	34-1546
	9	恋野地区公民館	恋野 564-1	33-2458
	10	高野口地区公民館(働く女性の家)	高野口町向島 54-1	43-0893
	11	橋本市図書館(教育文化会館5F)	東家 1-6-27	33-0899
	12	橋本市図書館高野口分館	高野口町向島 78-2	42-3701
文化施設	13	教育文化会館	東家 1-6-27	32-0034
	14	市民会館	東家 1-6-27	33-6108
	15	産業文化会館(アザレア)	高野口町向島 135	42-5070
	16	勤労青少年ホーム	東家 1-1-19	33-1575
	17	岸上文化センター	岸上 203	33-0797
	18	原田文化センター	原田 81-5	32-5095
	19	伏原文化センター	高野口町伏原 1075-3	43-0978
	20	名古屋文化センター	高野口町名古屋 1171-3	42-5005
	21	きしかみ子ども館	岸上 203	32-5094
	22	はらだ子ども館	原田 239	33-0330
	23	あさもよし歴史館	野 516	*(問) 33-6112
	24	郷土資料館	御幸辻 786	32-4685
	25	パイル織物開発センター	高野口町名倉 1069	(問) 33-1111
体育施設	26	橋本運動公園	北馬場 454 他	32-9660 (他)
	27	学文路スポーツセンター	学文路 172-2	(問) 33-2317
	28	高野口体育館	高野口町大野 145-2	(問) 33-2317
	29	伏原体育館	高野口町伏原 806	(問) 33-2317
	30	橋本市勤労者体育センター	高野口町上中 176	(問) 33-2317
	31	住吉運動公園	高野口町名古屋 1390	(問) 33-2317
	32	伏原テニスコート	高野口町伏原 395	(問) 33-2317
	33	温水プール(レインボー)	高野口町向島 135	42-5077

\*:(問);施設などの問い合わせ先



## (5) 文化財

## ア 市指定

平成26年2月1日現在

NO	文化財名	NO	文化財名
1	隅田八幡塚古墳 1基	36	木造十一面観音立像(観音寺) 1 軀
2	市脇相賀古墳群 2基	37	木造南無仏太子立像(利生護国寺) 1 軀
3	柏原文書 160点	38	木造天部形立像(利生護国寺) 1 軀
4	大般若波羅密多經 598巻	39	木造阿弥陀如来坐像(福王寺) 1 軀
5	古写大般若波羅密多經 600巻	40	木造阿弥陀如来坐像(時光寺) 1 軀
6	小峯寺宝鑑印塔 1基	41	木造地藏菩薩立像(宝幢寺) 1 軀
7	定福寺九重塔 1基	42	木造地藏菩薩立像(宝幢寺) 1 軀
8	極楽寺宝鑑印塔 1基	43	木造地藏菩薩立像(宝幢寺) 1 軀
9	神野々七墓前五輪塔 2基	44	利生護国寺 1件
10	岩倉池応其上人五輪塔 1基	45	隅田八幡神社管祭 1件
11	橋本川船仲間中石燈籠 1基	46	野の送り念仏 1件
12	柏原村鋳物師鋳造物 相賀大神社梵鐘 1口	47	伊勢(大和)・高野街道東家四つ辻道標石 1基
13	柏原村鋳物師鋳造物 永楽寺鰐口 1口	48	伊勢(大和)街道橋本道標石 1基
14	柏原村鋳物師鋳造物 成就寺大師堂露盤 1口	49	伊勢(大和)街道古佐田道標石 1基
15	平谷池応其上人供養碑 1基	50	旧橋本町道路元標 1基
16	旧高野街道 高野山六里道標石 1基	51	極楽寺薬師堂仏像 3 軀
17	旧高野街道 高野山五里道標石 1基	52	九鬼虚白の彫刻 3点
18	旧高野街道 高野山四里道標石 1基	53	熊野神社の懸仏 9面
19	旧高野街道 高野山三里道標石 1基	54	天満神社のネズ 1 株
20	旧高野街道 三軒茶屋大堂夜燈籠 2基	55	葛城神社のムクロジ 1 株
21	旧高野街道 東家渡場大堂夜燈籠 1基	56	中道磨崖仏 1件
22	興山寺領御国領境界標石 1基	57	市脇の曳きだんじり 1基
23	学文路三叉路道標石 1基	58	東家の曳きだんじり 1基
24	旧高野街道六地藏第1 1基	59	高野口小学校校舎 1 棟
25	旧高野街道六地藏第2 1基	60	木造阿弥陀如来坐像(地藏寺) 1 軀
26	絹本、彩色、木食応其上人画像 1幅	61	木造釈迦如来及び両脇侍像(地藏寺) 3 軀
27	応其寺文書 37点	62	木造地藏菩薩立像(地藏寺) 1 軀
28	葛原家文書 353点	63	木造薬師如来坐像(地藏寺) 1 軀
29	嵯峨谷の六地藏六面石幢 1基	64	木造十一面観音立像(普門院) 1 軀
30	元浄泉寺 塩市燈籠 1基	65	木造千手観音立像(千光寺) 1 軀
31	木造薬師如来坐像(観音寺) 1 軀	66	木造阿弥陀如来坐像(極楽寺) 1 軀
32	木造大日如来坐像(観音寺) 1 軀	67	木造観音菩薩立像 1 軀
33	木造地藏菩薩立像(地藏寺) 1 軀		
34	木造阿弥陀如来坐像(阿弥陀寺) 1 軀		
35	木造薬師如来坐像(小峯寺) 1 軀		

## イ 県指定

NO	文化財名	NO	文化財名
1	相賀大神社石燈籠 1 軀	16	陵山古墳 1 基
2	木造大日如来坐像(利生護国寺) 1 軀	17	戸谷新右衛門の墓地 1 件
3	木造阿弥陀如来坐像(定福寺) 1 軀	18	神野々廃寺塔跡 1 件
4	木造普賢延命菩薩坐像(普賢寺) 1 軀	19	大畑才蔵勝善の墓 1 件
5	木造阿弥陀如来坐像(六郷極楽寺) 1 軀	20	地藏寺の五輪塔 1 基
6	木造天部立像(福王寺) 2 軀	21	弘法寺の梵鐘 1 口
7	木造大日如来坐像(妙楽寺) 1 軀 木造薬師如来坐像(妙楽寺) 2 軀	22	嵯峨谷の神踊り 1 件
8	隅田文書(利生護国寺) 20点 隅田文書(隅田八幡神社) 37点 隅田文書(隅田家) 109点	23	名古屋廃寺跡 1 件
9	大畑才蔵関係文書 1 式	24	信太神社の樟樹 1 件
10	刀 銘於南紀重国造之 1 口	25	しぐれの松 1 本
11	隅田八幡神社経塚出土品 1 件	26	隅田八幡神社経塚 1 件
12	橋本の舟楽車 1 基	27	名古屋火葬墓 1 件
13	苅萱道心・石童丸関係信仰資料 一括	28	玉川峡 1 件
14	葛城山の凍豆腐製造用具附凍豆腐関係文書 3冊	29	定福寺 1 件
15	隅田八幡神社秋祭り 1 件		

## ウ 国登録

NO	文化財名	NO	文化財名
1	旧橋本本陣池永家住宅主屋 1 棟	13	前田家住宅主屋 1 棟
2	旧橋本本陣池永家住宅離座敷 1 棟	14	前田家住宅中書院 1 棟
3	旧橋本本陣池永家住宅表門 1 棟	15	前田家住宅新書院 1 棟
4	旧橋本本陣池永家住宅土蔵 1 棟	16	前田家住宅土蔵 1 棟
5	旧葛城館 1 棟	17	日本聖公会橋本基督教会旧礼拝堂 1 棟
6	みそや別館主屋 1 棟	18	楠本家住宅主屋 1 棟
7	みそや別館上蔵及び離れ座敷 1 棟	19	楠本家住宅離座敷 1 棟
8	みそや別館下蔵 1 棟	20	楠本家住宅土蔵 1 棟
9	小林家住宅主屋 1 棟	21	楠本家住宅納屋 1 棟
10	小林家住宅土蔵 1 棟	22	定福寺庫裏 1 棟
11	火伏医院主屋 1 棟	23	豊島家住宅主屋 1 棟
12	火伏医院病院棟 1 棟		

## エ 国指定

NO	文化財名
1	人物画像鏡(隅田八幡神社) 1 面
2	利生護国寺本堂 1 棟
3	旧高野口尋常高等小学校校舎 1 棟

## 11 その他

## (1) 自主防災組織一覧

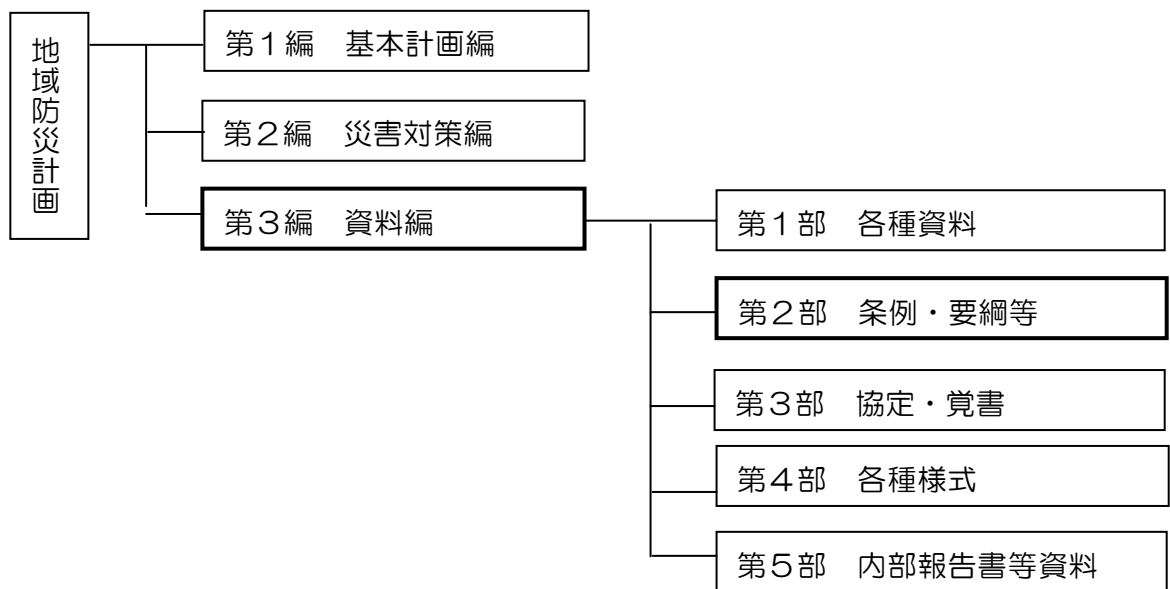
平成27年3月20日現在

件数	自主防災組織名	件数	自主防災組織名
1	橋本区自主防災会	53	赤塚区自主防災会
2	古佐田区自主防災会	54	中道区自主防災会
3	妻区自主防災会	55	上田区自主防災会
4	原田地区自主防災会	56	彦谷区自主防災会
5	東家地区自主防災会	57	須河区自主防災会
6	市脇自主防災会	58	谷奥深区自主防災会
7	小原田区自主防災会	59	学文路区自主防災会
8	菖蒲谷区自主防災会	60	南馬場区自主防災会
9	さつき台地区防災会	61	西畑区自主防災会
10	みゆき台自主防災会	62	賢堂地区自主防災会
11	岸上地区防災会	63	清水区自主防災会
12	山田区防災会	64	向副区自主防災会
13	吉原地区自主防災会	65	横座区自主防災会
14	柏原地区防災会	66	向島自主防災会
15	野地区防災会	67	名倉5区自治会自主防災会
16	神野々地区自主防災会	68	10区B自治会自主防災会
17	城の内住宅自主防災会	69	10区C自治会自主防災会
18	野団地自主防災会	70	桜ヶ丘自主防災会
19	出塔地区防災会	71	10区A自治会自主防災会
20	ぶどう坂地区自主防災会	72	12区自治会自主防災会
21	柱本区自主防災会	73	13区A自主防災会
22	紀見峠区自主防災会	74	15区自治会自主防災会
23	橋谷区自主防災会	75	18区B防災会
24	御幸辻防災会	76	18区C自主防災会
25	杉尾地区防災会	77	19区自治会自主防災会
26	城山台自主防災会	78	大野南自治会防災会
27	柿の木坂自主防災会	79	西ノ島自治会自主防災会
28	紀見ヶ丘自主防災会	80	20区町内会自主防災会
29	三石台区・連合自主防災会	81	伏原1・2自治会自主防災会
30	小峰台一丁目自主防災組織	82	ベルビューマンション地区自主防災会
31	光陽台自治会自主防災会	83	伏原3区自治会自主防災会
32	沓掛地区防災会	84	小田地区防災会
33	慶賀野地区自主防災会	85	丹生平地区自主防災会
34	胡麻生区自主防災会	86	小田向島防災会
35	橋本ニュータウン区自主防災会	87	北名古屋地区自主防災会
36	しらさぎ台区自主防災会	88	南名古屋地区自主防災会
37	北馬場自主防災会	89	名古屋自治会防災会
38	境原区自主防災会	90	東名古屋区町内会自主防災会
39	矢倉脇区自主防災会	91	応其地区自主防災会
40	下兵庫区自主防災会	92	応其団地自治会自主防災会
41	上兵庫区自主防災会	93	応其板橋区自主防災会
42	中島地区防災会	94	住吉区自治会自主防災会
43	中下地区防災会	95	高尾城自主防災会
44	芋生区防災会	96	平山城自主防災会
45	垂井区自主防災会	97	上中区自主防災会
46	平野地区自主防災会	98	下中区自主防災会
47	山内地区防災会	99	九重地区自主防災会
48	河瀬区自主防災会	100	田原区自主防災会
49	霜草地区防災会	101	西川区自主防災会
50	真土地区防災会	102	嵯峨谷区自主防災会
51	あやの台一丁目自治会自主防災会	103	竹尾自主防災組織
52	恋野区自主防災会		

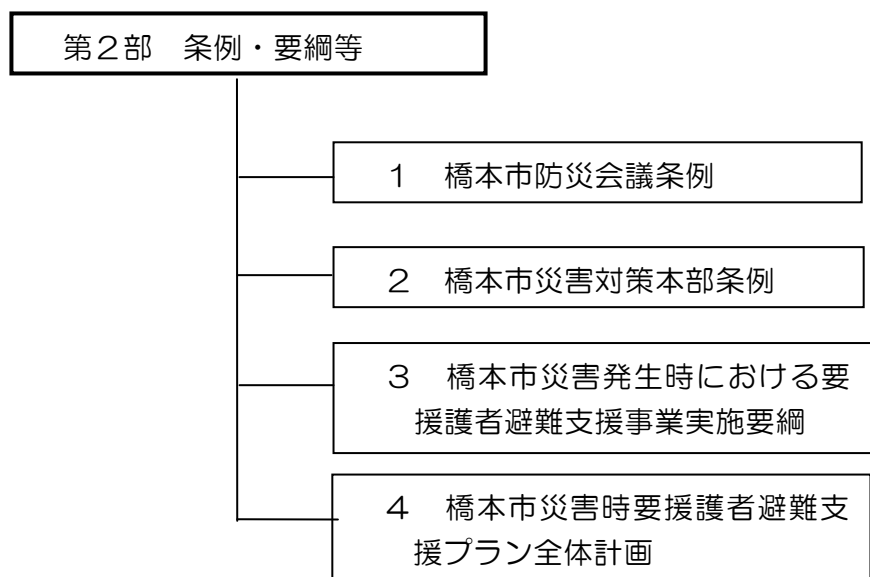
## 第3編 資料編

### 第2部 条例・要綱等

#### 【第3編 資料編の体系】



#### 【第2部 条例・要綱等の体系】



---

## 橋本市防災会議条例

---

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 25 号

改正 平成 24 年 9 月 19 日 条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 16 条第 6 項の規定に基づき、橋本市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 橋本市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び 50 人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名した委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 和歌山県知事部局の内部の職員
- (2) 和歌山県警察の警察官
- (3) 市長部局の内部の職員
- (4) 教育長
- (5) 消防長及び消防団長
- (6) 本市の区域を管轄する指定地方行政機関(法第 2 条第 4 号の指定地方行政機関をいう。)の職員
- (7) 本市の区域において業務を行う指定公共機関(法第 2 条第 5 号の指定公共機関をいう。)又は指定地方公共機関(法第 2 条第 6 号の指定地方公共機関をいう。)の役員又は職員
- (8) 本市の区域を警備区域とする自衛隊の自衛官

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

6 前項第3号、第4号及び第5号に掲げる者を除き、委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、和歌山県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第6項本文の規定にかかわらず、同条第5項第3号、第4号及び第5号に掲げるものを除く最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成24年9月19日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。



---

## 2 橋本市災害対策本部条例

---

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、橋本市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、災害対策本部員(以下「本部員」という。)及びその他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

---

### 3 橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱

---

平成 18 年 6 月 16 日  
告示第 278 号

(目的)

第 1 条 この告示は、災害発生時等に在宅で生活をしている要援護者等の避難支援を図ることにより、この者の安全の確保及び避難所での生活の向上等を目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「要援護者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定において、要介護 3(重度の介護を要する状態で、立ち上がりや歩行などが自力でできない等)以上の居宅又は施設で生活する者
- (2) 障がい程度が身体障がい者手帳 1 級又は 2 級(重度の介護を要する状態で、立ち上がりや歩行などが自力でできない等)及び療育手帳 A 級(常時見守りが必要で、状況判断が困難等)の居宅又は施設で生活する者

(実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は、橋本市とする。

(事業内容)

第 4 条 この事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、要援護者の安全性が確保されるまでの間、市長が避難先と指定した施設(以下「避難施設」という。)において、要援護者を受け入れること。
- (2) 災害後の要援護者の健康状態等に異常があった場合、予め作成した要援護者の名簿等により、関係機関への連絡等適切な処遇を行うものとする。

(利用対象者)

第 5 条 この事業の利用対象者は、次に定める者とする。

- (1) 災害等によりあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 23 条第 1 項第 1 号の収容施設をいう。)での生活が困難と認められる要援護者及びその介護者
- (2) 家屋の倒壊等の理由により、入所していた者を戻すことが困難と認められる施設に入所している者
- (3) その他市長が必要と認める者

(利用期間)

第 6 条 この事業の利用期間は、居宅及び施設等の安全性が確保されたと市長が判断する

までとする。

(避難先の指定)

第7条 市長は、この事業の実施に当たり、次に掲げる施設を避難施設と指定することができる。

- (1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 老人保健施設(介護老人保健施設)
- (4) 通所介護及び通所リハビリ実施事業所
- (5) 認知症対応型共同生活介護実施事業所
- (6) その他市長が避難施設と指定することが適当と認める施設

(移送)

第8条 この事業の実施に当たり、要援護者の所在地から避難施設までは、要援護者が各自で移動することを原則とするが、何らかの理由により避難施設まで移動することが困難な場合は、避難施設の責任において移送するものとする。

(避難施設利用料)

第9条 この事業の実施に当たり、避難施設が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、本市が負担するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

---

## 4 橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン全体計画

---

### 目次

第1章 総則	P 208
1 計画の目的	P 208
2 計画の位置付け	P 208
3 計画の構成	P 208
4 対象とする災害時要援護者	P 209
5 対象災害	P 213
6 対象地域	P 213
第2章 関係機関の役割	P 213
1 橋本市の役割	P 213
2 消防本部・消防団の役割	P 213
3 民生委員・児童委員の役割	P 213
4 地域支援機関の役割	P 214
5 専門支援機関の役割	P 214
6 伊都振興局(地域振興局・橋本保健所)の役割	P 214
第3章 災害時要援護者情報の収集・共有	P 215
1 災害時要援護者の把握	P 215
2 災害時要援護者情報の収集	P 215
3 情報収集の内容	P 216
4 情報の共有	P 216
第4章 避難支援プラン(個別計画)	P 217
1 個別計画の作成の基本方針	P 217
2 避難行動要支援者の登録	P 217
第5章 避難支援体制	P 218
1 災害時要援護者支援班の設置	P 218
2 関係機関との連携	P 218
3 避難支援者の決定	P 218
第6章 情報伝達等	P 219
1 避難に関する情報	P 219
2 情報伝達ルート	P 220
3 防災情報の周知	P 220

第3編 資料編 第2部 条例・要綱等  
4 橋本市災害時要援護者避難支援プラン全体計画

第7章 安否確認	P 221
1 安否確認の方法	P 221
2 安否情報窓口の設	P 221
第8章 避難誘導及び避難所における支援	P 221
1 避難誘導の手段・経路等	P 221
2 避難所における支援	P 222
第9章 要援護者避難訓練の実施	P 223
1 要援護者避難訓練の実施	P 223

## 第1章 総則

### 1 計画の目的

地震や台風、豪雨などの自然災害や火災などによって、毎年のように尊い人命が失われています。こうした中、特に高齢者や障がいのある人、乳幼児や妊産婦など「災害時要援護者（要配慮者）」の被災が目立っていることから、災害時要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められています。

災害時要援護者（要配慮者）避難支援プランは、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要援護者の特性に応じた十分な配慮を行い、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

### 2 計画の位置付け

災害時要援護者（要配慮者）避難支援プランは、橋本市地域防災計画の災害時要援護者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものである。平成25年6月に公布された災害対策基本法等の一部を改正する法律により橋本市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン（全体計画）と名称変更し、かつ関連事項について計画の見直しを行い改訂した。

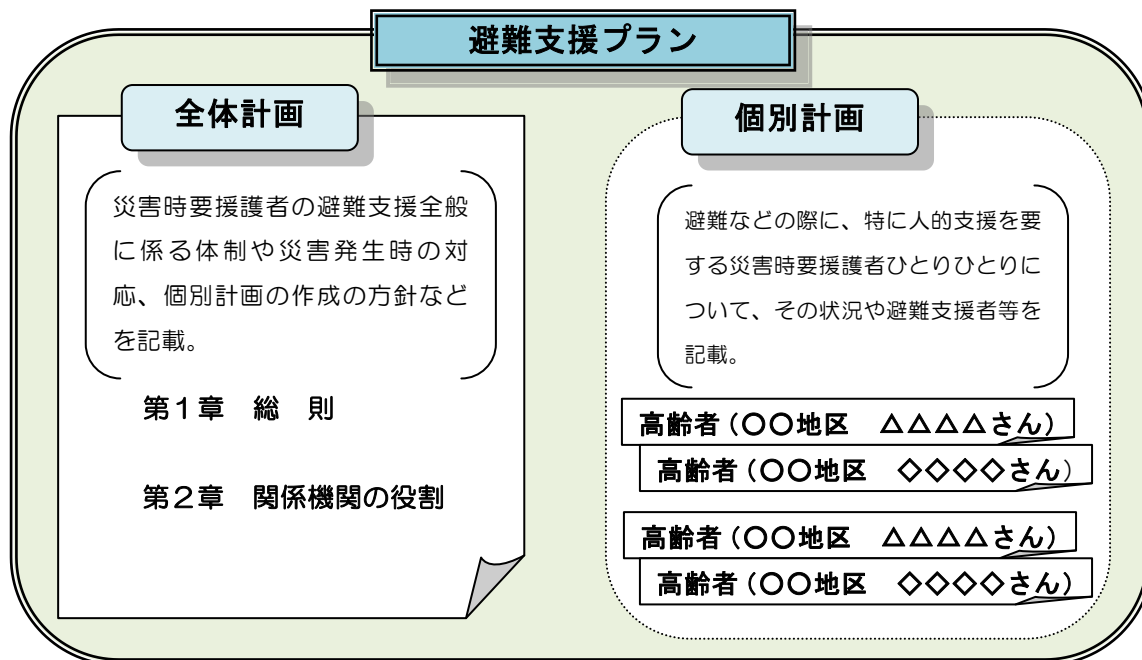
### 3 計画の構成

災害時要援護者（要配慮者）避難支援プランは、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と災害時要援護者一人ひとりのプランを定めた「個別計画」により構成する。

「全体計画」とは本プランのことを指し、ここでは災害時要援護者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別計画」の作成方針等の基本的な事項について定める。

「個別計画」とは本プランに基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者一人ひとりについて、その状況や避難支援者等を「避難支援プラン（個別計画）」により作成（登録）したものをいう。

《避難支援プランの構成イメージ図》



4 対象とする災害時要援護者

(1) 災害時要援護者の定義

避難支援プランの対象者となる災害時要援護者は、橋本市地域防災計画で掲げているとおり、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次の者とする。

- ①高齢者（一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者など）
- ②身体障がい者
- ③知的障がい者
- ④精神障がい者
- ⑤常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
- ⑥自閉症等の発達障がいのある者
- ⑦乳幼児
- ⑧妊産婦
- ⑨日本語に不慣れな在住外国人

(2) 避難行動要支援者

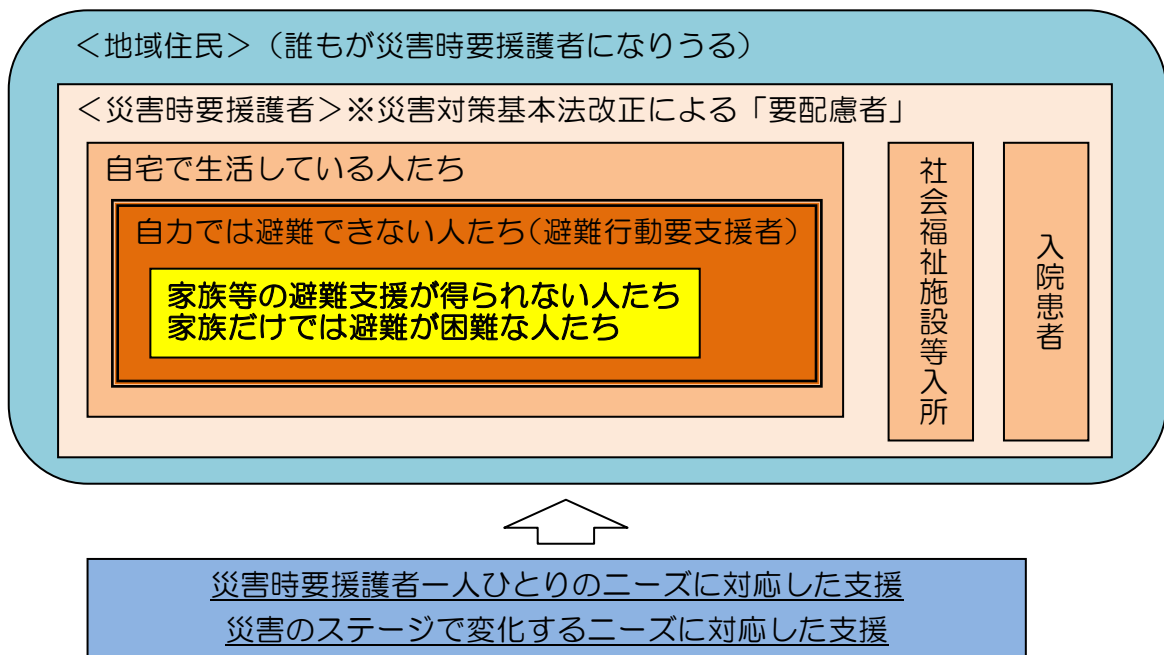
要援護者のうち、次の人々で避難時の支援者が身近にいない方や支援者だけで移動するのが困難な方を避難行動要支援者とし、避難支援体制の整備を重点的かつ優先して行なうものとする。

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者

- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者
- ③ 認知症の者で、前号の規定する要介護認定において要介護1以上の判定を受けている者
- ④ 高齢者世帯で、一人が2号で規定する要介護認定において要介護1以上の判定を受けている者
- ⑤ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する肢体不自由、視覚障がい及び聴覚障がいを有する者
- ⑥ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちAの判定を受けた者
- ⑦ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障がい者福祉手帳1級（重度）の交付を受けている者
- ⑧ 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
- ⑨ 来日してからの期間が短い研修生等、日本語に不慣れな在住外国人
- ⑩ 前各号に準じる状態にある者で市長が必要と認める者

\*\*本プランでは、原則として、避難行動要支援者を個別計画作成の対象とするが、要援護者等についても、必要な状態にあると認められる者については積極的に支援計画を作成する。

これらの災害時要援護者の特徴や災害時のニーズ（例）は、表①(P.6～P.7)のとおりとされている。





第3編 資料編 第2部 条例・要綱等  
4 橋本市災害時要援護者避難支援プラン全体計画

\*\*\*災害時要援護者の特徴およびニーズ（例）\*\*\* 表①

区分	特徴	災害時のニーズ	
高齢者	一人暮らし 高齢者	基本的には自力で行動できるが、緊急事態等であることに気付くのが遅れる場合がある。	災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	要介護高齢者 (寝たきり)	食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで介助が必要であり、自力で移動できない。	災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身体障がい者	視覚障がい者	視覚による認識が困難な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障がい者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。また、音は聞こえても、ことばの意味などを理解できない場合がある。コミュニケーション手段は、失聴時期や残存聴力によって、手話、筆談、補聴器を使用した残存聴力の活用等、様々であり、その人に応じた手段でコミュニケーションすることが必要である。	補聴器や、手話、文字、絵図等の活用等その人に応じたコミュニケーション手段での情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語機能障がい者	自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	体幹機能障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障がい者	ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療(透析等)が必要である。	避難場所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 継続治療できなくなる傾向がある。透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。

4 橋本市災害時要援護者避難支援プラン全体計画

区分	特徴	災害時のニーズ
知的障がい者	緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い。	気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与が必要である。	避難場所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。 特殊な医療器具やその電力の確保が必要となる。
乳 幼 児	年齢が低いほど、養護が必要である。	緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
妊 産 婦	自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。
外 国 人	日本語で情報を受けたり伝達することが十分でない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供等が必要となる。母国語による情報提供や相談が必要となる。

(参考)「災害時要援護者対策ガイドライン」(日本赤十字社)

(参考資料)

『耳がきこえない』ということは、見た目ではわかりません。特に災害時では、情報が届かないことや、手話や筆談でのコミュニケーションが必要なことを、自らアピールしていくことも大切です。

また、『手話や筆談での支援ができる』ことや『聴覚障がい者への理解を持っている』健聴者の目印にもなるように、聴覚障がい者・健聴者共に使用できるデザインになっています。橋本市では、聴覚障がい者、手話サークル会員等が持っています。



東京都墨田区聴覚障害者協会と手話サークル「すみだ」作品

## 5 対象災害

本プランは、主に風水害、地震等における要援護者の避難支援体制の整備を対象とする。

## 6 対象地域

本プランは、橋本市全域を対象とするが、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化のおそれのある地域について優先的に扱う。

\*\*災害危険地域については、土砂災害危険箇所、河川の浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の災害危険地域の調査も進められてきており、特に避難を要する地域の想定も可能となってきている。

# 第2章 関係機関の役割

## 1 橋本市の役割

- ① 災害時要援護者支援班の設置
- ② 在宅の要援護者の全体把握
- ③ 避難行動要支援者の把握と個別計画作成のための登録の働きかけ及び個別計画の作成、保管、避難支援機関への提供
- ④ 避難準備（要援護者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）等の情報伝達体制の整備
- ⑤ 避難準備情報の発令、伝達
- ⑥ 個別計画のない避難行動要支援者への避難支援と安否確認
- ⑦ 要援護者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」）の指定、運営
- ⑧ 自主防災組織等の結成促進、自主防災強化のための資機材の整備
- ⑨ 要援護者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施

## 2 消防本部・消防団の役割

- ① 要援護者の避難支援体制整備への協力
- ② 消火・水防活動
- ③ 被災者の救助・救急活動
- ④ 被災者の避難誘導活動（緊急性を優先）

## 3 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、日頃の見守り活動を通じて以下の役割を担う。

- ① 市からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力
- ② 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- ③ 市の依頼による個別計画作成への協力

④ 個別計画の修正内容の市への提供  
⑤ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認

\*\*災害時に要援護者の避難が確実に行なわれるよう、市は、あらかじめ要援護者の全体把握を行い、避難誘導や安否確認を行なう必要がある。施設入所中の要援護者は施設において常時必要な支援を受けており、災害時も施設における支援を受けることが前提となるため、本プランは在宅の要援護者を全体把握の対象とした。

\*\*避難行動要支援者が個別計画作成のための登録をしなかった場合、個別計画が作成されず、関係機関からの計画的な避難支援が望めないこととなる。

未登録者に対して、市では避難場所への移動支援を行なうことになるが、迅速な避難支援が望めなくなる可能性が高いことを事前に周知しておく必要がある。

なお、和歌山県防災対策推進条例では、第14条で「災害時要援護者は、市町村、自主防災組織等に対して、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するなど、その取組に協力するよう努める」ものと定めている。

#### 4 地域支援機関の役割

地域支援機関とは、区や自治会、自主防災会、障がい者団体、防災士会等、地域で相互扶助活動を行なう組織のことで、日頃の地域活動を通じて以下の役割を担う。

- ① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- ② 個別計画の修正内容の市への提供
- ③ 避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達
- ④ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認

\*\*地域支援機関は、市からの依頼により、避難支援者と避難方法を選定し、個別計画作成の協力を行う。個別計画には障がいの等級や家族状況等極めて個人的な情報が記載されること、また、市の責任において迅速に個別計画を作成することが望ましいことから、作成主体はあくまで市である。

和歌山県防災対策推進条例では、第19条で「自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において要援護者の避難誘導、介助等を円滑に行なうため、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努める」ものとしている。

#### 5 専門支援機関の役割

社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行なう専門支援機関は、以下の役割を担う。

- ① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- ② 市の依頼による個別計画作成への協力
- ③ 個別計画の修正内容の市への提供
- ④ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認
- ⑤ 要援護者の収容

#### 6 伊都振興局（地域振興部・橋本保健所）の役割

- ① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- ② 市が作成する個別計画への助言
- ③ 個別計画の修正内容の市への提供
- ④ 県が把握している要援護者について、市への情報提供同意取得
- ⑤ 専門支援機関及び地域支援機関の行なう避難支援への協力

## 第3章 災害時要援護者情報の収集・共有

### 1 災害時要援護者の把握

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難場所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者の把握と区・自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等関係機関・団体間、消防機関、警察その他の関係者での情報の共有が必要となる。

このため、市の各所管は通常業務等を通じて日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理し台帳（橋本市災害時要援護者（要配慮者）支援台帳）を作成する。

なお、橋本市災害時要援護者（要配慮者）支援台帳については、平成25年6月に公布された災害対策基本法等の一部を改正する法律に作成することが義務づけられた『避難行動要支援者名簿』と位置づけることにする。

### 2 災害時要援護者情報の収集

災害時の避難などについて、特に人的支援を要する災害時要援護者情報の収集は、次の方式により行い、避難支援プラン（個別計画）を作成（登録）していく。

また、これらの方式をより多くの災害時要援護者に周知し、避難支援プラン（個別計画）の作成（登録）を呼びかけるため、上記により市が保有する情報の活用等について検討を行う。

#### （1）手上げ方式

災害時の避難支援を希望し、平常時から区・自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要な事項を記入し、市長に提出（登録）するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

#### （2）同意方式

区・自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、障がい者団体等と連携し、地域において支援が必要な人を把握し、登録を直接働きかける。

登録に際しては、手上げ方式と同様に個人情報を開示することについて災害時要援護者から同意を得る。

#### （3）関係機関共有方式

市の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、民生委員・児童委員間で共有する。

\*\*台帳整備のため、橋本市個人情報保護条例第8条の規定に基づき、市各部局の持つ情報の活用を行なうとともに、県に情報の提供を依頼する。

①住民基本台帳②身体障がい者手帳交付台帳③療育手帳交付台帳④特定高齢者把握台帳⑤要介護、要支援認定台帳⑥自立支援医療費の申請受理簿⑦母子健康手帳の台帳等⑧特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証交付者名簿（保健所）⑨小児慢性特定疾患登録者名簿（保健所）

### 3 情報収集の内容

台帳には、以下の情報を収集して記載する。

- ①氏名②性別③年齢（生年月日）④血液型⑤住所⑥電話番号等⑦要援護者区分 ⑧避難誘導時の留意事項⑨同居者の有無⑩避難支援者の有無⑪緊急時の連絡先⑫体格⑬日常生活の状況⑭災害時に必要な支援等⑮予定避難場所等⑯担当民生委員・児童委員⑰個別計画の有無⑱その他

\*\*災害時要援護者（要配慮者）登録申請書については、資料1のとおりです。

### 4 情報の共有

橋本市災害時要援護者（要配慮者）支援台帳については、避難支援に関係する目的以外に使用してはならない。また、これら情報を災害時以外に庁内や関係機関、団体等で共有する場合で、本人同意を得られていない情報については、橋本市個人情報保護審査会の意見を聴いて行なうものとする。

本人同意を得ている場合においても個人情報を提供する場合は、橋本市災害時要援護者（要配慮者）名簿情報提供ガイドラインに基づき、橋本市災害時要援護者（要配慮者）名簿の提供等に関する覚書を締結するものとする。市は、個人情報保護条例の規定、情報を提供される側の守秘義務の仕組み等について周知する。本人からの照会等に対応できるように、個人情報の提供先等について記録を残す。

\*\*市においては、橋本市個人情報保護審査会を平成23年1月12日、平成23年2月23日に2回開催し、平成23年3月1日付けで次の答申を得た。資料2のとおり

災害発生時における要援護者の支援を円滑に行うため、要援護者の個人情報を民生委員・児童委員と共有することは必要であり、本人同意が得られない場合であっても、人命尊重の観点からその公益上の必要性が認められる。但し、次の3点の条件が付けられた。

- ①本人同意が得られていない場合の個人情報の共有についてもその必要性を認めるが、個人情報の共有は、本人同意の上で行われることが最善であるため、本人から同意を得ることができないと容易に判断することなく、もう少し時間をかけて本人同意の取得に努力を重ねること。なお、この点について、民生委員・児童委員にも十分に理解を深めてもらい、双方努力して本人同意の取得にあたられたい。②民生委員・児童委員に情報提供する場合にあっては、その取扱いに係る誓約書の提出を求めること。③個々の民生委員・児童委員に提供する要援護者の名簿については、担当地区のみに限定するなどできるだけ少なくなるよう配慮すること。

## 第4章 避難支援プラン（個別計画）

市は、災害時要援護者登録制度を設け、登録された避難行動要支援者に関する個別計画を作成する。

### 1 個別計画作成の基本方針

#### （1）作成主体

市は、災害時要援護者（要配慮者）登録台帳を活用して、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、自ら、若しくは民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災会、障がい者団体等と協力して個別計画を作成するものとする。

#### （2）個別計画の内容

個別計画には、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な、以下の事項を記載することとする。

なお、個別計画作成後、内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申請があった場合は、速やかに更新を行なうほか、民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災会、障がい者団体及び避難支援者等の協力を得て、定期的に情報の更新を行なう。

- ① 避難支援者
- ② 予定避難場所
- ③ 情報伝達の流れ
- ④ 情報伝達での留意事項
- ⑤ 避難時に携行する医薬品等
- ⑥ 避難誘導時の留意事項
- ⑦ 避難先での留意事項
- ⑧ 避難経路図及び要支援者自宅間取り

### 2 避難行動要支援者の登録

個別計画の作成を希望する者は、市に直接又は民生委員・児童委員等を通じて登録申請を行なう。

原則として避難行動要支援者を対象とするが、支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者については、登録の対象とするものとする。

## 第5章 避難支援体制

### 1 災害時要援護者支援班の設置

市は、災害対策本部福祉厚生部内に災害時における「福祉班」を設置する。また、以下の業務を行う。

#### ① 平常時の業務

要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報・啓発、その他必要な業務

#### ② 災害時の業務

要援護者への情報伝達、避難誘導、安否確認、避難状況の把握、避難場所との連携・情報共有、その他必要な業務

### 2 関係機関との連携

災害時要援護者の支援は、地域（近隣）の共助の力が重要となる。このため、市は、区・自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、障がい者団体、地域包括支援センター等の関係機関・団体と連携し、避難支援体制の構築を推進する。また、地域コミュニティや地域における要援護者支援に関する人材の育成に努めるなど、支援体制の充実を図る。

### 3 避難支援者の決定

避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者については、関係機関・団体と連携し、避難支援プラン（個別計画）の作成を通じて、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を定めることとする。避難支援者は、災害時要援護者本人の意向を尊重しつつ原則として複数名選出する。

なお、避難支援者の選定にあたっては、災害時要援護者本人に対し、避難支援者による支援は任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあり、災害時要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

また、地域コミュニティが醸成されていない地域における避難支援者の登録制度の検討なども行う。



## 第6章 情報伝達等

### 1 避難に関する情報

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合は、市は表②のとおり避難準備情報の発表や避難勧告・指示を発令することとしている。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達する。

《避難勧告等の一覧》 資料 表②

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	○ 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○ 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる※

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて避難することもある。

## 2 情報伝達ルート

災害時の情報等については、市は表③のように多様な手段を講じて伝達することとしている。

《情報伝達手段の一覧》 資料 表③

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
市広報車・消防車等による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
市防災情報メールの配信(含む携帯電話)		○
緊急速報メールの配信		○
市ホームページへの掲載	※1	○
臨時広報紙の発行		○
F Mはしもと放送	○	

※1 対応する機能ソフトがあれば、音声での読み上げも可能。

災害時要援護者への情報伝達は、上記に加え、避難に時間を要する場合があることや視覚障がい者・聴覚障がい者に対応する情報手段、外国人に対応する言語等を考慮する必要がある。

このため、総合調整部及び福祉厚生部が中心となって、各区・自治会や自主防災会、地域包括支援センター、国際関係団体等の関係機関・団体のネットワークを活用し、災害時要援護者や避難支援者に対し迅速・確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が災害時要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

## 3 防災情報の周知

市が作成している防災ハザードマップが住民に活用されるよう、各世帯への直接配布、転入者への窓口での配布、市ホームページへの掲載等を行う。

また、各種マップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図るものとする。

## 第7章 安否確認

### 1 安否確認の方法

災害時要援護者の安否確認については、市は次のような手段を講じて行うこととしている。この際、各区・自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、障がい者団体、地域包括支援センター等の関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとする。

確 認 方 法	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難者名簿</li><li>○ 民生委員・児童委員の調査に基づく報告</li><li>○ 障がい者団体、福祉関係団体等の調査に基づく報告</li><li>○ 自主防災会の調査に基づく報告</li><li>○ 総合調整部及び福祉厚生部等関係部署の調査に基づく報告</li><li>○ その他関係機関の調査に基づく報告</li></ul>
---------	---

### 2 安否情報窓口の設置

市は、関係機関・団体や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、災害時要援護者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、福祉班に安否情報窓口を設置する。

## 第8章 避難誘導及び避難場所における支援

### 1 避難誘導の手段・経路等

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難準備情報等を発令した場合は、市は安全な地域への避難誘導を行う。

この際、特に人的支援を要する災害時要援護者については、避難支援プラン（個別計画）に基づいて、市と地域住民等が連携して避難誘導を行い、それ以外の災害時要援護者については、近隣住民同士の日頃からの繋がりにより避難を促すことを基本とする。

このため、平常時から、市、区・自治会、自主防災会、福祉関係者等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう周知する。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパス（交差する鉄道や道路などの下を通過するため、周辺の地面よりも低くなっている道路のことをいいます。）などの危険な箇所を避け、災害時要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

## 2 避難所における支援

### (1) 避難場所における支援対策

避難場所においては、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害時要援護者の避難状況に応じて仮設する。

特に体育館等が避難場所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係機関・団体、事業者と事前に協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難場所では、災害時要援護者の要望を把握するため、区・自治会や自主防災会、福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ、災害時要援護者からの相談を受け付ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性も配置するなどの配慮を行う。

さらに、避難場所における情報提供は被災者にとって大変重要なことから、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、状況に応じて避難場所から社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、関係機関・団体、事業者等と事前に協定を締結するなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

### (2) 福祉避難所の指定

市は、個別計画の作成等を通じて、福祉避難所への避難が必要となる人数の推計を行い、地域ごとのニーズを把握して福祉避難所を指定する。

指定に当たっては、福祉避難所に適する施設等との間で、事前に災害時の体制や役割分担等について協議を行ない、対応能力等を相互に確認した後、福祉避難所の指定又は協定の締結を行なうものとする。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である特別支援学校、社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

### (3) 福祉避難所の周知

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を災害時要援護者を含む地域住民に周知するとともに、周辺の福祉関係者等の十分な理解を得るものとする。

### (4) ボランティアとの連携

避難場所における要援護者の生活支援等においては、ボランティア活動が大きな役割を担う。特に、行政の機能が十分に発揮されない発災直後では、ボランティアの迅速かつきめ細かな活動が極めて重要となる。

社会福祉協議会は、積極的にボランティアを受け入れ、市及び関係機関等と連携して要援護者の救護及び避難場所における支援に取り組むものとする。

そのため、社会福祉協議会は、ボランティアの受付及びコーディネート、活動の二

ーズ調査、把握を行なう機関として「災害救援ボランティアセンター」を立ち上げるものとする。ニーズについては、時間の経過とともに変化することに留意し、市、NPO、ボランティア団体などと連携して把握に取り組むものとする。また、避難場所生活において要援護者を支援するためには、手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳者等の専門技術型ボランティアの配置が有効である。そのために、平常時から専門技術型ボランティアの候補者名簿の作成やネットワーク構築に努めるものとする。

また、市は、災害救援ボランティアセンターとの連絡体制を確立するため、連絡員を派遣するなどの体制とともに、活動に必要な場所や資機材を提供するなどボランティア活動を支援する環境の整備を行なうものとする。

\*\*平成 25 年 2 月、和歌山県は、避難所運営マニュアル作成モデルを見直し、避難所運営の中心メンバーに女性を選出することで女性の意見を反映しやすくなるなどの規定を新たに追加した。また、警察官による避難所の巡回やトイレや風呂に安全に行けるよう照明等、授乳やオムツ換え、夜泣き等に考慮し、避難所の共有空間として授乳室・育児室の設置を配慮することなどを追加した。妊産婦は、被災による精神的なショックから体調に影響を及ぼしやすいので、カウンセリング等実施に努めることなど留意事項を追加した。市においては、避難所運営マニュアルを平成 22 年 9 月に策定しており、平成 26 年 5 月に改訂を予定している。

## 第 9 章 要援護者避難訓練の実施

災害時要援護者が迅速かつ適切に避難を行うためには、災害時要援護者本人を含めた近隣住民同士での日頃からの繋がりや災害時要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段の防災活動だけではなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を平常時から深める必要がある。

また、在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要となる。

このため、区・自治会や自主防災会、福祉関係者等と連携し、災害時要援護者や避難支援者とともに、災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

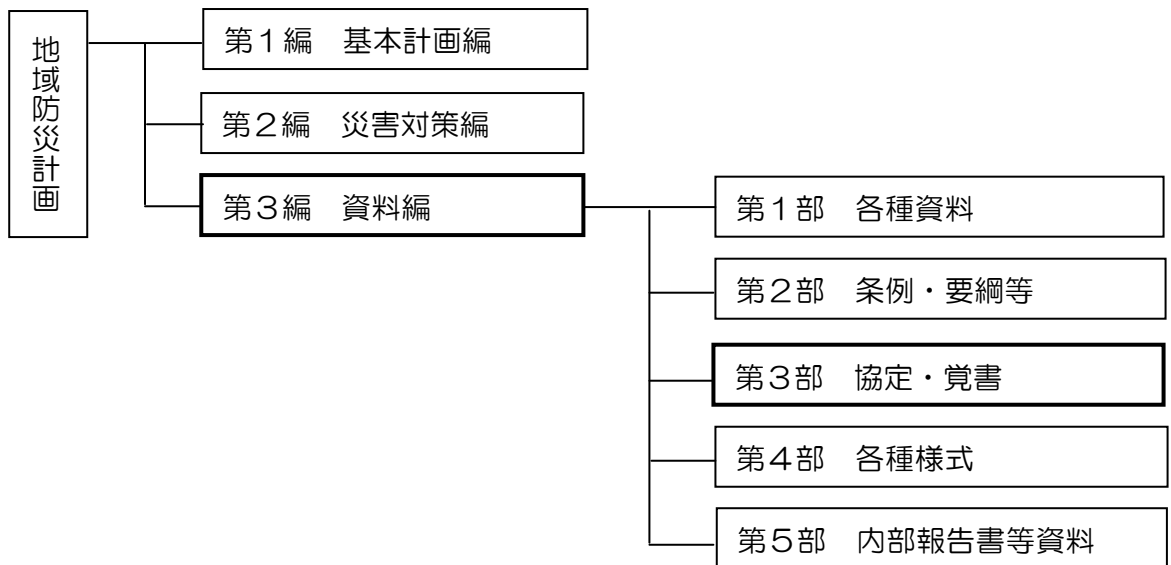
避難訓練には、地域住民や災害時要援護者、避難支援者等が積極的に参加し、災害時要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととする。

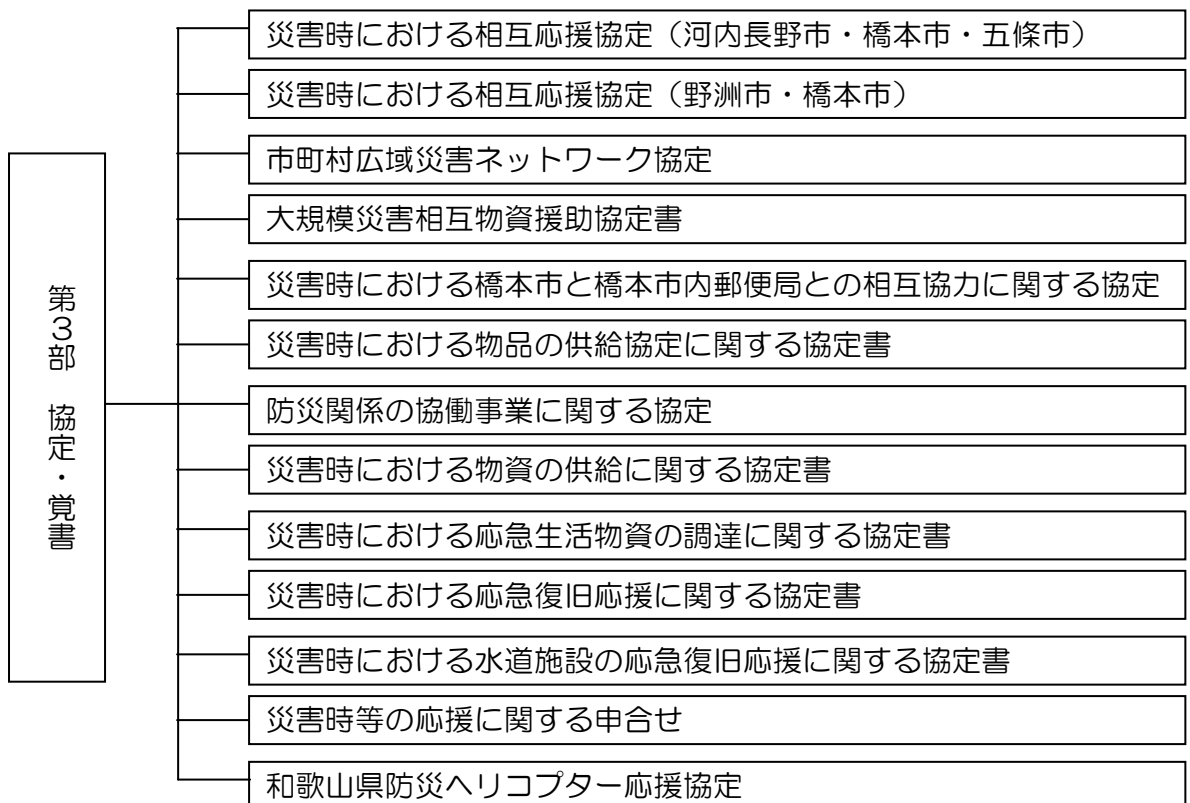
# 第3編 資料編

## 第3部 協定・覚書

### 【第3編 資料編の体系】



### 【第3部 協定・覚書の体系】



---

## 1 災害時における相互応援協定（河内長野市・橋本市・五條市）

---

大阪府河内長野市・和歌山県橋本市・奈良県五條市（以下「協定市」という。）における災害相互応援については、他の協定に定めがあるものの他、この協定の定めるところによる。

（目的）

第1条 この協定は、協定市相互の協力体制を確立し、協定市の区域内において災害が発生し、被災市独自では十分な救援活動等の応急措置が実施できない場合、被災市が他の協定市からの応援により、応急対策活動を迅速に行うことを目的とする。

（応援）

第2条 協定市は、応援の要請があったときは可能な範囲で、相互に応援するものとする。

（応援要請）

第3条 被災市の市長又は災害対策本部長は、人員の応援を要請する場合は、災害の状況、出動を求める人員並びに職種等を明示し、他の協定市（以下「応援市」という。）の市長に対し行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定市の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められる場合には、応援市は要請を待たずに応援を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を被災市へ通報するものとする。

3 災害援助及び防御のため、救援物資及び機械器具、化学消火剤等（以下「救援物資等」という。）を必要とする場合においては、協定市はその供給について相互に応援の要請をすることができる。

4 前項の要請があったときは、応援市は、当該救援物資等を要請地まで搬送するものとする。

5 第3項の規定にかかわらず応援市は、応援要請がない場合においても、当該救援物資等を把握のうえ、被災地まで搬送することができる。

（指揮）

第4条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1)被災市の市長又は災害対策本部長が指揮する。

(2)指揮は、応援隊の長に対して行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援市の責任において指揮することができる。

1 災害時における相互応援協定（河内長野市・橋本市・五條市）

（経費の負担）

第5条 災害援助及び防御のため、応援に要した経費の負担については、次の区分によるものとする。

（1）機械器具の破損の修理、自動車等の燃料、職員の出動手当及び被服等についての諸経費（応援が長期間にわたる場合は除く。）は、応援側の負担とする。

（2）応援要請に基づく往復途中の移動間において第三者に損害を与えた場合の補償費及び前号以外の経費負担については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

（物資等の携行）

第6条 応援要請に応え、応援隊を派遣する場合には、応援隊が消費し又は使用する物資等を携行させるものとする。

（地域防災計画その他資料の交換）

第7条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他災害応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。

（連絡担当部局）

第8条 相互の連絡調整を円滑に行うため、常に連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

（疑義の調査）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度協定市又は双方協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、協定市長記名押印のうえ各1通を保管する。

平成14年7月22日

大阪府河内長野市長

橋上 義孝

和歌山県橋本市長

北村 翼

奈良県五條市長職務代理者

五條市助役

田村 史雄



## 2 災害時における相互応援協定（野洲市・橋本市）

滋賀県野洲市と和歌山県橋本市（以下「協定市」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災市の要請により、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、協定市相互の協力体制を確立し、協定市の区域内において災害が発生し、被災市独自では十分な救援活動等の応急措置が実施できない場合、被災市が協定市からの応援により、応急対策活動を迅速に行うことを目的とする。

### （応援）

第2条 協定市は、応援の要請があったときは可能な範囲で、相互に応援するものとする。

### （応援要請）

第3条 被災市の市長又は災害対策本部長は、人員の応援を要請する場合は、災害の状況、出勤を求める人員並びに職種等を明示し、協定市（以下「応援市」という。）の市長に対し行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定市の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められる場合には、応援市は要請を待たずに応援を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を被災市へ通報するものとする。

3 災害援助及び防御のため、救援物資及び機械器具、化学消火剤等（以下「救援物資等」という。）を必要とする場合においては、協定市はその供給について応援の要請をすることができる。

4 前項の要請があったときは、応援市は、当該救援物資等を要請地まで搬送するものとする。

5 第3項の規定にかかわらず応援市は、応援要請がない場合においても、当該救援物資等を把握のうえ、被災地まで搬送することができる。

### （指揮）

第4条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 被災市の市長又は災害対策本部長が指揮する。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援市の責任において指揮することができる。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
2 災害時における相互応援協定（野洲市・橋本市）

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、往復の途中に要するものを除いて、原則として被災市が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、多額の経費を要する場合等においては、当事業者間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 第3条に掲げる要請を受けて応援に従事した職員（以下「応援職員」という。）がその業務により死亡し、若しくは負傷し、又は疾病にかかった場合における災害補償は、応援市が負担するものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が負担するものとする。

（物資等の携行）

第7条 応援要請に応え、応援隊を派遣する場合には、応援隊が消費し又は使用する物資等を携行させるものとする。

（地域防災計画その他資料の交換）

第8条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他災害応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。

（連絡担当部局）

第9条 相互の連絡調整を円滑に行うため、常に連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

（疑義の調査）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度協定市又は双方協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、協定市長記名押印のうえ各1通を保管する。

平成19年1月19日

滋賀県野洲市長 山崎甚右衛門

和歌山県橋本市長 木下善之

---

### 3 市町村広域災害ネットワーク協定

---

(目的)

第1条 この協定は、市町村広域災害ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を構成する各団体（以下「ネットワーク構成団体」という。）が、ネットワーク構成団体の地域において地震等による災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷病者等の受入れ
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により他のネットワーク構成団体に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた団体は、速やかに他のネットワーク構成団体と協議を行い、応援をとりまとめる団体（以下「応援とりまとめ団体」という。）を決定し、その旨を被災団体及び他のネットワーク構成団体に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(応援の実施)

第4条 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災団体に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。

3 応援とりまとめ団体は、ネットワーク構成団体と緊密な連絡をとり、被災団体が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援とりまとめ団体)

第5条 被災団体と応援を行う団体(以下、「応援団体」という。)の連絡及び調整は、応援取りまとめ団体が行うものとする。

2 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行い、ネットワーク構成団体の活動を調整及び支援することができる。

3 応援とりまとめ団体は、被災状況など必要に応じ、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災団体が負担する。

2 被災団体において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、応援団体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別に定める。

(ネットワーク運営協議会の設置)

第7条 ネットワークの運営を円滑に行うため、ネットワーク運営協議会を設置する。

(1) ネットワーク運営協議会は、ネットワーク構成団体より選出された団体で構成する。

(2) ネットワーク運営協議会の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、選任された団体が欠けた場合における補欠団体の任期は、前任団体の残任期間とする。

(3) ネットワーク運営協議会には幹事市及び副幹事市を置くものとし、第1号の団体から互選により選出するものとする。

(4) ネットワーク運営協議会事務局は、幹事市担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 ネットワーク運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) ネットワークに参加又はネットワークから離脱を希望する団体への同意

(2) 広域防災訓練の企画及び管理

(3) ネットワーク運営に係る連絡及び調整

(4) 応援とりまとめ団体が行う活動の支援

(5) その他、ネットワークの運営に関し必要な事項の決定

(ネットワークへの参加及び離脱)

第8条 ネットワークへの参加及び離脱は、別紙様式の市町村広域災害ネットワーク参加・離脱申請書をネットワーク運営協議会へ提出し、当該申請書をネットワーク運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第3号の幹事市は、ネットワーク構成団体に異動があった場合は、速やかに他のネットワーク構成団体に通知する。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、各団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応

援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第10条 ネットワーク構成団体は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 ネットワーク構成団体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(訓練の実施)

第11条 ネットワーク構成団体は、この協定の実効性を確保するために、相互に協力し、必要な訓練を実施するものとする。

(協定に関する協議)

第12条 この協定を定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、ネットワーク運営協議会が別に定める。

附則

この協定は、平成21年1月13日から施行する。

附則

この協定は、平成22年6月7日から施行する。

平成25年6月3日

山梨県甲府市長

宮島 雅展

岡山県玉野市長

黒田 晋

大阪府泉大津市長

伊藤 晴彦

愛知県刈谷市長

竹中 良則

宮崎県日向市長

黒木 健二

奈良県大和郡山市長

上田 清

兵庫県高砂市長

登 幸人

福岡県行橋市長

八並 康一

福岡県京都郡苅田町長

吉廣 啓子

京都府八幡市長

堀口 文昭

岐阜県可児市長

富田 成輝

愛媛県四国中央市長

篠原 実

滋賀県野洲市長

山仲 善彰

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
3 市町村広域災害ネットワーク協定

島根県益田市長

山本 浩章

三重県亀山市長

櫻井 義之

山口県柳井市長

井原 健太郎

静岡県磐田市長

渡部 修

和歌山県橋本市長

木下 善之

高知県香南市長

清藤 真司

佐賀県神埼市長

松本 茂幸

---

## 4 大規模災害相互物資援助協定書

---

(趣旨)

第1条 この協定は災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生し又は発生するおそれがあると認めるとき、災害応急対策に万全を期するため、和歌山県橋本市と三重県名張市との間において必要な食糧、医療品、生活必需品、資機材等の物資の相互援助を行うことについての協定を定めるものとする。

(物資援助要請)

第2条 災害が発生し又は発生するおそれがあり、物資援助を要請することが必要と認めるときは、協定する市に対し物資援助を要請することができるものとする。

(物資援助の範囲)

第3条 援助を要請する物資は次に掲げるものとする。

- (1)主食、副食、医療品、衣料、日用品、資機材等又はこれに類する物資で備蓄した物資とする。
- (2)その他、援助を要請する市が指定する物資

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話又は電信等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(援助申請に基づく措置)

第5条 第2条の要請を受けたときは、優先的に物資を援助するものとする。

(維持管理)

第6条 援助された物資の維持管理は、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第7条 第2条の要請に基づき援助した物資並びに輸送、維持管理等に要した経費は、援助を要請した市が負担するものとする。ただし、特段の理由がある場合については別に定める。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく適正な事務執行のため次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1)和歌山県橋本市 総務部 市民安全課長
- (2)三重県名張市 危機管理室長

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は協議して定めるものとする。



第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
4 大規模災害相互物資援助協定書

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は平成19年5月30日から平成22年5月29日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、協定締結をした両市のいずれからこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間協定を延長するものとし以後同様とする。

上記の条項によって大規模災害相互物資協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

協定締結の証として本書2通を作り当事者記名押印の上、各自1通を保持する。

平成19年5月30日

和歌山県橋本市長 木下善之

三重県名張市長 亀井利克

## 5 災害時における橋本市と橋本市内郵便局との相互協力に関する協定

橋本市（以下「甲」という。）と橋本市内の別記郵便局（代表 橋本郵便局長、以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、橋本市内に発生した災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。）時において、甲及び乙が、相互に協力し必要な対策を円滑に行うことを目的とする。

### （協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力することとする。

- (1) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供。
- (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動。
- (3) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策。
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置。
- (5) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い。
- (6) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供。
- (7) 乙は橋本市内において災害が発生した場合、甲に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所及び資材等の提供要請。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協力できる事項。

### （協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし様式第1号による要請書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときには、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### （経費の負担）

第5条 協力を要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

5 災害時における橋本市と橋本市内郵便局との相互協力に関する協定

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

2 前項に掲げる協議を行うため、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、平常時において、この協定に基づく相互協力が円滑に行われるように次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 必要な情報の相互交換
- (2) 防災訓練への参加
- (3) その他相互協力に必要な事項

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては橋本市総務部市民安全課長、乙においては橋本郵便局業務企画室長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議して、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年間とする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するもとし、その後も同様とする。

(附則)

平成12年5月31日に締結した「災害時における橋本市と橋本市内郵便局との相互協力に関する覚書」は廃止する。

この協定を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 木下 善之

乙 和歌山県橋本市市脇五丁目4番22号  
橋本市内郵便局  
代表 橋本郵便局長 吉田 卓生

## 5 災害時における橋本市と橋本市内郵便局との相互協力に関する協定

別 記

## 橋本市内郵便局

郵便局名	住所	代表者
橋本郵便局	橋本市市脇5-4-22	局長 奥田 敏夫
学文路郵便局	橋本市学文路704	局長 横芝 秀樹
橋本山田郵便局	橋本市神野々374-8	局長 山中 英裕
橋本古佐田郵便局	橋本市橋本2-6-13	局長 松本 久仁彦
橋本東家郵便局	橋本市東家4-18-16	局長 木村 晴彦
橋本紀見郵便局	橋本市橋谷18-4	局長 田宮 義久
橋本城山台郵便局	橋本市城山台2-20-7	局長 島元 敏宏
隅田郵便局	橋本市隅田町中島116-1	局長 葛原 良昭
橋本三石台郵便局	橋本市三石台1-3-1	局長 原 清隆
高野口郵便局	橋本市高野口町名倉557-1	局長 黒川 知英
高野口伏原郵便局	橋本市高野口町伏原8-9	局長 谷口 友茂

5 災害時における橋本市と橋本市内郵便局との相互協力に関する協定

様式第1号

(災害情報用)

協力要請書

要請元連絡先 (〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇)

依頼日		送信時刻	:	送信(要請元)	
平成	年 月 日	受信時刻	:	受信(要請先)	
災害状況					
	状況把握日時	平成 年 月 日 時 分			
要請理由					
協力要請内容					
	協力期間	平成 年 月 日～平成 年 日			
備考					

要請を受け、協力内容及び期間等について双方協議のうえ、詳細を決定することとする。

## 6 災害時における物品の供給協定に関する協定書(株式会社松源本店)

橋本市(以下「甲」という。)と株式会社松源本店(以下「乙」という。)は、橋本市内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲が市民の生命を守る責務を果たすために行う災害対策業務に関し、乙が社会的使命に基づいて実施する物品の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、甲から乙に物品の供給を要請することができる。

2 前項の手続きは、口頭、電話、もしくは次の事項を記載した文書で要請する。口頭又は電話で要請を行った場合は、事後適やかに文書を提出するものとする。

- (1) 所属部課の名称と担当者名
- (2) 要請理由(災害状況等)
- (3) 必要とする物品の種類・数量等
- (4) 納入又は受け渡し日時・場所
- (5) その他

(協力の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、該当物品を優先して甲に供給する。

2 前条の供給に係る物品の対価・運搬費等は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(報告)

第3条 甲は、協定の万全な実行を図るため、乙に対し在庫物品の品名、数量等について逐次報告を求めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、平成9年10月1日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第5条 協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有する。

平成9年10月27日

甲 橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 北村 翼

乙 和歌山市吹上2丁目4番50号  
株式会社松源本店  
代表取締役 江川 智素

[様式例]

出荷要請書

	第	号
	年	日
様		
	橋本市長	印
出 荷 要 請 書		
年 月 日付け「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に 基づき、次の物資の出荷を要請します。		
品 名	数 量	備 考

出荷要請書

出 荷 確 認 書		
年 月 日付け第 号の出荷要請書により物資を出荷した ことを確認します。		
品 名	数 量	備 考
年 月 日	( 企 業 ) ( 橋 本 市 )	印 印

## 7 防災関係の協働事業に関する協定 (紀北川上農業協同組合)

橋本市(以下「甲」という。)と紀北川上農業協同組合(以下「乙」という。)とは、橋本市内における災害対策に関する地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙に対して協力要請して、地域防災活動に関する協働事業を実施するものとする。

(防災啓発事業)

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

(1)甲が乙へ災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、甲乙協議の上、乙は住民への防災情報の提供に協力すること。

(2)甲が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を乙へ依頼したときは、甲乙協議の上、乙は協力すること。

(3)乙は、必要と認める場合には、甲が実施する防災訓練に参加すること。

(災害応急対策事業)

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

(1)乙は、災害により JA の所在する地域の電話回線が断絶又は通信困難な状況に陥った場合には、JA の来店者に対し、NTT 伝言ダイヤルの周知を行うものとする。

(2)乙は、災害発生時に、JA において帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。

(3)災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。

(4)乙は、所在する地域における災害情報を把握し、当該情報を甲に提供するよう努めるものとする。

(救援物資の調達)

第4条 甲は、橋本市内における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、乙が調達可能な範囲において、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

(1)調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、応急資材及び各種道具類等とする。



(2) 調達の要請は、原則として別記第1号様式によるものとする。ただし、その暇がないときは口頭によることができるものとし、その後速やかに別記第1号様式により、要請するものとする。

(3) 物資の取引価格は、災害発生時直前の価格によるものとし、甲は乙と協議の上、物資の引渡し後、乙に代金を支払うものとする。

(4) 物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

(5) 乙は物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

(救援物資等の集積場所の提供)

第5条 甲は、橋本市内において災害が発生し、必要が生じた場合は、乙に救援物資等の一時集積場所(選果場等集積に適した場所)の提供を要請することができる。

(防災訓練及び教育)

第6条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるよう相互に協力するとともに、乙は乙の職員に対し、防災訓練及び防災教育を実施し、災害発生時の的確な対応に努めるものとする。

(乙への支援)

第7条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から可能な範囲で所要の支援を行うものとする。

(甲乙の連絡)

第8条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

(協定の細目)

第9条 第2条から第5条までに定める事業を確実に実施するため、甲及び乙は、担当者及び連絡先等に関する情報について、相互に確認するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成20年5月22日から平成21年3月31日までとする。ただし、双方から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了した時も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を所持する。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
7 防災関係の協働事業に関する協定

平成20年5月22日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 木下 善之

乙 和歌山県橋本市高野口町名古屋922番地の2  
紀北川上農業協同組合  
代表理事組合長 藤井 静雄

---

## 8 災害時における物資の供給に関する協定書

### (サカイキャニング株式会社)

---

橋本市(以下「甲」という。)とサカイキャニング株式会社(以下「乙」という。)は、橋本市内に発生した風水害、地震災害、その他による災害の緊急時(以下「災害緊急時」という。)において、災害救助物資(以下「物資」という。)の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

#### (要請)

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、または必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請する。

#### (物資調達の範囲)

第2条 甲が乙に申請する物資は、乙が保有する水について、乙の営業に支障のない範囲において、乙が供給可能なものとする。

#### (要請の方法)

第3条 第1条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

#### (要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、第1条に規定する要請を受けたときは、速やかに物資を調達するとともに、その調達状況を甲に連絡するものとする。

#### (引渡し)

第5条 物資の引渡しは、甲または乙の指定した場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、物資調達を確認の上、これを受領するものとする。

#### (費用負担)

第6条 甲の要請を受け乙が調達した物資の費用(引渡しまでの運賃を含む)は、甲が負担する。

#### (代金の請求)

第7条 乙は、第5条に規定する甲の受領後、甲から要請され供給した物資の代金を甲に請求する。この場合において、物資の価格は災害発生直前の価格を基準にする。

#### (代金の支払い)

第8条 甲は、乙から物資の代金の請求があった場合、請求日から30日以内に、その代金を支払うものとする。

8 災害時における物資の供給に関する協定書

(協定の有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから何らかの意思表示がない時は、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年5月2日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
和歌山県橋本市長 木下 善之

乙 和歌山県橋本市高野口町小田530番地  
サカイキャニング株式会社  
代表取締役 阪井 哲也

## 9 災害時における物品の供給協定に関する協定書（Aコープ橋本）

橋本市（以下「甲」という。）とAコープ橋本（以下「乙」という。）は、橋本市内に災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が市民の生命を守る責務を果たすために行う災害対策業務に関し、乙が社会的使命に基づいて実施する物品の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、甲から乙に物品の供給を要請することができる。

2 前項の手続きは、口頭、電話、もしくは次の事項を記載した文書で要請する。口頭又は電話で要請を行った場合は、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 所属部課の名称と担当者名
- (2) 要請理由(災害状況等)
- (3) 必要とする物品の種類・数量等
- (4) 納入又は受け渡し日時・場所
- (5) その他

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、該当物品を優先して甲に供給する。

2 前条の供給に係る物品の対価・運搬費等は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（報告）

第3条 甲は、協定の万全な実行を図るため、乙に対し在庫物品の品名、数量等について逐次報告を求めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、平成9年10月1日から効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第5条 協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有する。

平成9年10月1日

甲 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市長 北村 翼

乙 株式会社エーコープ和歌山

Aコープ橋本

橋本市東家6丁目340

代表取締役社長 坂本 敏晶

## 10 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書

(橋本商工会議所)

橋本市長（以下「甲」という。）と橋本商工会議所（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生した際、応急生活物資（以下「物資」という。）の確保を行い、必要に応じて被災者に供給することにより、災害時における被災者を含めた市民生活の安定を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を要請する。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請できる物資は別表に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

2 別表の内容については、甲乙適宜協議し、変更をすることができる。

(要請の方法)

第4条 第2条に規定する要請は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、第2条に規定する要請を受けたときは、速やかに当該物資を調達するとともに、その調達の状況を甲に連絡するものとする。

(引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定し、甲が指名したものに受領させるものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請を受け、乙が調達した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む。）は甲が負担する。

(代金の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する甲の受領後、甲から要請され供給した物資の代金を甲に請求する。この場合において、物資の価格は災害発生直前の価格を基準とする。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
10 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書

(代金の支払い)

第9条 甲は、乙から物資の代金の請求があった場合、請求日から30日以内に、その代金を支払うものとする。

(協定有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、協定の終了については、甲乙当事者間で協議し、両者了解の上、文書をもって行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または擬義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年12月27日

甲 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市長 木下 善之

乙 橋本市市脇一丁目3番18号

橋本商工会議所

会頭 小川 弘士

第3編 資料編 第3部 協定・覚書

10 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書

(別表)

38 事業所 平成27年3月1日 現在

NO	事業所名	住所	緊急発生時における提供品目	TEL
1	日栄電気商会	市脇 1-1-22	ストーブ・ファンヒーター・乾電池	33-1515
2	ファッションサロン コモオ	東家 6-1-5	服・マンション・アパート	32-0232
3	㈱亀井商店	橋本 2-2-14	パン・おにぎり・缶詰・レトルト食品・カップ麺・粉乳・水・飲料水・タオルケット・毛布・布団・枕・服・子供服・ヘルメット・頭巾・鍋・包丁・卓上コンロ・やかん・ポリタンク・大型炊き出し機・タオル・生理用品・紙オムツ・ベビー用品・ウェットティッシュ・使い捨てカイロ・箸・茶碗・コップ・ほ乳瓶・石鹸・ティッシュペーパー・トイレットペーパー・シャンプー・マッチ・ライター・ストーブ・ファンヒーター・乾電池・ろうそく・ガソリン携行缶・コンロ・カセット式ガスコンロ・カセットボンベ・包帯・バンドエイド・担架・メガホン・ワンタッチトイレ・テント・間仕切り・避難はしご・階段避難車・ゴムボート・ライフジャケット・土のう・救出用工具セット	32-1125
4	㈱梅本商店	学文路 402-10	パン・缶詰・レトルト食品・カップ麺・飲料水	32-4149
5	セブンイレブン橋本東家店	東家 4-2-1	パン・おにぎり・缶詰・レトルト食品・カップ麺・水・飲料水・タオル・生理用品・箸・コップ・石けん・ティッシュ・トイレットペーパー・シャンプー・ライター・乾電池・カセットボンベ・バンドエイド	33-9010
6	谷本衣料品店	御幸辻 214	タオル・服	32-0834
7	ヘアークラブ 上田	隅田町芋生 1-3	シャンプー・タオル	32-3575
8	イズミヤパン橋本販売所	菫蒲谷 329	パン・おにぎり・お弁当	32-2527
9	奥田スポーツ	橋本 2-6-3	服・寝袋・タオル・包帯・酸素・サポーター	32-1369
10	橋本興業㈱	野 88	トラック・マイクロバス	32-1342
11	ナショナルショップ いしい	東家 4-16-24	ストーブ・ファンヒーター・乾電池	32-0485
12	酒のABC	市脇 663-65	缶詰・レトルト食品・カップ麺・粉乳等の非常食品・水・飲料水・紙オムツ・箸・ティッシュペーパー・トイレットペーパー・ライター・カセットボンベ・調味料全般・お米	32-0113
13	土生㈱	東家 4-18-23	LPガスボンベ・供給機器一式・カセット式ガスコンロ・カセットボンベ	32-1208
14	三幸ストアー	向副 1009	生理用品・紙コップ・マッチ・ライター・乾電池・カセットボンベ	32-2680
15	サークルK 橋本古佐田店	古佐田 2-6-4	パン・おにぎり・缶詰・レトルト食品・カップ麺・粉乳等の非常食品・水・飲料水・タオル・生理用品・紙オムツ・箸・茶碗・コップ・石けん・ティッシュ・トイレットペーパー・シャンプー・ライター・乾電池・カセットボンベ・包帯・バンドエイド	33-4034
16	シバ商店	御幸辻 215-1	子供服・タオル	32-9255
17	㈱すだ小林薬局	隅田町中島 18	医薬品	32-0703
18	㈱神谷商店	古佐田 2-3-11	LPガスボンベ・供給機器一式・コンロ	32-0303
19	塙屋	東家 6-5-15	おにぎり	32-1230
20	(株)大谷薬局	古佐田 1-4-55	薬・包帯・湿布・バンドエイド・生理用品・紙おむつ	32-5940
21	大仲商店	東家 4-16-14	粉乳等の非常食品	32-0607
22	四季亭産業㈱	御幸辻 463	LPガスボンベ・供給機器一式・コンロ	32-0832
23	インテリア森脇	御幸辻 550	内装工事一式	32-4212
24	㈱西岡酒店	隅田町河瀬 429	パン・おにぎり・缶詰・レトルト食品・カップ麺・水・飲料水	32-1351
25	シオスター(株)橋本工場	隅田町芋生 86	セメント・砂・砂利	32-1255
26	社会福祉法人 光誠会	隅田町中島 1058	食料品・寝具・衣類・炊事道具・身の回り品・食器・日用品・光熱材料・LPガス設備・医薬品・介護者・看護師	37-3000
27	㈱水と豆肥	野 162-5	塩	32-2255
28	東又米穀店	東家 2-2-24	米	32-3352
29	住友建材	学文路 163-1	土のう・砂土のう・テント・ブルーシート・簡易トイレ・フレハブ・投光器	33-3233
30	㈱柿の葉すし本舗 たなか	市脇 1-729	柿の葉すし	34-1600
31	㈱リフレ	隅田町真土 130-11	ペーパータオル・紙おしほり	33-1846



第3編 資料編 第3部 協定・覚書

10 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書

NO	事業所名	住 所	緊急発生時における提供品目	TEL
32	平井製材(株)	北馬場南門 15	木材・端材(暖房用)	32-0360
33	(株)パーティーハウス橋本店	隅田町下兵庫 518	タオルケット・毛布・布団・枕・服・子供服・タオル	33-5640
34	紀和ホンダ(株)	学文路 57-1	輸送用の車輛	32-8215
35	備大谷家具店	隅田町河瀬 433	折りたたみベッド・車イス・非常用汚物袋	32-0668
36	池田造園	古佐田 2-6-3	コンボ 0.1 立米(3 台)・3 トンユニッククレーン(1 台)・2 トンダンプ・軽トラック(4 台)	32-8217
37	(株)仲山建設	隅田町中島 107-1	2 トンダンプ・バックホウ(0.25 立米)(0.4 立米)左記に付随する労務	33-1859
38	上等ワーク工業	慶賀野 112	物資の運搬・建設工事他	37-5256

---

## 1 1 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書

(高野口町商工会)

---

橋本市長(以下「甲」という。)と高野口商工会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害が発生した際、応急生活物資(以下「物資」という。)の確保を行い、必要に応じて被災者に供給することにより、災害時における被災者を含めた市民生活の安定を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を要請する。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請できる物資は別表に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

2 別表の内容については、甲乙適宜協議し、変更をすることができる。

(要請の方法)

第4条 第2条に規定する要請は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、第2条に規定する要請を受けたときは、速やかに当該物資を調達するとともに、その調達の状況を甲に連絡するものとする。

(引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定し、甲が指名したものに受領させるものとする。

1 1 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書

(費用負担)

第7条 甲の要請を受け、乙が調達した物資の費用(引渡しまでの運賃を含む。)は甲が負担する。

(代金の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する甲の受領後、甲から要請され供給した物資の代金を甲に請求する。この場合において、物資の価格は災害発生直前の価格を基準とする。

(代金の支払い)

第9条 甲は、乙から物資の代金の請求があった場合、請求日から30日以内に、その代金を支払うものとする。

(協定有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、協定の終了については、甲乙当事者間で協議し、両者了解の上、文書をもって行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年10月17日

甲 橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 木下 善之

乙 橋本市高野口町名古屋1068  
高野口町商工会  
会長 萱野 忠重

## 12 災害時における応急復旧応援に関する協定書

(橋本市建設協会)

橋本市長(以下「甲」という。)と橋本市建設協会(以下「乙」という。)は、橋本市内に発生した風水害、地震その他の災害の緊急時(以下「災害緊急時」という。)において、橋本市及び橋本市建設協会が相互に協力し、必要な災害等復旧対策を円滑に講じるため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市が災害緊急時において、応急復旧対策を円滑に実施するにあたり必要な応急事項を定めることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 乙は、災害緊急時において甲の要請により次の各号に該当するものについて応援するものとする。

- (1)道路等の施設及び崖崩れ等の災害の応急復旧並びに不足する重機、車両等の提供
- (2)応急復旧にかかる廃棄物の除去、搬送及び収容場所の提供
- (3)緊急応援物資の運送及び保管場所の提供
- (4)その他甲が必要とするもの及び乙の提案するもので甲が必要とするもの

(準備体制)

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合はあらかじめ提供できる場所及び資機材の事前確保に努めるものとする。

(応援要請)

第4条 甲は、災害緊急時に乙の応援が必要と認めるときは、応援復旧活動要請書をもって要請する。ただし要請書による要請のいとまがないときは、口頭により要請するものとする。

2 乙は要請を受けた場合、速やかに第2条に定める応援をするものとする。

(報告)

第5条 乙は、次に掲げる場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1)甲から要請のあった応急復旧の応援等に着手し、及び完了したとき。
- (2)市長が必要と判断したとき。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
12 災害時における応急復旧応援に関する協定書

(経費の負担等)

第6条 第4条の規定による応急復旧応援等にかかる経費は、甲が負担するものとし、乙は前条の完了報告後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(補償)

第7条 この協定に基づいて応援に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、応援従事者の使用者の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第8条 応急復旧に伴い、甲乙双方の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、重機、車両等に損害が生じたときは、乙はその事実発生後速やかにその状況を書面にて甲に報告するものとし、その処置については甲乙協議し定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから何らかの意思表示がない時は、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(情報の交換)

第10条 甲および乙は、相互の防災計画の状況および協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(補則)

第11条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月9日

甲 橋本市長 木下 善之

乙 和歌山県橋本市東家6丁目9番19号  
橋本市建設協会 会長 小川 宮太郎

## 13 災害時における水道施設の応急復旧応援に関する協定書

(橋本市水道工事業協同組合)

橋本市水道事業管理者(以下「管理者」という。)と橋本市水道工事業協同組合(以下「組合」という。)は、橋本市内に発生した災害及び大規模な事故の緊急時(以下「災害緊急時」という。)において、水道施設の応急復旧の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内で発生した災害緊急時において、給水機能を早期に回復するため、管理者の要請により組合が協力して実施する水道施設の応急復旧を図ることを目的とする。

(応援要請)

第2条 管理者は、災害緊急時において水道施設の応急復旧に組合の応援が必要であると認めるときは、組合に対して応援を要請するものとする。

(応援要請手続き)

第3条 第2条に定める応援要請は、応援要請書をもって要請する。ただし、要請書による要請のいとまがないときは、口頭により要請するものとする。

2 応援要請については、おおむね次の事項とする。

- (1)被害状況
- (2)応援場所
- (3)応援内容
- (4)応援人員
- (5)応援期間
- (6)必要とする資機材、車両など
- (7)その他必要な事項

(応援協力)

第4条 組合は、前条の規定により応援要請を受けたときは、直ちに応急復旧を行うための体制を確立し、協力できる人員、資機材等を報告の上、出動させるものとする。

13 災害時における水道施設の応急普及応援に関する協定書

2 前項の規定により出動した組合の人員は、管理者の行う応援復旧に協力し、指示に従い応急復旧に従事するものとする。

(準備体制)

第5条 組合は、管理者からの応援要請に備え、この協定による応援復旧に協力できる人員及び資機材などの状況を把握し、事前確保に努めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 管理者及び組合は、災害緊急時の情報の伝達を正確かつ迅速に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第7条 組合は、第2条の規定に基づく業務が完了したときは、次の事項を速やかに管理者に報告するものとする。

- (1) 管理者から要請のあった応急復旧に、協力した人員及び資機材等の状況
- (2) 業務内容及び場所
- (3) その他必要な事項

(経費の負担など)

第8条 この協定に基づく応急復旧応援に組合が要した経費については、管理者が負担するものとし、前条の報告後、管理者の認定を受けて管理者に請求するものとする。

2 前項の経費の算定については、管理者の積算基準に基づき算出するものとする。

3 前項の負担につき疑義が生じたときは、双方協議の上、負担すべき額を決定する。

(補償)

第9条 この協定に基づいて応援に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、応援従事者の使用者の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第10条 応急復旧に伴い、双方の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は重機、車両等に損害が生じたときは、組合はその事実発生後速やかにその状況を書面にて管理者に報告するものとし、その処置については双方協議し定めるものとする。

13 災害時における水道施設の応急普及応援に関する協定書

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、双方いずれかから何らかの意思表示がない時は、その期間満了の日の翌日からさらに一年間延長するものとし、以後も同様とする。

(情報の交換)

第12条 管理者及び組合は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、双方協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月23日

橋本市水道事業管理者  
橋本市長 木下善之

橋本市水道工事業協同組合  
代表理事 上野正



## 14 災害時における応急復旧応援に関する協定書

### (和歌山自動車整備振興会紀北支部)

橋本市長(以下「甲」という。)と和歌山県自動車整備振興会紀北支部(以下「乙」という。)は、橋本市内で発生した風水害、地震その他の災害の緊急時(以下「災害緊急時」という。)において、橋本市及び和歌山県自動車整備振興会紀北支部が相互に協力し、必要な災害等復旧対策を円滑に講じるため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害緊急時において、応急復旧対策を円滑に実施するにあたり必要な応援事項を定めることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 乙は、災害緊急時において甲の要請により次の各号に該当するものについて応援するものとする。

- (1)クレーン、ジャッキ、ウインチ等による被災者の救助及び応急措置
- (2)レッカー車等による緊急車両通行のための障害物の除去作業
- (3)応急復旧にかかる廃棄物、障害物の除去、搬送及び収容場所の提供
- (4)緊急応援物資の運送及び保管場所の提供
- (5)その他甲が必要とするもの及び乙の提案するもので甲が必要とするもの

(準備体制)

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合はあらかじめ提供できる場所及び資機材の事前確保に努めるものとする。

(応援要請)

第4条 甲は、災害緊急時に乙の応援が必要と認めるときは、応急復旧活動要請書をもって要請する。ただし、要請書による要請のいとまがないときは、口頭により要請するものとする。

2 乙は要請を受けた場合、速やかに第2条に定める応援をするものとする。

(報告)

第5条 乙は、次に掲げる場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1)甲から要請のあった応急復旧の応援等に着手し、及び完了したとき。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
14 災害時における応急復旧応援に関する協定書

(2)甲が必要と判断したとき。

(経費の負担等)

第6条 第4条の規定による応急復旧応援等にかかる経費は、甲が負担するものとし、乙は前条の完了報告後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙の協議の上、負担すべき額を決定する。

(補償)

第7条 この協定に基づいて応援に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、応援従事者の使用者の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第8条 応急復旧に伴い、甲乙双方の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、車両等に損害が生じたときは、乙はその事実発生後速やかにその状況を書面にて甲に報告するものとし、その処置については甲乙協議し定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから何らかの意思表示がない時は、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(補則)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を保有する。

甲 橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 木下 善之

乙 橋本市高野口町伏原257-2  
和歌山県自動車整備振興会紀北支部  
支部長 高木 宏和

---

## 15 災害時における応急復旧応援に関する協定書

(高野口運送株式会社)

---

橋本市長(以下「甲」という。)と高野口運送株式会社(以下「乙」という。)は、橋本市内で発生した風水害、地震その他の災害の緊急時(以下「災害緊急時」という。)において、橋本市及び高野口運送株式会社が相互に協力し、必要な災害等復旧対策を円滑に講じるため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害緊急時において、応急復旧対策を円滑に実施するにあたり必要な応援事項を定めることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 乙は、災害緊急時において甲の要請により次の各号に該当するものについて応援するものとする。

- (1) 緊急応援物資の仕分け、運送及び保管場所の提供
- (2) その他甲が必要とするもの及び乙の提案するもので甲が必要とするもの

(準備体制)

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合はあらかじめ提供できる場所及び資機材の事前確保に努めるものとする。

(応援要請)

第4条 甲は、災害緊急時に乙の応援が必要と認めるときは、応急復旧活動要請書をもって要請する。ただし、要請書による要請のいとまがないときは、口頭により要請するものとする。

2 乙は要請を受けた場合、速やかに第2条に定める応援をするものとする。

(報告)

第5条 乙は、次に掲げる場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 甲から要請のあった応急復旧の応援等に着手し、及び完了したとき。
- (2) 甲が必要と判断したとき。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
15 災害時における応急復旧応援に関する協定書

(経費の負担等)

第6条 第4条の規定による応急復旧応援等にかかる経費は、甲が負担するものとし、乙は前条の完了報告後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(補償)

第7条 この協定に基づいて応援に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、応援従事者の使用者の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第8条 応急復旧に伴い、甲乙双方の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、車両等に損害が生じたときは、乙はその事実発生後速やかにその状況を書面にて甲に報告するものとし、その措置については甲乙協議し定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから何らかの意思表示がない時は、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(補則)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月18日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 木下 善之

乙 和歌山県橋本市学文路154番地の7  
高野口運送株式会社  
代表取締役 野口 知

---

## 16 災害時における応急復旧応援に関する協定書

(株式会社アクティオ)

---

橋本市長(以下「甲」という。)と株式会社アクティオ(以下「乙」という。)は、橋本市内で発生した風水害、地震その他の災害の緊急時(以下「災害緊急時」という。)において、橋本市及び株式会社アクティオが相互に協力し、必要な災害等復旧対策を円滑に講じるため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が災害緊急時において、応急復旧対策を円滑に実施するにあたり必要な応援事項を定めることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 乙は、災害緊急時において甲の要請により次の各号に該当するものについて応援するものとする。

- (1) 仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材等の提供
- (2) その他甲が必要とするもの及び乙の提案するもので甲が必要とするもの

(準備体制)

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合はあらかじめ提供できる場所及び資機材の事前確保に努めるものとする。

(応援要請)

第4条 甲は、災害緊急時に乙の応援が必要と認めるときは、応急復旧活動要請書をもって要請する。ただし、要請書による要請のいとまがないときは、口頭により要請するものとする。

2 乙は要請を受けた場合、速やかに第2条に定める応援をするものとする。

(報告)

第5条 乙は、次に掲げる場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 甲から要請のあった応急復旧の応援等に着手し、及び完了したとき。
- (2) 甲が必要と判断したとき。

(経費の負担等)

第6条 第4条の規定による応急復旧応援等にかかる経費は、甲が負担するものとし、乙は前条の完了報告後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(補償)

第7条 この協定に基づいて応援に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、応援従事者の使用者の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第8条 応急復旧に伴い、甲乙双方の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、車両等に損害が生じたときは、乙はその事実発生後速やかにその状況を書面にて甲に報告するものとし、その措置については甲乙協議し定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから何らかの意思表示がない時は、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(補則)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を保有する。

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 木下 善之

乙 東京都中央区日本橋3-12-2  
株式会社アクティオ  
代表取締役 小沼 光雄

---

## 17 災害時等の応援に関する申合せ

---

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と橋本市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、橋本市の区域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全及び安心を確保し、国民生活の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- (1) 橋本市内で重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 橋本市災害対策本部が設置されたとき。
- (3) その他甲又は乙が必要とするとき。

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報の収集・提供（情報連絡員（以下「リエゾン」という。）の派遣を含む。）
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む。）
- (3) 災害に係る専門家の派遣
- (4) 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
- (5) 甲が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣
- (6) 通行規制等の措置
- (7) その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。この場合において、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にし、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に当該活動場所を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合は、甲は、橋本市の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。この場合において、甲及び乙は、相互の連絡は甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる図面その他の資料を当該派遣隊に提供するものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申合せに関する疑義又は定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年8月29日

甲 近畿地方整備局長 谷本光司

乙 橋本市長 木下善之



## 18 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

### （趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協定区間）

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

### （災害の範囲）

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

### （応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （1）災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （2）発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- （3）その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

### （応援要請の方法）

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害発生の日時、場所及び被害の状況
- （3）災害発生現場の気象状態
- （4）災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- （5）場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （6）応援に要する資機材の品目及び数量
- （7）その他の必要事項

### （防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。  
2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書59通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

---

## 19 災害時の医療救護活動に関する協定書

---

橋本市、かつらぎ町、九度山町及び高野町（以下「甲」という。）と、一般社団法人伊都医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、橋本市地域防災計画、かつらぎ町地域防災計画、九度山町地域防災計画及び高野町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の規定により甲から要請を受けた場合において、自医療施設での活動が困難である場合等は、医療救護班を編成し、甲が必要に応じて設置する災害時救護所等に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事由により、甲から要請を受けるいとまがないときは、乙は自らの判断で医療救護班を派遣することができる。この場合において、乙は、速やかにその旨を甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（医療救護活動の内容）

第3条 医療救護活動の内容は、次のとおりとする。

- （1）被災者に対する選別（トリアージ）
- （2）傷病者に対する応急処置及び医療行為
- （3）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （4）被災者の死亡の確認及び死体の検案
- （5）その他状況に応じた処置

（指揮命令等）

第4条 医療救護班に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第5条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携帯するもののほか、甲が供給するものとする。

- 2 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の選定）

第6条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

- 第7条 救護所における応急的な医療費は、無料とする。  
2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(医事紛争の処理)

- 第8条 医療救護班が医療救護活動の実施にあたり、診療した患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。  
2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(訓練)

- 第9条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

- 第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。  
(1) 医療救護活動の従事者に対する費用  
(2) 医療救護班が携帯した医薬品等を使用した場合の実費  
(3) 救護班の医師等が活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金  
(4) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費  
2 前項に定める費用弁償等の額の算定については、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定の例による。

(報告)

- 第11条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに医療救護班ごとに、医療救護活動や医薬品等の使用等について報告書を取りまとめ、甲に報告するものとする。  
2 乙は、医療救護活動において、医療救護班の従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときには、速やかに甲に報告するものとする。

(協定期間)

- 第12条 この協定の有効期間は、平成26年2月25日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(協議)

- 第13条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。  
2 甲と乙は、この協定を円滑に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

この協定を証するため、本5通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月25日

甲 橋本市長 木下 善之

かつらぎ町長 井本 泰造

九度山町長 岡本 章

高野町長 木瀬 武治

乙 一般社団法人 伊都医師会  
会長 前田 至規

## 20 災害時における生活物資等の供給に関する協定書

橋本市（以下「甲」という。）と株式会社ココカラファイン ヘルスケア（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な生活物資等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し住民生活の安定を図るため、生活物資等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

### （協力事項の発動）

第2条 本協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

### （協力要請）

第3条 災害時等においては、甲は、乙に対して、生活物資等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、「生活物資等の供給要請書」（別紙第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

### （物資供給等の実施）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、橋本市内にある乙の店舗より、可能な範囲内において供給協力を実施するよう、努力するものとする。

2 乙は、前条第2項の規定による甲からの要請を受けたときは、「生活物資等の供給可能報告書」（別紙第2号様式）により、可能な限り速やかに要請を受けた生活物資等について、供給可能な数量を連絡することとする。

### （物資の運搬、引渡）

第5条 第3条第2項の規定により要請した生活物資等の引渡は、原則として橋本市内にある乙の店舗にて行うこととし、引渡場所からの生活物資等の運搬は、原則として甲が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に人員を派遣し、生活物資等を確認の上、引き取るものとする。当該引き取りにより、生活物資等の所有権は乙から甲に移転し、引き取り後に生じた生活物資等の滅失、毀損、破損、変質、その他一切の損害は、乙の責めに帰すべき場合を除いて全て甲の負担とする。

### （費用の負担）

第6条 本協定に基づき、乙が甲に供給した生活物資等の対価、および乙が運搬を行った場合、その運搬費用（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
20 災害時における生活物資等の供給に関する協定書

(費用の支払)

第7条 甲は、乙からの請求書を受領したときは、その費用を支払わなければならない。  
なお、支払時期、支払方法等については、甲乙協議の上で別途定めるものとする。

(事故等)

第8条 乙は、本協定に基づく物資等の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡窓口)

第9条 本協定に関する連絡窓口は、「連絡体制表」(別紙第3号様式)により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降もこの例に従う。

(協定の解除)

第11条 甲または乙が本協定を解除しようとするときは、その3か月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

2 橋本市内において乙の店舗が無くなった場合、本協定は自動的に解除されるものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月25日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市長 木下 善之

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番地6

株式会社ココカラファイン ヘルスケア

代表取締役社長 橋 爪 薫

## 21 災害時における放送要請等に関する協定書

(FMはしもと株式会社)

橋本市（以下「甲」という。）とFMはしもと株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により甲が、乙に放送を行うことを求める場合における手続きを定めること等により、災害に関する情報を市民に円滑に提供し、もって市民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。
- (2) 「災害放送」とは、乙が甲の要請に応じ、他の放送に優先して行う災害時の臨時的放送をいう。

(災害放送の要請)

第3条 甲は、次に掲げる事項について災害放送を行う必要があると認めるときは、要請書（別記様式）をもって要請する。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 気象警報及び特別警報の発令その他災害への注意を喚起する情報
- (2) 避難勧告、避難指示、警戒区域の設置、避難場所の開設その他避難誘導等（避難時の注意事項、混乱防止の呼び掛け等）に関する情報
- (3) 市民の安否及び被害に関する情報
- (4) ライフラインの被害及び復旧に関する情報
- (5) 食料、飲料、生活必需品等の物資供給に関する情報
- (6) 救護及び医療活動に関する情報
- (7) その他甲が第1条の目的を達するために必要と認める事項

(災害放送の実施)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、当該要請に応じ、災害放送を実施するものとする。ただし、夜間等録音放送や職員不在の場合は、この限りでない。

- 2 乙は、必要と認めるときは、乙の責任において災害に関する情報を放送することができる。
- 3 前2項の規定による放送をするときは、乙は、当該放送に係る災害に関する情報の発信元に関する情報を併せて放送するものとする。



2.1 災害時における放送要請等に関する協定書

(連絡責任者)

第5条 この協定に定める事項の実施に関する連絡を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとし、連絡責任者を定めたときは直ちに相手方に通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の要請に基づく災害放送に要した費用は、乙は甲に請求しないものとする。ただし、災害放送が長期に及ぶ場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 災害放送の実施により、予定番組放送等が実施できなかったときは、乙と当該依頼人との交渉により、その解決を図るものとする。

(臨時災害放送局)

第7条 大規模災害が発生した場合において、臨時の放送局に係る免許を甲が取得したときは、甲は、当該免許に係る放送局の維持管理及び運営を乙に委託することができる。この場合において、当該維持管理及び運営に要する経費の負担は、甲乙が協議して定める。

2 前項の場合において、乙は、業務上の支障その他正当な事由がない限り、同項の放送局の維持管理及び運営を受託するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年5月21日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平木 哲朗

乙 和歌山県橋本市東家4丁目11番4号  
FMはしもと株式会社  
代表取締役 向井 景子

別記様式（第3条関係）

年 月 日

FMIはしもと株式会社

様

橋本市長

印

### 放 送 要 請 書

「災害時における放送要請等に関する協定書」に基づき、災害情報等の放送について、下記のとおり要請します。

#### 記

1. 要請の理由

2. 放送希望日時

- 緊急割込放送
- |   |  |
|---|--|
| { | <input type="checkbox"/> 通常番組をただちに遮断して、放送してください。     |
|   | <input type="checkbox"/> 通常番組に出来る限り早く割り込んで、放送してください。 |
|   | <input type="checkbox"/> 通常番組の構成を変更して、緊急番組で放送してください。 |

○ 年 月 日から 年 月 日まで

午前・午後 時 分の放送

3. 放送内容（ニュース原稿としてのふりがな・段落を付けること）

4. その他必要な事項

連絡先： 課 係 担当：  
電 話：  
FAX：

以 上

## 放送要請基準

「災害時における放送要請等に関する協定書」第3条の規定による災害放送の種類及びその内容は、次のとおりとする。

### 1. 災害放送要請可能事項

- (1) 避難準備情報及び下記に掲げる情報
  - ・ 気象警報及び特別警報
  - ・ 救援活動の情報
  - ・ 救援物資・配給に関する配備情報
  - ・ 大規模な停電、突発的な断水等の情報
  - ・ 災害発生で被災した電気、水道等の復旧及び復旧予定情報
  - ・ 道路通行止め等の情報
  - ・ 広域な火災の情報
  - ・ 行方不明情報
- (2) 避難勧告
- (3) 避難指示
- (4) 警戒区域情報
- (5) 指定河川洪水予報
- (6) 土砂災害警戒情報
- (7) 東海地震予知情報
- (8) 弾道ミサイル情報
- (9) 航空攻撃情報
- (10) ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- (11) 大規模テロ情報
- (12) その他、市長が特に必要と認めた事項

### 2. 要請に基づく放送

- (1) 甲は災害等の状況により放送局を利用することが適切と認めるときは、乙に対して、上記災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送をFAXにより文書送信し、放送要請する。
- (2) 甲は、次に掲げる事項を明らかにして要請することとする。
  - ・ 要請理由
  - ・ 放送希望日時
  - ・ 放送内容（市民への警報、通知等）
  - ・ その他必要な事項
- (3) 緊急割込放送

甲は災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、第1項の規定による災害放送要請可能事項を住民に対し緊急に周知する必要のある場合は、乙の勤務時間帯や生放送に割り込んで緊急割込放送の要請をすることができる。ただし、夜間等録音放送時や職員不在の場合はこの限りでない。

## 22 災害時におけるL Pガス等の供給に関する協定書

(和歌山県L Pガス協会橋本伊都支部)

橋本市（以下「甲」という。）と和歌山県L Pガス協会橋本伊都支部（以下「乙」という。）とは、橋本市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、橋本市災害対策本部が設置された場合、橋本市地域防災計画に基づき橋本市民の生命と財産を守る責任を果たすため応急対策業務（以下「業務」という。）を円滑に行うため、緊急用L Pガス（甲が保有する燃焼器等の設備が不足する場合に乙の保有する設備を含む。以下「L Pガス等」という。）の供給確保に関して、次のとおり協定を締結する。

### （要 請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要があると認めるときは、乙に対してL Pガス等の供給を要請することができる。

### （協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない理由がない限り要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （要請の手続）

第3条 乙に対する要請手続きは、原則として別記第1号様式の文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

2 前項の要請を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署及び連絡先を定めるとともに、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする（乙の連絡先については乙が別に作成する橋本市地域防災対策連絡系統図において防災事業所となっているL Pガス協会橋本伊都支部とする）。また、甲乙それぞれの担当部署あるいは連絡先に変更があった場合も同様に相互に連絡するものとする。

3 要請に当たって甲は提供する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

4 前項の提供する期間は、災害の状況等により甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

### （安全点検）

第4条 乙がL Pガス等を供給するときは、燃焼器具の安全点検をして供給するものとする。

### （設置場所）

第5条 L Pガス等の設置場所は甲が指定するものとする。

2 乙は設置後速やかに別記第2号様式の文書で甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が甲の要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとし、LPガス等の使用料は、災害が発生する直前における甲の調達価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項及び協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年6月30日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が相手方に対し協定解除又は変更の申し出をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年10月17日

甲 橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平木 哲朗

乙 橋本市高野口町名古屋158-3  
和歌山県LPガス協会橋本伊都支部  
支部長 森脇 勉

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
22 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書

別記第1号様式（第3条1項関係）

年 月 日

緊急用LPガス等調達要請書

和歌山県LPガス協会橋本伊都支部  
支部長 様

橋本市長

「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 災害及び応援を必要とする状況

2 応援を必要とするLPガス等の内容

必要とするLPガス等	数量等	設置場所等	設置期間

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
22 災害時におけるL Pガス等の供給に関する協定書

別記第2号様式（第5条2項関係）

年 月 日

緊急用L Pガス等納品報告書

橋本市長 様

印

「災害時におけるL Pガス等の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり納品しましたので報告します。

記

L Pガス等の内容	数量等	設置場所等	備考

## 23 災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の

### 協力に関する協定書（公益社団法人和歌山県トラック協会）

橋本市（以下「甲」という。）と公益社団法人和歌山県トラック協会（以下「乙」とう。）は、災害が発生し、橋本市災害対策本部が設置された場合、又は市町村相互の応援措置に必要な場合において、甲が乙に対して要請する輸送、荷下ろし、仕分け、管理及び積込み業務等（以下「輸送及び荷さばき業務等」という。）の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力が必要であると認めるとき、乙又は乙の会員に要請するものとする。

- （1）輸送及び荷さばき業務等
- （2）乙が供給した輸送用車両に甲の職員の同乗
- （3）災害に関する諸情報の収集
- （4）その他乙が応じることができる事項

（実施）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定により、要請するときは、要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 前3項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとし、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。（別記様式第2号）

（経費の負担）

第5条 第2条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における運賃、料金等を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第6条 第2条の規定による要請業務に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は次に掲げる場合を除き、法第84条第1項の規定による橋本市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第224号）の例により、その損害を補償する。



23 災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書

- (1) 業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合
  - (2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険付を受けることができる場合
  - (3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
  - (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用を受けることができる場合
- （協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年11月27日

甲 橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平木 哲朗

乙 和歌山市湊1414番地  
公益社団法人和歌山県トラック協会  
会長 龍田 潤三

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

公益社団法人和歌山県トラック協会  
会長 様

橋本市長

要 請 書

「災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書」に基づき、  
次のとおり要請します。

- (1) 要請事項
- (2) 要請期間（日時）
- (3) 積込み場所及び荷下ろし場所
- (4) 物資の品目及び数量
- (5) その他必要な事項

様式第2号 (第4条関係)

年 月 日

連絡体制表

甲：橋本市

	部署名	氏名	連絡先	
			TEL	代表
①	防災推進室	室長	TEL	代表 0736-33-1111
			FAX	代表 0736-33-1665
			E-Mail	bousai@city.hashimoto.lg.jp
②	防災推進室	室長補佐	TEL	同上
			FAX	同上
			E-Mail	同上

乙：公益社団法人 和歌山県トラック協会

	部署名	氏名	連絡先	
			TEL	
①			TEL	
			FAX	
			E-Mail	
②			TEL	
			FAX	
			E-Mail	

## 24 災害時における物資供給に関する協定書

(NPO 法人コメリ災害対策センター)

橋本市（以下「甲」という。）とNPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（人畜の伝染病等を含む）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、原則として別記第1号様式により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに別記第1号様式により提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
24 災害時における物資供給に関する協定書

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月15日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平木 哲朗

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎

第1号様式

平成 年 月 日

災害時における物資供給要請書

NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 様

橋本市長

「災害時における物資供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 協力要請業務

事項	内 容
要請業務	
実施日時	
物資搬送場所	
連絡先	
備考	

2. 供給要請物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

第2号様式

平成 年 月 日

災害時における物資供給業務報告書

橋本市長

様

NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長

「災害時における物資供給に関する協定」に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 協力業務

事項	内 容
要請業務	
実施日時	
物資搬送場所	
業務従事者	
従事車両	
備考	

2. 供給物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

## 25 災害時における住家の被害認定に関する協定書

(公益社団法人 日本建築家協会)

橋本市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本建築家協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

(支援協力の実施)

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

(従事者の災害補償)

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者に及ぼした損害に対する補償)

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の近畿支部和歌山地域会員の住所地又は近畿支部和歌山地域会の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

(費用の請求)

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。



第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
25 災害時における住家の被害認定に関する協定書

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 橋本市長 平木哲朗

乙 東京都渋谷区神宮前二丁目3番18号  
公益社団法人 日本建築家協会  
代表理事 芦原太郎

## 26 災害時における住家の被害認定に関する協定書

(一般社団法人 和歌山県建築士会)

橋本市（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

(支援協力の実施)

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

(従事者の災害補償)

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者に及ぼした損害に対する補償)

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の所属する支部の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

(費用の請求)

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
26 災害時における住家の被害認定に関する協定書

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 橋本市長 平木哲朗

乙 和歌山市ト半町38番地  
一般社団法人 和歌山県建築士会  
会長 池内茂雄

## 27 災害時における住家の被害認定に関する協定書

(一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会)

橋本市（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

(支援協力の実施)

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

(従事者の災害補償)

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者に及ぼした損害に対する補償)

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

(費用の請求)

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
27 災害時における住家の被害認定に関する協定書

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 橋本市長 平 木 哲 朗

乙 和歌山市ト半町38番地  
一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会  
会 長 小 川 浩

## 28 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

(株式会社 紀州環境サービス)

橋本市（以下「甲」という。）と株式会社 紀州環境サービス（以下「乙」という。）は、「橋本市地域防災計画」が想定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、生活系ごみの収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における生活系ごみの収集運搬を円滑に遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 市内において災害が発生した場合は、甲は乙に対し、橋本市地域防災計画及び橋本市災害廃棄物処理対応マニュアルに基づく業務実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第3条 この協定において「生活系ごみ」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む）のうち、し尿等及び災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により乙に通知するものとする。

（1）要請の内容

（2）生活系ごみの収集・運搬の場所

（3）生活系ごみの搬出先

（4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（2）生活系ごみ以外の異物の混入防止に努めること。

（3）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面(様式第2号)により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間
- (2) 協定業務における搬出先ごとの量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときは速やかに甲に対し、事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲及び乙が締結する生活系ごみ収集運搬業務委託契約(以下「既契約」という。)に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については、既契約に含むものとし、追加費用は発生しないものとする。

2 協定業務の遂行に関し、既契約の範囲を越える費用の支払いについては、別途契約により行うものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年2月25日

(甲) 住 所：和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
氏 名：橋本市長 平木 哲朗 印

(乙) 住 所：和歌山県橋本市御幸辻251番地の1  
氏 名：株式会社 紀州環境サービス  
代表取締役 大島 玉出 印

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

橋本市災害時生活系ごみ収集運搬業務要請書

（所在地）  
 （名称又は氏名）

橋 本 市 長

要請の内容	
生活系ごみの収集運搬の場所	（橋本市 番地） （実施場所の状況）
生活系ごみの搬出先	・広域ごみ処理場 ・橋本市最終処分場 ・仮置き場（ ） ・その他（ ）
資機材等が必要な場合 その内訳	
備 考	業務の実施に当たっては、実施場所の状況等に十分注意を払い、安全第一で実施してください。
担当者	橋本市 担当： 電 話



第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

橋本市災害時生活系ごみ収集運搬業務報告書

（あて先）橋本市長

（所在地）  
 （名称又は氏名）

業務実施場所及び期間	（橋本市 番地） （期間） 年 月 日～ 年 月 日
業務の内容	
業務に従事した者の氏名	
資機材等を使用した場合 その内訳	
備 考	
連絡先	担当者： 電 話

〈添付書類〉追加業務に係る勤務日報等を提出してください。

第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）橋本市長

（所在地）  
 （名称又は氏名）

業務作業中に事故が発生したため報告します。

事 故 報 告 書

委 託 号 車	
事故発生年月日、時間	年 月 日 午前 時 分 午後
事 故 発 生 場 所	
運 転 者 氏 名	
同 乗 者	
車 番 ・ 車 名	
事故の概要及び顛末	<添付書類>①写真(車両・現場) ②事故発生場所位置図 ③事故状況図
相手方情報 ※示談相手・運転者等の 氏名、住所、連絡先等	

## 29 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

(有限会社 紀北興業)

橋本市（以下「甲」という。）と有限会社 紀北興業（以下「乙」という。）は、「橋本市地域防災計画」が想定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、生活系ごみの収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における生活系ごみの収集運搬を円滑に遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 市内において災害が発生した場合は、甲は乙に対し、橋本市地域防災計画及び橋本市災害廃棄物処理対応マニュアルに基づく業務実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第3条 この協定において「生活系ごみ」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む）のうち、し尿等及び災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により乙に通知するものとする。

（1）要請の内容

（2）生活系ごみの収集・運搬の場所

（3）生活系ごみの搬出先

（4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（2）生活系ごみ以外の異物の混入防止に努めること。

（3）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面(様式第2号)により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間
- (2) 協定業務における搬出先ごとの量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときは速やかに甲に対し、事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲及び乙が締結する生活系ごみ収集運搬業務委託契約(以下「既契約」という。)に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については、既契約に含むものとし、追加費用は発生しないものとする。

2 協定業務の遂行に関し、既契約の範囲を越える費用の支払いについては、別途契約により行うものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年2月25日

(甲) 住所：和歌山県橋本市東家一丁目1番号  
氏名：橋本市長 平木 哲朗 印

(乙) 住所：和歌山県橋本市高野口町伏原1171番地2  
氏名：有限会社 紀北興業  
代表取締役 川本 正光 印

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

橋本市災害時生活系ごみ収集運搬業務要請書

（所在地）  
 （名称又は氏名）

橋 本 市 長

要請の内容	
生活系ごみの収集運搬の場所	（橋本市 番地） （実施場所の状況）
生活系ごみの搬出先	・広域ごみ処理場 ・橋本市最終処分場 ・仮置き場（ ） ・その他（ ）
資機材等が必要な場合 その内訳	
備 考	業務の実施に当たっては、実施場所の状況等に十分注意を払い、安全第一で実施してください。
担当者	橋本市 担当： 電 話

第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

橋本市災害時生活系ごみ収集運搬業務報告書

（あて先）橋本市長

（所在地）  
 （名称又は氏名）

業務実施場所及び期間	（橋本市 番地） （期間） 年 月 日～ 年 月 日
業務の内容	
業務に従事した者の氏名	
資機材等を使用した場合 その内訳	
備 考	
連絡先	担当者： 電 話

〈添付書類〉追加業務に係る勤務日報等を提出してください。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
29 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）橋本市長

（所在地）  
（名称又は氏名）

業務作業中に事故が発生したため報告します。

事 故 報 告 書

委 託 号 車	
事故発生年月日、時間	年 月 日 午前 時 分 午後
事 故 発 生 場 所	
運 転 者 氏 名	
同 乗 者	
車 番 ・ 車 名	
事故の概要及び顛末	<添付書類>①写真(車両・現場) ②事故発生場所位置図 ③事故状況図
相手方情報 ※示談相手・運転者等の 氏名、住所、連絡先等	

## 30 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

(株式会社 イヌイエコシステム)

橋本市（以下「甲」という。）と株式会社 イヌイエコシステム（以下「乙」という。）は、「橋本市地域防災計画」が想定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、生活系ごみの収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における生活系ごみの収集運搬を円滑に遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 市内において災害が発生した場合は、甲は乙に対し、橋本市地域防災計画及び橋本市災害廃棄物処理対応マニュアルに基づく業務実施について協力を要請するものとする。

(定義)

第3条 この協定において「生活系ごみ」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む）のうち、し尿等及び災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

(協力要請の手続)

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により乙に通知するものとする。

(1) 要請の内容

(2) 生活系ごみの収集・運搬の場所

(3) 生活系ごみの搬出先

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(協定業務の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 生活系ごみ以外の異物の混入防止に努めること。

(3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。



(実施の報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面(様式第2号)により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間
- (2) 協定業務における搬出先ごとの量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときは速やかに甲に対し、事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲及び乙が締結する生活系ごみ収集運搬業務委託契約(以下「既契約」という。)に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については、既契約に含むものとし、追加費用は発生しないものとする。

2 協定業務の遂行に関し、既契約の範囲を越える費用の支払いについては、別途契約により行うものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年2月25日

(甲) 住所：和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
氏名：橋本市長 平木 哲朗 印

(乙) 住所：和歌山県橋本市南馬場182-1番地  
氏名：株式会社 イヌイエコシステム  
代表取締役 乾 嘉晃 印

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

橋本市災害時生活系ごみ収集運搬業務要請書

（所在地）  
 （名称又は氏名）

橋 本 市 長

要請の内容	
生活系ごみの収集運搬の場所	（橋本市 番地） （実施場所の状況）
生活系ごみの搬出先	・広域ごみ処理場 ・橋本市最終処分場 ・仮置き場（ ） ・その他（ ）
資機材等が必要な場合 その内訳	
備 考	業務の実施に当たっては、実施場所の状況等に十分注意を払い、安全第一で実施してください。
担当者	橋本市 担当： 電 話

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
 30 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

橋本市災害時生活系ごみ収集運搬業務報告書

（あて先）橋本市長

（所在地）  
 （名称又は氏名）

業務実施場所及び期間	（橋本市 番地） （期間） 年 月 日～ 年 月 日
業務の内容	
業務に従事した者の氏名	
資機材等を使用した場合 その内訳	
備 考	
連絡先	担当者： 電 話

〈添付書類〉追加業務に係る勤務日報等を提出してください。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
30 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）橋本市長

（所在地）  
（名称又は氏名）

業務作業中に事故が発生したため報告します。

事 故 報 告 書

委 託 号 車	
事故発生年月日、時間	年 月 日      午前 時 分 午後
事 故 発 生 場 所	
運 転 者 氏 名	
同 乗 者	
車 番 ・ 車 名	
事故の概要及び顛末	<添付書類>①写真(車両・現場) ②事故発生場所位置図 ③事故状況図
相手方情報 ※示談相手・運転者等の 氏名、住所、連絡先等	

## 3.1 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

(株式会社 田中組)

橋本市（以下「甲」という。）と株式会社 田中組（以下「乙」という。）は、「橋本市地域防災計画」が想定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、生活系ごみの収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における生活系ごみの収集運搬を円滑に遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 市内において災害が発生した場合は、甲は乙に対し、橋本市地域防災計画及び橋本市災害廃棄物処理対応マニュアルに基づく業務実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第3条 この協定において「生活系ごみ」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む）のうち、し尿等及び災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により乙に通知するものとする。

（1）要請の内容

（2）生活系ごみの収集・運搬の場所

（3）生活系ごみの搬出先

（4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（2）生活系ごみ以外の異物の混入防止に努めること。

（3）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

実施の報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面(様式第2号)により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間
  - (2) 協定業務における搬出先ごとの量
  - (3) 協定業務に従事した期間
  - (4) その他必要な事項
- (事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときは速やかに甲に対し、事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲及び乙が締結する生活系ごみ収集運搬業務委託契約(以下「既契約」という。)に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については、既契約に含むものとし、追加費用は発生しないものとする。

2 協定業務の遂行に関し、既契約の範囲を越える費用の支払いについては、別途契約により行うものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年2月25日

(甲) 住所：和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
氏名：橋本市長 平木 哲朗 印

(乙) 住所：和歌山県橋本市吉原85-6  
氏名：株式会社 田中 組  
代表取締役 田中 満 印

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
 31 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

橋本市災害時生活系ごみ収集運搬業務要請書

（所在地）  
 （名称又は氏名）

橋 本 市 長

要請の内容	
生活系ごみの収集運搬の場所	（橋本市 番地） （実施場所の状況）
生活系ごみの搬出先	・広域ごみ処理場 ・橋本市最終処分場 ・仮置き場（ ） ・その他（ ）
資機材等が必要な場合 その内訳	
備 考	業務の実施に当たっては、実施場所の状況等に十分注意を払い、安全第一で実施してください。
担当者	橋本市 担当： 電 話

第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

橋本市災害時生活系ごみ収集運搬業務報告書

（あて先）橋本市長

（所在地）

（名称又は氏名）

<p>業務実施場所及び期間</p>	<p>（橋本市 番地） （期間） 年 月 日～ 年 月 日</p>
<p>業務の内容</p>	
<p>業務に従事した者の氏名</p>	
<p>資機材等を使用した場合 その内訳</p>	
<p>備 考</p>	
<p>連絡先</p>	<p>担当者： 電 話</p>

〈添付書類〉追加業務に係る勤務日報等を提出してください。



第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）橋本市長

（所在地）  
（名称又は氏名）

業務作業中に事故が発生したため報告します。

事 故 報 告 書

委 託 号 車	
事故発生年月日、時間	年 月 日 午前 午後 時 分
事 故 発 生 場 所	
運 転 者 氏 名	
同 乗 者	
車 番 ・ 車 名	
事故の概要及び顛末	<添付書類>①写真(車両・現場) ②事故発生場所位置図 ③事故状況図
相手方情報 ※示談相手・運転者等の 氏名、住所、連絡先等	

## 32 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

(紀和産業協業組合)

橋本市（以下「甲」という。）と紀和産業協業組合（以下「乙」という。）は、「橋本市地域防災計画」が想定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、生活系ごみの収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における生活系ごみの収集運搬を円滑に遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 市内において災害が発生した場合は、甲は乙に対し、橋本市地域防災計画及び橋本市災害廃棄物処理対応マニュアルに基づく業務実施について協力を要請するものとする。

(定義)

第3条 この協定において「生活系ごみ」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む）のうち、し尿等及び災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

(協力要請の手続)

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により乙に通知するものとする。

(1) 要請の内容

(2) 生活系ごみの収集・運搬の場所

(3) 生活系ごみの搬出先

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(協定業務の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 生活系ごみ以外の異物の混入防止に努めること。

(3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面(様式第2号)により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間
- (2) 協定業務における搬出先ごとの量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときは速やかに甲に対し、事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲及び乙が締結する生活系ごみ収集運搬業務委託契約(以下「既契約」という。)に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については、既契約に含むものとし、追加費用は発生しないものとする。

2 協定業務の遂行に関し、既契約の範囲を越える費用の支払いについては、別途契約により行うものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年2月25日

(甲) 住 所：和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
氏 名：橋本市長 平木 哲朗 印

(乙) 住 所：橋本市隅田町中島1058-60  
氏 名：紀和産業協業組合  
代表理事 寺本 典司 印

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
 32 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

橋本市災害時生活系ごみ収集運搬業務要請書

（所在地）  
 （名称又は氏名）

橋 本 市 長

要請の内容	
生活系ごみの収集運搬の場所	（橋本市 番地） （実施場所の状況）
生活系ごみの搬出先	・広域ごみ処理場 ・橋本市最終処分場 ・仮置き場（ ） ・その他（ ）
資機材等が必要な場合 その内訳	
備 考	業務の実施に当たっては、実施場所の状況等に十分注意を払い、安全第一で実施してください。
担当者	橋本市 担当： 電 話

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
 32 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

橋本市災害時生活系ごみ収集運搬業務報告書

（あて先）橋本市長

（所在地）  
 （名称又は氏名）

業務実施場所及び期間	（橋本市 番地） （期間） 年 月 日～ 年 月 日
業務の内容	
業務に従事した者の氏名	
資機材等を使用した場合 その内訳	
備 考	
連絡先	担当者： 電 話

〈添付書類〉追加業務に係る勤務日報等を提出してください。

第3編 資料編 第3部 協定・覚書  
32 災害発生時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書

第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）橋本市長

（所在地）  
（名称又は氏名）

業務作業中に事故が発生したため報告します。

事 故 報 告 書

委 託 号 車	
事故発生年月日、時間	年 月 日      午前 時 分 午後
事 故 発 生 場 所	
運 転 者 氏 名	
同 乗 者	
車 番 ・ 車 名	
事故の概要及び顛末	<添付書類>①写真(車両・現場) ②事故発生場所位置図 ③事故状況図
相手方情報 ※示談相手・運転者等の 氏名、住所、連絡先等	

---

### 33 災害時における要援護者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 (社会福祉法人 紀之川寮)

---

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害、地震等の災害等（以下「災害等」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、橋本市（以下「甲」という。）が社会福祉法人 紀之川寮（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所の指定)

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

- (1) 救護施設 悠久の郷
- (2) 知的障害者更生施設 悠久の杜

(福祉避難所の利用対象者)

第5条 福祉避難所の利用対象者は、要綱第5条に掲げる者とする。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第7条 要綱第8条に基づき乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲

33 災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

乙協議して定めるものとする。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定書は、締結の日から適用する。
- 2 この協定書締結をもって、平成18年8月11日付け「災害時における要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を廃止する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平 木 哲 朗

乙 和歌山県橋本市東家905  
社会福祉法人 紀之川寮  
理 事 長 向 井 嘉 久 藏



---

## 34 災害時における要援護者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(社会福祉法人 光誠会)

---

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害、地震等の災害等（以下「災害等」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、橋本市（以下「甲」という。）が社会福祉法人 光誠会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所の指定)

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

(1) 特別養護老人ホーム ひかり苑

(2) 特別養護老人ホーム 天佳苑

(福祉避難所の利用対象者)

第5条 福祉避難所の利用対象者は、要綱第5条に掲げる者とする。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第7条 要綱第8条に基づき乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

34 災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定書は、締結の日から適用する。

2 この協定書締結をもって、平成18年8月11日付け「災害時における要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を廃止する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平木哲朗

乙 和歌山県橋本市隅田町中島1058-56  
社会福祉法人 光誠会  
理事長 堀畑光久

---

## 35 災害時における要援護者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(社会福祉法人 ゆたか会)

---

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害、地震等の災害等（以下「災害等」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、橋本市（以下「甲」という。）が社会福祉法人 ゆたか会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所の指定)

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

(1) 身体障害者療護施設 リハビリ橋本

(福祉避難所の利用対象者)

第5条 福祉避難所の利用対象者は、要綱第5条に掲げる者とする。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第7条 要綱第8条に基づき乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

35 災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定書は、締結の日から適用する。
- 2 この協定書締結をもって、平成18年8月11日付け「災害時における要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を廃止する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平 木 哲 朗

乙 和歌山県橋本市柱本22  
社会福祉法人 ゆたか会  
理事長 田 倉 妙 子

---

## 36 災害時における要援護者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合)

---

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害、地震等の災害等（以下「災害等」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、橋本市（以下「甲」という。）が伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所の指定)

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

(1) 養護老人ホーム 国城寮

(2) 特別養護老人ホーム 国城寮

(福祉避難所の利用対象者)

第5条 福祉避難所の利用対象者は、要綱第5条に掲げる者とする。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第7条 要綱第8条に基づき乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

36 災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定書は、締結の日から適用する。

2 この協定書締結をもって、平成18年8月11日付け「災害時における要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を廃止する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平木哲朗

乙 和歌山県橋本市隅田町河瀬907  
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合  
管理者 平木哲朗

---

## 37 災害時における要援護者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 (社会福祉法人 橋本福祉会)

---

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害、地震等の災害等（以下「災害等」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、橋本市（以下「甲」という。）が社会福祉法人 橋本福祉会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所の指定)

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

(1) 知的障害者通所授産施設 夢あじさい

(福祉避難所の利用対象者)

第5条 福祉避難所の利用対象者は、要綱第5条に掲げる者とする。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第7条 要綱第8条に基づき乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

37 災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定書は、締結の日から適用する。
- 2 この協定書締結をもって、平成18年8月11日付け「災害時における要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を廃止する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平木哲朗

乙 和歌山県橋本市恋野1417-1  
社会福祉法人 橋本福祉会  
理事長 辻本賢三



---

## 38 災害時における要援護者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(社会福祉法人 筭憩会)

---

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害、地震等の災害等（以下「災害等」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、橋本市（以下「甲」という。）が社会福祉法人 筭憩会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所の指定)

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

(1) 障害者総合社会復帰施設 あるべじお

(福祉避難所の利用対象者)

第5条 福祉避難所の利用対象者は、要綱第5条に掲げる者とする。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第7条 要綱第8条に基づき乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

38 災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定書は、締結の日から適用する。
- 2 この協定書締結をもって、平成18年8月11日付け「災害時における要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を廃止する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平木 哲朗

乙 和歌山県橋本市野5-1  
社会福祉法人 筍憩会  
理事長 中井 康人

---

## 39 災害時における要援護者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(社会福祉法人 博寿会)

---

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害、地震等の災害等（以下「災害等」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、橋本市（以下「甲」という。）が社会福祉法人 博寿会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所の指定)

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

(1) 特別養護老人ホーム さくら苑

(福祉避難所の利用対象者)

第5条 福祉避難所の利用対象者は、要綱第5条に掲げる者とする。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第7条 要綱第8条に基づき乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

39 災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定書は、締結の日から適用する。
- 2 この協定書締結をもって、平成18年8月11日付け「災害時における要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を廃止する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平木哲朗

乙 和歌山県橋本市東家6-7-26  
社会福祉法人 博寿会  
理事長 山本博晟

---

## 40 災害時における要援護者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(社会福祉法人 椋の樹福祉会)

---

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害、地震等の災害等（以下「災害等」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、橋本市（以下「甲」という。）が社会福祉法人 椋の樹福祉会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所の指定)

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

(1) 知的障害者通所授産施設 むくのき

(福祉避難所の利用対象者)

第5条 福祉避難所の利用対象者は、要綱第5条に掲げる者とする。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第7条 要綱第8条に基づき乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

40 災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、締結の日から適用する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平 木 哲 朗

乙 和歌山県橋本市高野口町名古曾724  
社会福祉法人 椋の樹福社会  
理 事 長 原 田 祐 輔

---

## 4 1 災害時における要援護者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 (社会福祉法人 六地学園)

---

(趣旨)

第2条 この協定は、風水害、地震等の災害等（以下「災害等」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、橋本市（以下「甲」という。）が社会福祉法人 六地学園（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所の指定)

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

(1) 児童養護施設 六地学園

(福祉避難所の利用対象者)

第5条 福祉避難所の利用対象者は、要綱第5条に掲げる者とする。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第7条 要綱第8条に基づき乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

4.1 災害発生時における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、締結の日から適用する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市長 平木哲朗

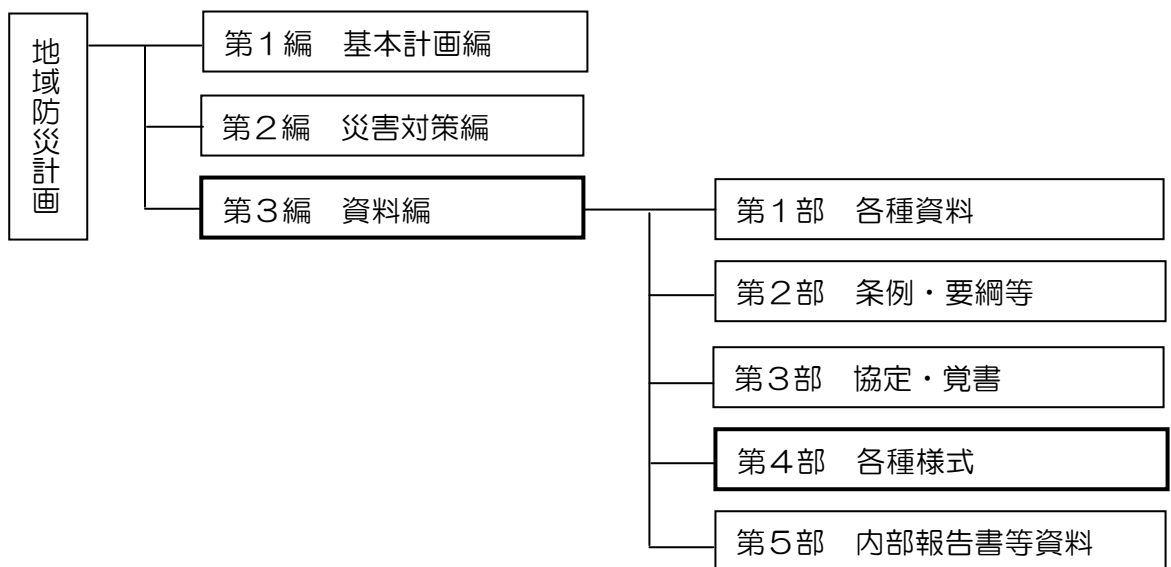
乙 和歌山県橋本市橋谷325  
社会福祉法人 六地学園  
理事長 船井芳孝



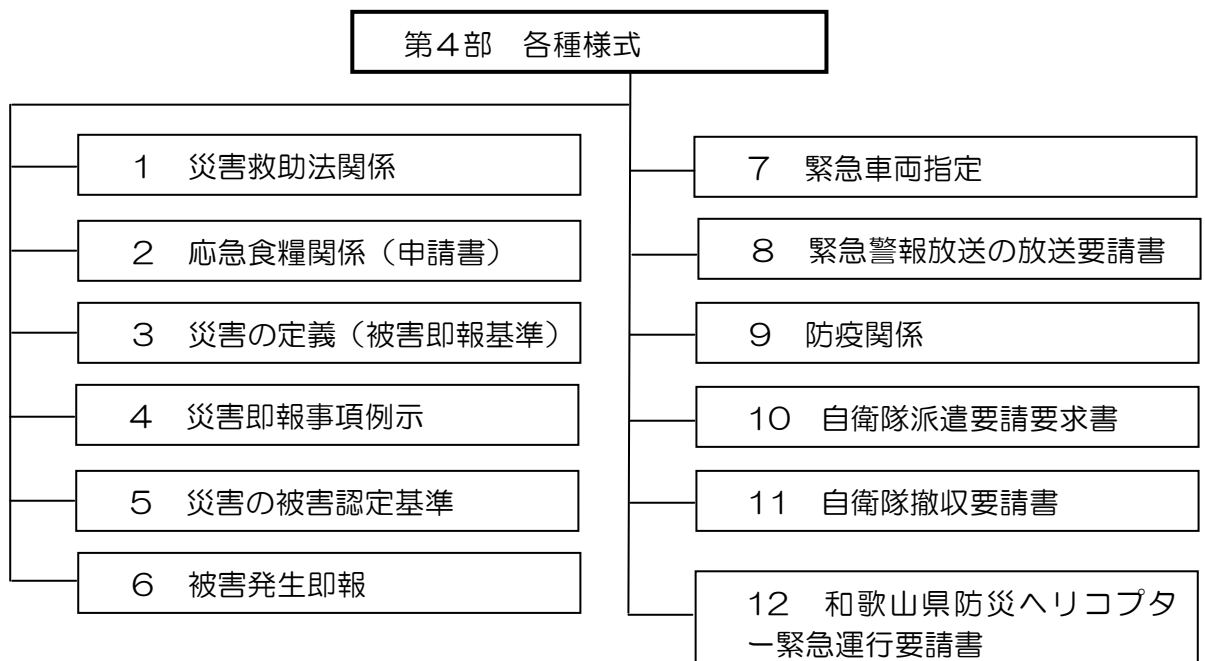
# 第3編 資料編

## 第4部 各種様式

### 【第3編 資料編の体系】



### 【第4部 各種様式の体系】



## 1 災害救助法関係

## (1)「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難場所設置費 1人1日当たり 310円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難場所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅が得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は、別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい 2 高齢者等の要援護者等の数人以上に供与する施設を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難場所に避難している者 2 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊事できない者	1日1人当たり1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水および炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の7日以内	輸送費、人件費は別途計上

第3編 資料編 第4部 各種様式

1 災害救助法関係

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																								
被服寝具 その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																								
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">世帯人数</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上 1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>17,800</td> <td>22,900</td> <td>33,700</td> <td>40,400</td> <td>51,200</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>29,400</td> <td>38,100</td> <td>53,100</td> <td>62,100</td> <td>78,100</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,800</td> <td>7,800</td> <td>11,700</td> <td>14,200</td> <td>18,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,400</td> <td>12,300</td> <td>17,400</td> <td>20,600</td> <td>26,100</td> <td>3,400</td> </tr> </tbody> </table>	区分		世帯人数						1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700	半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500	冬	9,400
区分		世帯人数																																										
		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算																																					
全壊 全焼 流失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500																																					
	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700																																					
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500																																					
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400																																					
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上																																								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産および流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																								

第3編 資料編 第4部 各種様式

1 災害救助法関係

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり547,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書および教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具および通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から(教科書)1ヶ月以内 (文房具および通学用品)15日以内	1 備蓄物資は、評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。

第3編 資料編 第4部 各種様式

1 災害救助法関係

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
遺体の処置	災害の際、死亡した者について、遺体に関する処理(埋葬を除く)をする	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400円以内  一時保存 既存建物借上費 通常の実費  既存建物以外 1体当たり 5,200円以内  検索 救護班以外は、慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費および賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療および助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が行われる期間内	

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当および旅費は、別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 救助期間早見表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	~20	~1ヶ月
①災害にかかった者の救出																	
②避難所の設置 ③炊き出しその他による食品の給与 ④飲料水の供給																	
⑤火葬 ⑥遺体の搜索 ⑦遺体の処理 ⑧被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 ⑨障害物の除去																	
⑩助産（助産を実施できる期間は、分娩した日から7日以内の期間）																	
⑪医療																	
⑫学用品の給与																	
⑬応急仮設住宅の給与（着工）																	
⑭災害にかかった住宅の応急処理（完了）																	

(3) 救助日報

救助日報

報告機関		報告機関	
受信者		報告期限	

避難所開設	開設期間	開設日時	日 時
		閉設予定日	日 時
	既存建物	箇所数	箇所
		収容人員	人
野外仮設	箇所数	箇所	
	収容人員	人	

炊き出し	炊出期間	開始月日	月 日
		終了予定日	月 日
	炊出箇所数		箇所
	炊出人員	朝	人
		昼	人
夕		人	
計		人	

給水	供給地区数		
	供給実人員		
	供給水量		
	給水期間 給水方法	開始月日	
終了予定日			

学用品支給	県から受入、前日繰越		点	
	本日支給	小学生	全失世帯	点(人)
			半焼(床上浸水)世帯	点(人)
		中学生	全失世帯	点(人)
			半焼(床上浸水)世帯	点(人)
	翌日への繰越量			

埋葬救助	前日までの火葬		体
	本日火葬	大人	体
		小人	体
		計	体
火葬終了予定年月日		月 日	

死体の搜索	死体	搜索を要する遺体	体
		本日の発見遺体	体
		今後の要搜索遺体	体
	搜索の方法		
搜索終了予定年月日		月 日	

仮設住宅	着工月日	月 日 戸
	完工月日	月 日 戸
住宅修理	着工月日	月 日 戸
	完工月日	月 日 戸

被生服活 寝必 具需 給品 与	県から受入、前日繰越		点
	本日 支給	半失床上浸水世帯	(世帯)点
		全失世帯数	(世帯)点
	翌日への繰越量		点

医療および 助産 救助	医療班	医療班出勤数		箇所
		救助地区		
		診療者数	医療	人
	助産		人	
	医療 機関	医療	施設数	箇所
			診療人員	人
		助産	施設数	箇所
			診療人員	人
	救出終了予定日		月 日	
	救出の方法			
死亡原因別人員				

死体処理	死体処理	遺体洗浄	体
		遺体縫合	体
		遺体消毒	体
	死保 体存 の	既存建物利用	箇所
		仮設建物	箇所
	遺体の保存期間		
	今後の処理を要する遺体		体
遺体処理終了予定月日		月 日	

障害物 除去	障害物除去を要する数		戸
	本日除去した戸数		戸
	今後除去を要する戸数		戸
	障害物除去の予定月日		月 日

輸送	公用車使用		台
	借上車使用		台
	救助の種類		

人夫	人夫雇上数		人
	従事作業その他		

備考		







(6) 義援金品受領書 (様式3号)

No.	
<b>義 援 金 品 受 領 書</b>	
(住所氏名)	
	殿
1 現金	<u>金</u> _____ <u>円也</u>
2 物資	_____ <u>梱包</u>
ただし、 _____ 災害の義援金品として上記のとおり受領しました。	
平成	年 月 日
	機関名
	(取扱者： _____ 印)

(注1) 複写式として、事前に機関別の通し番号を付けておく。

(注2) 控えは、義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。

(注3) 物資区分は、実情に即して記載する。





## 2 応急食糧関係（申請書）

### （1）応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書（様式1号）

応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書

橋 第 号  
平成 年 月 日

伊都振興局長

取扱者：橋本市 部 課

- 1 給食を必要とする理由
- 2 申請数量
- 3 給食対象人員
- 4 給食延食数
- 5 受渡場所（複数の場合は、場所別数量）

(2) 災害救助用米穀緊急引渡申請書 (様式2号)

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

〇〇〇都道府県知事 (市町村長) 印

災害救助用米穀の緊急引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡場所	引渡方法	備考

### 3 災害の定義（被害即報基準）

区分	事項	種別	基準	
火災等即報	一般事項	火災 特定の事故	①死者が3人以上生じたもの ②死者および負傷者の合計が10人以上生じたもの	
	個別基準	火災	建物	①特定防火対象物で死者の発した火災 ②高層建築物の11階以上の階、地下街または準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③大使館、領事館、国指定重要文化財または特定違反對象物の火災 ④建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑤損害額1億円以上と推定される火災
			林野火災	①焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの ②空中消火を要請したもの ③住家等へ延焼のおそれがある等社会的に影響度が高いもの
		交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの ①航空機火災 ②タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ③トンネル内車両火災 ④列車火災	
		その他	以上のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの	
		危険物に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上発生したもの。 ③周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの、又は爆発事故により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの ④500k1以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故 ⑤海上、河川への危険物等流出事故 ⑥高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故	
	原子力災害	地震、火災その他の災害により、放射性物質または放射性発生装置による被害が発生したもの、又はおそれがあるもの		
	その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの		
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。		
	事 救 即 報	救 急 救 助		1 死者5人以上の救急事故 2 死者および負傷者の合計が15人（交通事故または急病の場合にあっては30人以上）以上の交通事故 3 要救助者が5人以上の救助事故 4 覚知から救助完了までの所要時間が、5時間以上を要した救助事故 5 その他社会的に影響度が高い事故

第3編 資料編 第4部 各種様式

3 災害の定義（被害即報基準）

災害 即報	<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害救助法の適用基準に合致するもの</li><li>2 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの</li><li>3 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1つの都道府県における被害は、軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</li><li>4 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの</li><li>5 災害による被害が当初は軽微であっても、今後1～4の要件に該当する被害に発展するおそれのあるもの</li><li>6 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの</li><li>7 その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの</li></ol>
----------	--



直接即報基準（消防庁および県への報告）

区 分	種 別	基 準
火災等即報	交通機関の火災	1 航空機火災 2 タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3 トンネル内車両火災 4 列車火災
	石油コンビナート等 特別防災区域内の事故	1 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2 危険物、高圧ガス、毒物ガス等の漏えいで応急処置を必要とするもの
	危険物に係る事故	1 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 2 負傷者が5名以上発生したもの 3 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆破事故で、当該工場等の施設内または周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 4 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えいで、次に該当するもの ①海上、河川への危険物等が流出し防除・回収等の活動を要するもの ②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 5 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	1 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの 2 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者から消防機関に通報があったもの 3 原子力災害対策特別措置法第10条の規程により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の通報が市町村長にあったもの 4 放射性同位体元素等取扱事業者に係る火災であって、放射性同位体元素又は放射線の漏えいがあったもの
救急救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2 バスの転落等による救急・救助事故 3 ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 4 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5 その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
武力攻撃災害速報	1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規程する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出とその他の人的又は物的災害 2 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第1項に規程する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	
災害即報	地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）	

## 4 災害即報事項例示

事 項	例 示
1 市町村災害対策本部設置状況	台風〇〇号接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第〇号配備体制（職員約〇〇名配置）を指示
2 主要河川、ため池の情報 （水位、溢水箇所、決壊箇所等）	〇〇川は〇〇地点において〇〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。 〇〇川は〇〇地点において〇時頃〇メートルにわたり決壊し、浸水家屋多数発生、現在水防団員〇〇名が出動し、応急復旧作業中
3 主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は〇時頃崖くずれのため〇〇地点において不通となった、復旧の見通しは現在のところ不明。 〇時以降管内のバス交通はすべて運休。
4 電力通信関係の情報 （停電状況、途絶状況等）	〇時以降管内〇〇地区約〇〇〇戸が停電中。 〇時以降〇〇〇と〇〇〇地区町の電話不通。
5 水道施設関係の情報 （断水状況等）	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中、給水車〇台を派遣し応急給水中（今後自衛隊の派遣を要請するかも知れない。）。
6 ガス施設関係の情報 （供給停止状況等）	〇時以降〇〇地区約〇〇がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
7 避難関係の情報 （避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所）	〇〇川が〇〇地区で決壊するおそれがあるので、〇時〇〇地区約〇〇〇世帯に対し避難命令を発令した。 現在約〇〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
8 死傷者の発生状況 （人数原因等、死傷者の姓名、性別、年齢）	〇〇時頃〇〇において、崖崩れのため男〇名が生き埋めになった。 現在地元消防団員約〇〇〇名が出動し、救出に当たっている。
9 住家の被害状況 （全壊、全焼、流出、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等）	〇〇川が〇〇地区において、溢水し付近の住宅約〇〇戸が床上浸水した。 昨日来の豪雨により、管内の河川が確各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約〇〇〇戸の浸水家屋が発生しているもよう。 なお、今後も増加する見込みである。（災害救助法適用基準に達するかも知れない。）
10 非住家の被害状況 （学校、公民館公共施設、その他主要な建物の被害状況）	〇時頃〇〇小学校の講堂、瞬間最大風速〇〇メートルの強風により倒壊した。
11 市町村災害対策本部のとした主な応急対策状況	〇〇地区に〇〇時に避難命令を発令。 現在〇〇避難所に収容中の〇〇名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇川決壊箇所に消防団員約〇〇〇名を出動させ応急復

4 災害即報事項例示

事 項	例 示
<p>12 県への要望事項 (市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達あっ旋などに関する要請等)</p>	<p>〇〇川が決壊したので、水防用の土のう〇〇〇袋支給調達して送付してほしい。                  〇〇部洛が孤立しているので、カンパン〇〇戸を空輸してほしい。                  防疫用の薬剤〇〇〇、至急調達してほしい。</p>
<p>13 災害写真 (フィルムおよび説明書を添付したもの)</p>	<p>住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋梁の流出その他重要な公共建物の倒壊等被害状況写真。</p>
<p>14 大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者の出た事故)</p>	<p>原因、場所、負傷者の状況、執られつつある措置。</p>
<p>15 作業日報</p>	<p>市各班における主要の活動状況について、毎日 17 時現在で取りまとめ報告する。ただし、緊急なものについては、その都度行う。                  報告すべき事項は、おおむね次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置状況（開設、閉設の日時）</li> <li>2 避難指示の状況、避難場所設置状況（箇所数、人員）</li> <li>3 消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数）</li> <li>4 応援措置、救助活動の概要</li> <li>5 音信不通、状況の把握出来ない地区名</li> </ol>

## 5 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月末まで治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同住宅を営んでいる者については、原則として宿泊者等を1世帯として取り扱う。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に浸した程度のも、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を越えた程度のもをいう。または、全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	一部損壊	損壊の程度が半壊に至らない程度の損壊で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラスが2～3枚割れた程度のもを除く。
非住の家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
田畑被害	流出・埋没	耕土が流出し、または砂利等の堆積のため耕作が不備となったもの。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県道および市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下、同じ。）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋梁を除いたものとする。
	橋梁流出	市町村道以上の道路に架設した橋を一部または全部流出し、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川および2級河川（河川法の適用または準用される河川）の堤防、またはため池、灌漑水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

第3編 資料編 第4部 各種様式

5 災害の被害認定基準

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	鉄道不能	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、および流失し所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行出来ない程度の被害を受けたものをいう。
	通信被害	電信、電話が災害によって故障し、通信不能となった回線をいう。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするものをいう。
被害世帯数	被災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	被災人員	被災世帯の構成員をいう。
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設、または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する補助対象となる施設をいう。例えば、農地、農業用施設等である。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、砂防施設、道路、港湾、漁港等である。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、真珠、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

## 6 被害発生即報

### (1) 様式1号「各種被害発生即報」

		発信者 受信者	
		年 月 日	時 分 現在
地区名	被害の程度	被害の種類	正確度

備考：被害の程度は、被害甚大、被害大、被害小、被害なしの4段階に区分する。

区分別		略号	基準
1	被害甚大	A	1町内の半数以上が半壊、半焼、床上浸水程度の被害
2	被害大	B	1町内の半数以上が一部破損、床上浸水程度の被害
3	被害小	C	1、2よりも被害が少ないと思われるもの
4	被害なし	D	

(2) 第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く。

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )	( 鎮庄日時 ) ( 鎮火日時 )	( 月 日 時 分 )			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟計棟 部分焼棟 計 棟 ぼや棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>	
				建物焼損表面積	m <sup>2</sup>	
				林野焼損面積	a	
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救助・救急活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(3) 第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1.石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2.危険物に係る事故事故名
  - 3.原子力施設等に係る事故
  - 4.その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ( )	物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ( )			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢)人		負傷者等	
			重症	
			中等症	
			軽症	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事 業 所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)		台	
	消防団		台	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
その他		人		
災害対策本部等の設置状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分			
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



(4) 第3号様式 (救助・救急事故)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1. 救急事故 2. 救助事故 3. 武力攻撃災害 4. 緊急対処事態		
発生日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人( 人 )
	計 人	重症 人( 人 ) 中等症 人( 人 ) 軽症 人( 人 )	
	不明人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救助・救急 活動の状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注1) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注2) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(5) 第4号様式 (その1) [災害概況即報]

[災害概況即報]

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 ( 第 報 )

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時		
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	住家	全壊	棟	一部破損
		負傷	人	計		半壊	棟	床上浸水
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)		(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(6) 第4号様式 (その2) [災害状況即報]

(被害状況即報)

都道府県			区分		被害		
災害名	災害名		田	流失・埋没	ha		
	報告番号	第 報 ( 月 日現在)		冠水	ha		
報告者名			区分	被害	畑	流失・埋没	ha
	冠水	ha					
			文教施設		箇所		
			病院		箇所		
人的被害	死者		人	道路		箇所	
	行方不明者		人	橋りょう		箇所	
	負傷者	重傷	人	河川		箇所	
		軽傷	人	港湾		箇所	
住家被害	全壊		棟	その他	砂防		箇所
			世帯		清掃施設		箇所
			人		崖くずれ		箇所
	半壊		棟		鉄道不通		箇所
			世帯		被害船舶		隻
			人		水道		戸
	一部損傷		棟		電話		回線
			世帯		電気		戸
			人		ガス		戸
	床上浸水		棟		ブロック塀等		箇所
			世帯				
			人				
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯
			世帯		り災者数		人
人			火災発生		建物	件	
非住家	公共建物	棟	危険物		件		
	その他	棟	その他		件		

区 分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県			
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農業被害	千円		災 害 適 用 市 法 町 村 名	計	団体		
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救助・救急等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ 災害ボランティアの活動状況</li> </ul>							

※被害額は省略することができるものとする。

## 7 緊急車両指定

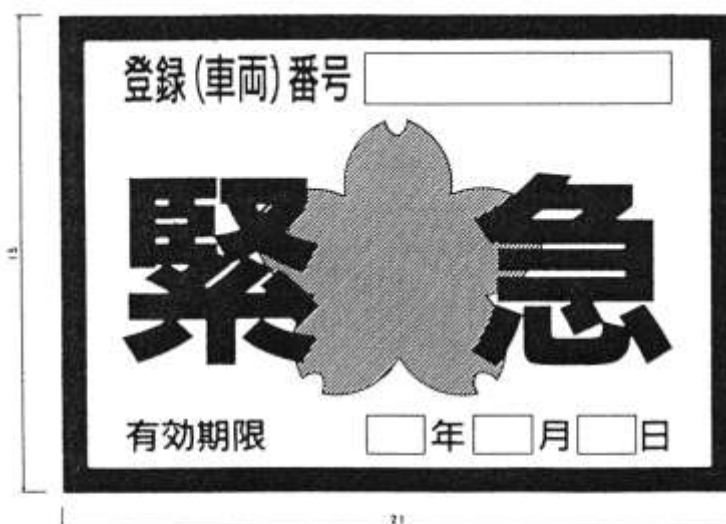
### (1) 緊急通行車両確認申請書

緊急通行車両確認申請書		年 月 日
知事 公安委員会		申請者住所 (電話番号) 氏名 印
行政機関等の 名称等	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関
	3 地方公共団体（執行機関を含む。）	4 指定公共機関
	5 指定地方公共機関	6 その他（ ）
	名称（ ）	
業務の内容	1 警報の発令等	2 消防等の応急措置
	4 児童生徒等の教育	5 施設等の応急復旧
	7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保
	10 その他（	9 災害の防御等
		）
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）		
車両の 使用者	住所	電話番号（ ）
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

(2) 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示 されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては、 輸送人員又は品名)		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

(3) 緊急通行車両確認標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 8 緊急警報放送の放送要請書

発信者	
受信者	

年 月 日 時 分

和歌山県緊急警報放送要請  
橋災本第 号

日本放送協会  
和歌山放送局長

殿

和歌山県知事  
(橋本市長)

印

### 緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条の規定により、次のとおり放送要請します。

#### 記

##### 1 要請理由

- 1 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため
- 2 災害時の混乱を防止するため
- 3 (市町)長から依頼があったため
- 4 .....

##### 2 放送事項

##### 3 その他

#### 要請文

橋本市長から、今日 時 分 ..... 橋本市の .....

..... について、次のように緊急警報放送の要請がありましたので、お伝えします。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

## 9 防疫関係

### (1) 災害状況報告書（様式1号）

#### 災害状況報告書

受信者氏名		受信日時	平成 年 月 日
送信者氏名		所属部署	

第\_\_\_\_報

報告 機関名		発生 年月日	年 月 日	月 日 時	現在の 状況		災害の 原因	
-----------	--	-----------	----------	----------	-----------	--	-----------	--

#### 1 被害の概要

市町村名	全戸数	全壊	半壊	流出	床上浸水	床下浸水	計	被害率	そ族昆虫駆除地域指定	代執行の必要の有無	災害救助法適用の有無	発生患者数					備考
												患者	疑似	保菌者	計	死者	

2 感染症予防法第28条によるそ族昆虫駆除に関する地域指定の要否

3 災害防疫所要経費概算額

4 感染症指定病院の被害の概略

5 その他参考となる事項



(2) 防疫活動実施状況報告書(様式2号)

防疫活動実施状況

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	備考	
月	区 分	赤痢患者 発生数				前年同期 赤痢患者 発生数				防疫活動を している市 町村数 〔応援を除く〕	防疫活動を している 保健所数 〔含む〕	保健所職員 の防疫活動 従事者数 〔雇上職員 を含む〕	本庁職員 の防疫活動 従事者数 〔雇上職員 を含む〕	清潔方法 を行った戸 数	そ族昆虫 駆除を行っ た戸数	感染症予 防法による 家用水の 供給を受け た人員	災害救助 法による飲 料水の供	検病調査 人員	細菌検査 実施件数	集団避難 所数	集団避難 所の収容 人員		
		真症	疑似	保菌者	死者	真症	疑似	保菌者	死者														
/	当日																						
	累計																						
/	当日																						
	累計																						
/	当日																						
	累計																						
/	当日																						
	累計																						
/	当日																						
	累計																						
計	週間																						
	累計																						

(注) 報告に際しての注意事項

- ① 「1 赤痢患者発生数」とは、り災市町村における赤痢患者発生数をいう。
- ② 「2 前年同期赤痢患者発生数」とは、「1 赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
- ③ 「7 清潔方法を行った戸数」、「8 消毒方法を行った戸数」及び「9 そ族昆虫駆除を行った戸数」とは、感染症予防法の規定により、市町村又は都道府県が実施したものをいう。
- ④ 「16 備考」には、り災地域における赤痢以外の感染症患者数、臨時感染症指定医療機関設置数、同収容患者数および代執行による実施戸数(清潔方法、消毒方法、そ族昆虫駆除の別に再掲)その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。
- ⑤ 防疫活動終了のときは、その旨報告すること。
- ⑥ 防疫活動状況報告の第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

---

## 10 自衛隊派遣要請要求書

---

年 月 日

和歌山県知事

様

橋本市長

### 自衛隊派遣要請要求書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区 域
  - (2) 活動内容
- 4 その他

---

## 1 1 自衛隊撤収要請書

---

年 月 日

和歌山県知事 様

橋本市長

### 自 衛 隊 撤 収 要 請 書

年 月 日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記の通り要請いたします。

記

- 1 撤収日付
- 2 撤収を要請する理由

## 12 和歌山県防災ヘリコプター緊急運行要請書

### 和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	TEL		発信者
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
3 活動内容	調査	広報	撮影
	輸送 (品名数量	傷病者搬送	空中消火
	)	救急	救助
		その他 (	)
4 発生場所及び発生時間	市町村	地内	
	(発生時間) 平成 年 月 日	午前・午後	時 分
	(目標)		
	(離着陸場所)		
5 現地の気象条件	天候	風向	風速
	視程 m	気象予警報 (	気温
		警報・注意報)	
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別 (全国波, 県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		

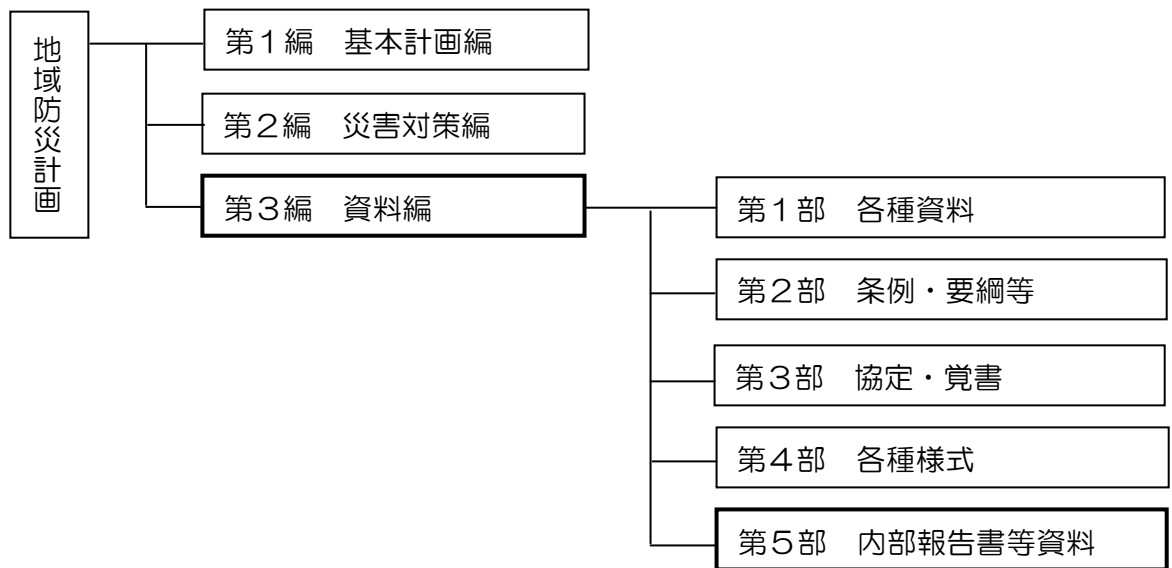
8	
要請を必要とする理由	* 災害の状況, 要請する活動内容, 受け入れ体制を記入すること (救助の場合には, 事故の原因, 事故の状況, 人数等も記入のこと)
目標	別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ, 住宅地図のページ数を明記のこと

和歌山県防災航空センター	TEL 0739-43-5897	受信者
	FAX 0739-43-5899	

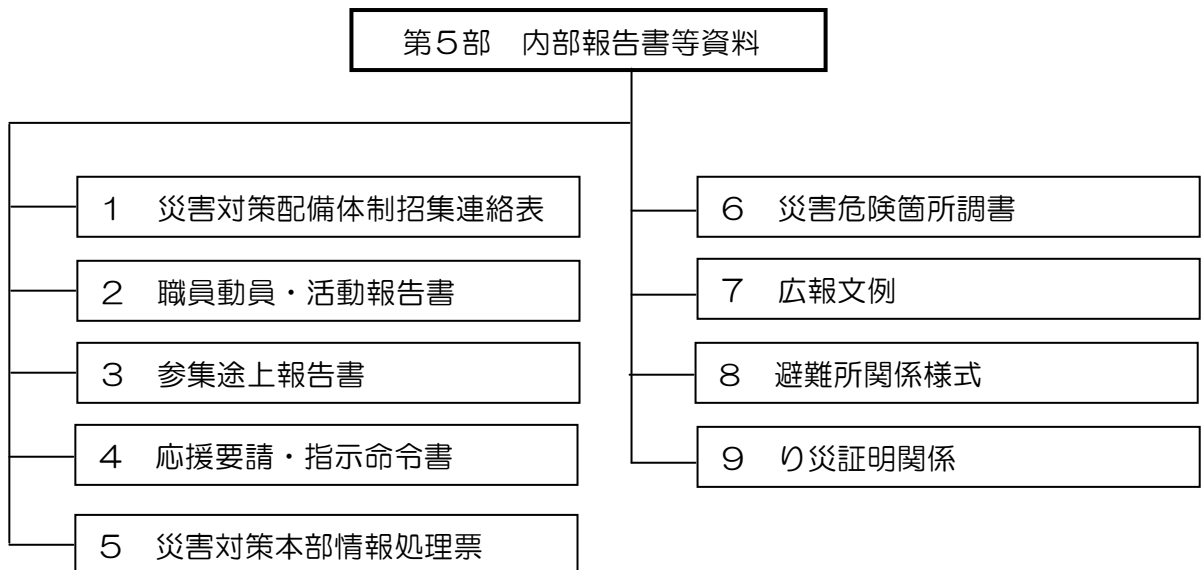
## 第3編 資料編

### 第5部 内部報告書等資料

#### 【第3編 資料編の体系】



#### 【第5部 内部報告書等資料の体系】



1 災害対策配備体制招集連絡表

災害対策配備体制招集連絡表

部 班

◎班長：氏名 \_\_\_\_\_ 電話 自宅 \_\_\_\_\_  
 (所属長) 勤務地(直通) \_\_\_\_\_  
 (内線) \_\_\_\_\_

◎動員の系統、動員の順序、連絡方法等

警戒2号体制	警戒3号体制	災対第1 配備要員	災対第2 配備要員	災対第3 配備要員
				氏名
		氏名	氏名	電話
		電話	電話	氏名
氏名	氏名			電話
電話	電話			氏名
		氏名	氏名	電話
		電話	電話	氏名
				電話
		氏名	氏名	氏名
		電話	電話	電話
氏名	氏名			氏名
電話	電話			電話
		氏名	氏名	氏名
		電話	電話	電話
				氏名
				電話

## 2 職員動員・活動報告書

( 枚のうち 枚)

### 職員動員・活動報告書

報告者： \_\_\_\_\_

所属部班： \_\_\_\_\_

職員番号	氏名	出勤時間	出勤場所	活動内容
役職名				
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		

(注1) 各班ごとに、別葉とすること。

(注2) 時刻表示は、24 時制で記入すること。

総合調整部職員班

あて

平成 年 月 日

### 3 参集途上報告書

#### 参集途上情報報告書

月 日 時 分

所 属		氏名	
参集ルート	例) △△町 → ○○町 → 市庁舎		
参集手段	徒歩・自転車・バイク・自家用車・その他( )		
目撃した家屋・建物等の倒壊現場	有・無		
	位置：1 例) △△町家屋倒壊（1軒） 2 ○○町マンション倒壊 3		
目撃した火災現場	有・無		
	例) △△町（付近） 日 時 分		
道路通行に障害のあった箇所	有・無		
	例) △△町（付近） 日 時 分		
その他の被害情報			
概要図（位置図・状況図）			
報告ルート：各職員→班長（所属長）→本部員→ →災対本部（総務部防災推進室）			



## 4 応援要請・指示命令書

### 応援要請書（受信用）

受信日時	年 月 日 時 分			受信者	
要請者	部 班			氏名	
応急対策事項					
作業の内容					
就労場所					
要請内容	必要人員	人	必要車両		
携行品等					
その他必要事項					

### 応援指示命令書

下命日時	年 月 日 時 分			取扱者	
派遣部班	部 班			受令者	
派遣人員	以下 名				
派遣車両					
無線呼出名称	ぼうさいはしもと				
その他指示事項					

## 5 災害対策本部情報処理票

橋本市災害対策本部情報処理票（情報受付・連絡・指示控書）

連絡者：住所：\_\_\_\_\_

受付時刻： 月 日 時 分

氏名：\_\_\_\_\_

受信者名：\_\_\_\_\_

内 容	関係部・班	対応・指示内容
発生・覚知時刻： 月 日 時 分		確認・指示時刻： 月 日 時 分

※注意：時刻はすべて24時間制で記入すること。

伝達経路：本部員（受付者）→各担当部長（報告）→事務局

## 6 災害危険箇所調書

### (1) 災害危険箇所調書

#### 災害危険箇所調書

番号	危険度	災害種別	所在地	被災予測		過去の被災	避難所等	現況および 対策・その他
				世帯	人口			

## (2) 災害危険箇所調書記入要領

### 災害危険箇所調書記入要領

- 1 番号 通し番号を記入し、危険箇所地図に標示する番号と同一とする。
  - 1 危険度 危険度は、次により区分する。
    - ア Aランク  
人命、住家等に多大なる被害を与えることが予想される著しく危険な箇所
    - イ Bランク  
人命、住家または公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所
    - ウ Cランク  
急迫の被害は予想されないが、現状のまま放置しておけば人命、住家または公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所
    - エ Dランク  
急迫の被害は予想されないが、現状のまま放置しておけば、人命、住家には影響がなくとも、公共施設または田畑、山林等に被害を与えることが予想される危険な箇所
  - 2 災害の種類
    - ア 河川  
(記入例－〇川溢水による床上床下浸水、〇川堤防決壊による……等)
    - イ ため池  
(記入例－〇池決壊による、〇池漏水による……等)
    - ウ 通路  
(記入例－〇山落石による〇道不通、〇道路冠水による不通……等)
    - エ 危険宅地、造成地  
(記入例－擁壁亀裂、裏山崩壊……等)
    - オ 地滑り  
(記入例－隆起、滑動……等)
    - カ 急傾斜地  
(記入例－亀裂、崖面崩壊……等)
    - キ 低地浸水  
(記入例－床上床下浸水……等)
    - ク その他  
高層建築物等
- 3 過去の被災、過去の主要災害を記入
- 4 現況および対策その他、おおむね次のとおり区分される。
  - ア 応急措置－災害期を前に実施する応急措置を記入
  - イ 当面の措置－応急措置とともに住民の生命と財産を守るため、事前に連、避難計画、活体制等の計画を記入
  - ウ 恒久対策－防災工事、河川改修事業等長期対策を記入
  - エ 問題点－措置不能等の理由を記入
  - オ その他－業者に対する指示、指導の方法、内容等を記入

---

## 7 広報文例

---

(1) 伝達内容

伝達文は、住民が短時間で内容を理解でき、避難行動の内容が的確に伝わるものとなるよう留意すること。

発令者、発令時間、対象地区(対象者)、避難勧告等の種類、避難すべき理由、避難の時期、避難場所、注意事項
---

例 ○ 避難準備情報の伝達文

こちらは橋本市です。ただ今、〇〇(避難すべき理由)により〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を発令しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇へ避難してください。

○ 避難勧告の伝達分

こちらは橋本市です。ただ今、〇〇(避難すべき理由)により〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。直ちに〇〇(学校等)へ避難してください。なお、浸水(崖崩れにより)により〇〇道は通行できません。

○ 避難指示の伝達分

橋本市長の〇〇です。ただ今、〇〇時〇〇分〇〇地区に対して避難指示を発令しました。大変危険な状況です。避難中の方々は直ちに〇〇(学校等)への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水(崖崩れにより)により〇〇道は通行できません。

年 月 日

火災地区住民への避難指示広報

伝達依頼先

「こちらは、橋本市災害対策本部です。  
町（丁目） の皆さん、ただいま避難命令が出ました。  
現在〇〇地区の火災が△△方向へ燃え広がっています。  
落ち着いて、□□□□へ避難してください。」

避難所の開設状況広報

「こちらは、橋本市災害対策本部です。  
避難所の設置場所についてお知らせします。  
橋本市では、被災された方のために、〇〇小学校、◇◇中学校、………に避難所を開設しました。  
お困りの方は直接避難所へおいでください。  
なお、ケガをされた方のために、〇〇の避難所には救護所を開設しています。  
あわせて、ご利用ください。」

年 月 日

避難住民への状況説明

伝達依頼先

■堤防等の決壊時の説明例

「災害状況について橋本市災害対策本部からお知らせします。

\_\_\_\_\_川については、\_\_\_\_\_橋の\_\_\_\_\_流\_\_\_\_\_メートル付近で、\_\_\_\_\_町側の堤防が切れました。

水量は、減っていく方向にありますが、今後、本流量が増えるとの連絡がダムからあり、\_\_\_\_\_時ごろが最大の放流量となりますので、今しばらく様子を見る必要があります。

また、現在も消防機関や市が堤防の補強作業を行っております。

総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。

なお、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。

■橋梁落下時の説明例

「災害状況について橋本市災害対策本部からお知らせします。

\_\_\_\_\_川については、\_\_\_\_\_橋の\_\_\_\_\_線の\_\_\_\_\_橋が落ちました。上流からの放水量がはっきりするまで、今しばらく様子を見る必要があります。

また、現在も消防機関や市が堤防の補強作業を行っております。

総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。

このあとも、新しい情報が入り次第、皆さんにはお知らせしますので、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。

年 月 日

避難住民への状況説明	伝達依頼先
<b>■地震時の説明例</b>	
「災害状況について橋本市災害対策本部からお知らせします。	
本日 時 分に発生しました地震の震源地は _____ で震源の深さ _____、地震の規模はM _____ でした。	
気象庁からの発表によると今後も余震が続く見込みです。	
また、現在も消防機関や市が警戒にあたっています。	
総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。	
このあとも、新しい情報が入り次第、皆さんにはお知らせしますので、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。	



年 月 日

避難解除伝達	伝達依頼先	
<p>■帰宅可能な場合の説明例</p> <p>「皆様にお知らせします。</p> <p>ただいま、橋本市災害対策本部から、今後の危険がなくなったため、避難解除の指示がありました。</p> <p>現在まで、この付近の被害の程度は、_____で ありました。お気を付けてお帰りください。」</p> <p>■応急復旧等により帰宅不可能な場合の説明例</p> <p>「皆様にお知らせします。</p> <p>ただいま、橋本市災害対策本部から、今後の危険がなくなったので、避難解除の指示がありました。</p> <p>しかしながら、_____町（丁目）一帯は、現在も_____のため、応急復旧作業を行っています。</p> <p>災害の危険は遠ざかりましたが、二次災害防止の措置が完了するまで、今しばらく待機をお願いします。」</p> <p>飲料水・食糧等の供給状況広報</p> <p>「こちらは、橋本市災害対策本部です。</p> <p>被災された方への飲料水・食糧等の供給についてお知らせします。</p> <p>飲料水は、現在〇〇公園、◇◇小学校、………で配っています。</p> <p>また、〇〇小学校、◇◇中学校に避難所を開設し、食糧・毛布などを配っています。</p> <p>どうぞ、ご利用ください。」</p>		

## 8 避難所関係様式

### (1) 拠点避難所運営のチェックリスト(資料1)

#### 【拠点避難所開設のチェックリスト】

項目	主な対応内容
<input type="checkbox"/> 1. 避難場所の開設・点検 (P. 4)	施設の安全確認など
<input type="checkbox"/> 2. 避難場所運営組織の立ち上げ (P. 6)	避難場所運営の中心人物を選出
<input type="checkbox"/> 3. 居住グループの編成 (P. 7)	世帯を基本単位に居住グループを編成
<input type="checkbox"/> 4. 部屋(区画)割り (P. 7)	施設管理者と協議し、利用する部分を明確にする
<input type="checkbox"/> 5. 避難者名簿の作成 (P. 8)	世帯ごとに避難者名簿に記入

(対応内容の詳細については、本編P. 4 避難場所における基本的事項を参照)

#### 【各活動班における業務のチェックリスト】

<b>総務班の仕事</b>	<b>被災者管理班の仕事</b>
<input type="checkbox"/> 1. 運営本部会議の事務局 (P. 20)	<input type="checkbox"/> 1. 避難者名簿の管理 (P. 23)
<input type="checkbox"/> 2. 避難場所運営情報の記録 (P. 20)	<input type="checkbox"/> 2. 問い合わせへの対応 (P. 25)
<input type="checkbox"/> 3. 生活ルールの作成 (P. 21)	<input type="checkbox"/> 3. 取材への対応 (P. 26)
<input type="checkbox"/> 4. 地域との連携 (P. 21)	<input type="checkbox"/> 4. 郵便物・宅急便の取り次ぎ (P. 26)
<b>情報班の仕事</b>	<b>食料・物資班の仕事</b>
<input type="checkbox"/> 1. 避難場所内外情報収集 (P. 27)	<input type="checkbox"/> 1. 食料・物資の調達、受入、管理、配給 (P. 32)
<input type="checkbox"/> 2. 避難場所外向け情報発信 (P. 28)	<input type="checkbox"/> 2. 炊き出し (P. 36)
<input type="checkbox"/> 3. 避難場所内向け情報発信 (P. 30)	
<b>施設管理班の仕事</b>	<b>保健・衛生班の仕事</b>
<input type="checkbox"/> 1. 危険箇所への対応 (P. 37)	<input type="checkbox"/> 1. 衛生管理 (P. 39)
<input type="checkbox"/> 2. 防火・防犯 (P. 37)	<input type="checkbox"/> 2. ごみ (P. 39)
	<input type="checkbox"/> 3. 風呂 (P. 40)
<b>災害時要援護者班の仕事</b>	<input type="checkbox"/> 4. トイレ (P. 41)
<input type="checkbox"/> 1. 災害時要援護者の支援 (P. 47)	<input type="checkbox"/> 5. 清掃 (P. 42)
<b>ボランティア班の仕事</b>	<input type="checkbox"/> 6. ペット (P. 42)
<input type="checkbox"/> 1. ボランティアの受入・活動調整 (P. 48)	<input type="checkbox"/> 7. 医療・介護活動 (P. 43)
	<input type="checkbox"/> 8. 水の管理 (P. 45)

(各班の対応内容の詳細については、本編の該当ページを参照)

(2) 建物被災状況チェックシート(資料2)

コンクリート造等建築物

(手順)

1. 避難所従事職員や施設管理者がいない場合で、早急に施設内への避難が必要な場合、避難者が2人以上で、このチェックシートにより、目視による点検を行います。
2. 質問1から順番に点検を行い、質問1～6(外部の状況)までで、B又はCと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。
3. 危険と認められた場所については、貼り紙をするなどして立入禁止とします。
4. このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、橋本市へ連絡し、被災建築物応急危険度判定士による判定を待ちます。

拠点避難所名 : \_\_\_\_\_

点検実施日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

点検実施者名 : \_\_\_\_\_

次の質問の該当するところに○を付けてください

質 問	該当項目
1 隣接する建物が傾き、避難場所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ B 傾いている感じがする C 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜しているような感じがする C あきらかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
6 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている、落下している (Cの回答はありません)
7 床が壊れましたか？	A いいえ B 少し傾いている、下がっている C 大きく傾斜している、下がっている

8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
11 その他、目についた被害を記入してください。 (例：塀が傾いた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど) ..... ..... .....	

【判断基準】

1. 質問1～10を集計します。

A	B	C

2. 必要な対応をとります。

◎ C の答えが一つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、橋本市へ連絡し、他の避難場所への移動等、必要な対応を検討します。

◎ B の答えが一つでもある場合は、『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、橋本市へ連絡し、専門家による応急的な補修を行う等必要な措置を講じます。

◎ A のみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

※ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検してください。

※ このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであるため、橋本市へ連絡し、出来るだけ早く被災建築物応急危険度判定士による判定を受けてください。

(3) 避難者名簿 (資料3)

		居住グループ			
		グループ			
入所年月日	年 月 日	性別	男・女	家屋の 被害状況	居住の可否 (可・否) 全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通
ふりがな 世帯主氏名		年齢	歳		
		避難確認			
資格・特技		所属自治会			
住所		車		車種	ナンバー
		ペット		有 (種類 ) 無	
電話番号		携帯番号			
緊急連絡先 ※必ず記入 してください	氏名				
	住所				
	電話番号				
家族 構成	氏名	続柄	性別	資格・特技等	避難確認
避難者名簿の掲示・公開 ※1 同意する・同意しない					
その他、特に申告する必要があること (負傷、疫病の状況や特別な配慮が必要であるなど)					

※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親戚縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

退所状況		
退所年月日	年 月 日	
退所 後 連絡 先	住所	
	電話番号	携帯番号
	備考	入所継続家族等ありましたら、記入してください。

(4) 拠点避難所生活のルール (資料4)

避難場所生活のルール

- 1 この避難場所は地域の防災拠点です。
- 2 避難場所は、電気、水道などのライフラインが復旧し、仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。(状況により、規模の縮小や統合もあります。)
- 3 避難者は、世帯単位で避難者名簿に記入してください。  
○避難場所を退所するときは、転出先を連絡してください。  
○犬、猫などの動物類を居室に入れることは原則禁止です。
- 4 職員室、保健室、調理室などは避難場所運営に必要となるため使用禁止です。  
○「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示には必ず従ってください。  
○避難場所では、利用する部屋を移動していただくことがあります。
- 5 食料・物資は必ず全員に行き届くとは限りません。  
○食料・物資が不足する場合は、配布基準を決めます。  
○食料・物資は在宅の被災者にも配布します。  
○ミルク・おむつなどは必要な方に配布します。
- 6 消灯は、夜\_\_\_\_\_時です。  
○廊下は点灯したままとし、居室は消灯します。  
○避難場所の運営・管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 7 携帯電話での通話については所定の場所でのみ可能とします。  
○居室ではマナーモードに設定し、通話は禁止とします。
- 8 衛生管理のため、避難場所内を清潔に保ちます。  
○居室空間は各世帯で清掃を行い、ごみは各世帯の責任で分別して捨てます。  
○共有空間については、避難者全員が協力して清掃を行います。
- 9 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止します。

(5)事務引継書（資料5）

# 事務引継書

引継日	年	月	日
避難場所名			
担当者	前任者	後任者	
業務内容			
業務における注意点			
避難者からの要望事項等			
対応状況			
情報共有事項			
その他			

## (6) 拠点避難所運営記録簿（資料6）

年 月 日 ( ) 天気		記入者
避難者数	新規入所者数	退所者数
世帯 ( 人)	世帯 ( 人)	世帯 ( 人)
<b>拠点避難所運営本部会議内容</b>		
	<b>連絡事項</b>	
総務班		
被災者管理班		
情報班		
食料・物資班		
施設管理班		
保健・衛生班		
災害時要援護者班		
ボランティア班		
<b>【会議での検討事項】</b>		
<b>【行政からの伝達事項】</b>		
<b>【拠点避難所内の主な出来事】</b>		



(7)外泊届用紙(資料7)

氏名			居住グループ
			グループ
外泊先	(住所)	(電話番号)	
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
同行者			
			計 人
緊急連絡先	(電話番号)		

○ 外泊時は必ずこの用紙に記入し、居住グループのグループリーダーに渡してください。

(8)取材用受付用紙(資料8)

受付日時		退所日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
代表者	氏名		
	所属		
	連絡先(住所・電話番号)		
同行者	氏 名	所 属	
取材目的	※オンエア、記事掲載などの予定日： 年 年 日		
避難場所側付添者			
特記事項			
(名刺貼付場所)			



(10) 拠点避難所状況報告書(資料10)

拠点避難所状況報告書(第 報)

防災活動拠点( ): TEL( ) FAX( )

拠点避難所名					
送信者		受信者			
報告日		年 月 日	避難場所FAX/TEL		
現在の避難者数		世帯数	世帯・人数	人(うち要援護者 人)	
運営状況	避難場所運営本部	編成済み・未編成	周辺状況	避難場所の安全確認	未実施・安全・要注意・危険
	活動班	編成済み・未編成		ライフライン	断水・停電
	居住グループ	編成済み・未編成			ガス停止・電話不通
避難場所運営本部 会長名・連絡先					
		対応状況		要望等	
連絡事項	総務班				
	被災者管理班				
	情報班				
	食料・物資班				
	施設管理班				
	保健・衛生班				
	災害時要援護者班				
	ボランティア班				
緊急を要する事項(具体的に箇条書き)					
対処すべき事項(具体的に箇条書き)					

※ 避難場所を開設した際には、災害対策本部へこの様式により報告します。  
(第1報においては分かるものだけで報告してもかまいません。)

(1 1)食料・物資依頼伝票(資料1 1)

避難場所用	発信日時		年 月 日 ( ) 時 分	
	避難場所名			
	住所			
	TEL			
	FAX			
	担当者名			
	No.	依頼項目	数量	備考 (サイズ等)
	①			
	②			
	③			
	④			
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				

災害対策本部用	受信日時		年 月 日 ( ) 時 分	
	担当者名			
	発注業者			
	運送業者			
	出荷可能数量	No.	備考 (サイズ等)	

- 一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数字で注文してください。
- 備考欄には、サイズ等の規格を記入してください。
- 食料・物資班の担当者は必ず控えを残しておいてください。



(13)食料管理簿(資料13)

(日付)

	品 目	保管場所	/	/	/	/	/
長期保存可能な食品	米						
	アルファ米						
	乾パン						
	インスタントラーメン						
	インスタントスープ						
	缶詰						
炊き出し用の食品	生肉						
	野菜						
	生卵						
	練り製品						
	生麺						
	果物						
調味料	ミネラルウォーター						
	お茶						
	ジュース						
	コーヒー						
その他	粉ミルク						

(14) 物資管理簿 (資料14)

(日付)

品 目		保管場所	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣類	上着					
		ズボン					
		下着					
		靴下					
		パジャマ					
	女性衣類	上着					
		ズボン・スカート					
		下着					
		靴下・ストッキング					
		パジャマ					
	子ども衣類	上着					
		ズボン・スカート					
		下着					
		靴下					
		パジャマ					
	その他	大人用靴					
		子ども用靴					
		スリッパ					
生活用品	生理用品						
	大人用おむつ						
	乳児用おむつ						
	ティッシュペーパー						
	トイレットペーパー						
	シャンプー・リンス						
	石鹸						
	洗剤						
	歯ブラシ						
	歯磨き粉						
台所用品	鍋・フライパン						
	包丁						
	皿						
	箸・スプーン・フォーク						



(15) ペットの飼育ルール (資料15)

ペットの飼い主の皆さんへ

避難場所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは人とペットが気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

- ① ペットは、指定された場所で、必ず繋いで飼うか、ケージ（オリ）の中で飼ってください。
- ② ペットの体や飼育場所は、常に清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないように努めてください。
- ③ ペットの苦情や危害の防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で排便させ、必ず後始末を行ってください。
- ⑤ 餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ ペットもストレスを感じていますので、逃がさないように注意してください。
- ⑨ ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他用品）と当面の餌は、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、保健・衛生班を通じ、避難場所運営本部に相談してください。
- ⑩ 万が一、他の避難者とのトラブルが生じた場合は、保健・衛生班を通じ、避難場所運営本部まで届け出てください。





## (18) 災害時要援護者の留意事項 (資料18)

区分	避難場所での留意事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮します。</li> <li>・体育館等床面が滑りやすい施設の場合はマットやシーツ等を敷く等、転倒防止するよう配慮する。</li> <li>・認知症高齢者については、あわただしい雰囲気であると、落ち着かなくなる傾向があります。できるだけ雑音の少ない場所などを本人と家族のために確保しましょう。</li> <li>・徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらったり、見守っていただくよう依頼しましょう。</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災による精神的なショック、避難場所での人間関係のストレスから体調にも影響を及ぼしやすいので、一人で悩まず、感じていることを話せるように配慮したり、カウンセリングや健康相談を実施して、不安を軽減できるように努めます。</li> <li>・食事については、弁当やインスタント食品が中心となると塩分の摂取量が増加したり、タンパク質やビタミンなどが不足がちになるため、可能な限りバランスの良い食事がとれるように配慮するとともに、十分な量の食事がとれているか確認します。</li> <li>・産婦については、授乳やオムツ換え、夜泣きなどに考慮して、授乳室や育児室を設置しましょう。</li> </ul>
災害孤児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼少であると、一人で避難所生活を送ることが困難です。周囲の大人による見守りが必要です。</li> <li>・突然肉親が居なくなったことにより、精神的に不安定となることがあるため、心のケアが必要になります。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所における各部屋や窓口の案内等の掲示板は、外国語あるいはイラスト等でわかりやすく伝えるほか、日本語の表記をひらがななどで容易にするように心がけます。</li> <li>・地震・台風等の自然災害の経験が乏しい外国人においては、日本人より精神的に不安定になる可能性があるため、心理的不安への配慮も必要です。</li> </ul>
視覚障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮します。</li> <li>・食事、トイレ、入浴などの情報は、必ず読み上げて、伝達します。</li> <li>・トイレなど部屋の配置がわかるように避難場所の中を案内します。</li> <li>・通路などに歩行の妨げになる物がないか、気をつけます。</li> </ul>
聴覚・言語障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声による連絡事項は、必ず文字で提示します。</li> <li>・手話や筆談、口話などにより情報を伝えます。</li> <li>・手話通訳者、要約筆記者の配置に努めます。</li> <li>・出来るだけ早くファックスを設置し、知人などへの連絡に配慮します。</li> </ul>

区分	避難場所での留意事項
肢体不自由 のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくてすむように配慮します。</li> <li>・通路に障害物がないか気をつけ、車いすや松葉杖の利用者が通れるスペースを確保します。避難場所のトイレが使用できない場合があるので、本人によく確認します。</li> </ul>
内部障がい のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疲れやすいなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えているので、できるだけ負担をかけないようにします。</li> <li>・常時使用することが必要な医療機器（酸素ボンベ等）や医薬品を調達します。</li> <li>・医療行為を受ける必要のある人は自主的に申し出てもらい、早急に受け入れ病院の確認や移送手段を確保します。</li> </ul>
知的障がい のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。また、治療や投薬が欠かせない人もいるので、障がいの状況に応じた支援を行います。</li> <li>・トイレ、食事、入浴などの情報が理解できているか、声をかけ確認します。</li> <li>・出来る限り顔を知っている人等にそばにいてもらうようにします。</li> </ul>
発達障がい のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠回しな言い方やあいまいな表現は理解しにくい場合があるので、具体的に短い言葉でゆっくりと分かりやすく、やさしい口調で話しかけます。</li> <li>・否定的な言動には過敏な人が多いので、「〇〇しない」ではなく「〇〇しましょう」と肯定的な言葉がけをします。</li> <li>・パニック状態になっている場合は、刺激しないよう、また危険がないように配慮しながら、落ち着くまでしばらく見守ります。カづくで押さえつけることは逆効果となります。</li> </ul>
精神障がい のある 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不安を感じさせない穏やかな対応が必要です。</li> <li>・相手の伝えたいことをゆっくりと、根気よく聞くようにします。</li> <li>・落ち着いて、ゆっくりと具体的な言葉で分かりやすく説明します。必要に応じて繰り返します。</li> <li>・薬を正しく服用しているか注意するとともに、何らかの症状が出た時には、早急に医療救護所やかかりつけの医師に相談するようにします。</li> </ul>
難病患者 人工透析患者 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者については、疾患に応じた医薬品の確保、配布など早急に対応が必要です。</li> <li>・人工透析患者については、早急に透析医療の確保（確保日数の目安は透析間隔である3～4日以内）が必要です。</li> <li>・人工呼吸器装着者については、電力の停止が生命に直結することから最優先の救助を必要とします。</li> <li>・在宅酸素療法や薬物療法が継続的に必要な患者に対して早急に医療確保が必要となります。</li> </ul>

(19) ボランティアの活動ルール (資料19)

ボランティア活動に参加される方へ

当避難場所内においてボランティア活動を行う場合に、以下の点にご注意いただくようよろしくお願いいたします。

- ▼ 事前に社会福祉協議会等において保険の加入手続きを済ませてください。
  - 当避難場所において、災害ボランティアの登録や保険の加入手続きをすることはできません。
- ▼ ボランティア活動記録簿の記入をお願いします。
  - 当避難場所においては、ボランティア活動記録簿に記入していただきます。
  - 記入後、担当者から依頼内容について詳しく説明しますので、指示に従ってください。
  - また、避難場所では、胸や腕などに見えやすい位置に、必ず当方で用意した（名札・腕章等）を付けてください。
- ▼ 体調管理等にはご注意ください。
  - ボランティアの皆さまには危険な仕事はお願いしませんが、万が一疑問があれば、作業に取りかかる前に担当者にご相談ください。
  - 体調の変化や健康管理には、各自でご注意の上、決して無理をしないようお願いいたします。
- ▼ 避難者のプライバシー保護にご協力ください。
  - 原則として、依頼された場所での活動をお願いします。避難者の心情に配慮し、居住空間への無断での立ち入りは控えてください。
  - 避難場所内の撮影をする場合は、必ず避難者の許可をとってください。
- ▼ 活動終了後は報告してください。
  - 活動が済みましたら、担当者もしくは受付に申し出て確認を受けてください。

(20) ボランティア活動記録簿 (資料20)

受付年月日	年 月 日
整理番号	
記録担当者	

		この避難場所 での活動回数		初回 ・ 回目	
ふりがな 氏名 団体名		性別		職業： 活動人数：男性 名 女性 名	
住所	〒 電話 ( 方)				
緊急時 連絡先	氏名：		電話： 携帯：		
活動内容					
活動期間	月 時	日 分	から	月 時	日 (予定) 分 まで
ボランティア保険 加入の有無	有 ・ 無				

※ ここで知り得た個人情報は、目的のため以外は使用しません。

※ 団体に登録する場合は、代表者氏名を記入し、団体の構成員については各団体の代表者が必ず把握してください。

活動終了日	年 月 日
-------	-------







(3) り災証明書

(表面)

第 号							り 災 証 明 書						
世帯主氏名								家族数					
住所													
り 災 事 項	災害の原因												
	り災年月日時				年 月 日		時 分						
	被災場所												
	り 災	住家	自家、住家、全壊、半壊、全焼、大規模半壊、半焼、流失、床下浸水、床上浸水										
		家財	流失、減失、焼損、き損				分の1以上						
世 帯	生命	死亡		人、重傷		人、行方不明		人					
	その他												
世 帯 人 員	氏 名	続柄	性別	年齢	学年	備 考							
上記のとおり、り災したことを証明する。													
年 月 日													
橋本市長													

(注1) 本証明書の大きさは、A4とする。

(注2) り災状況の「住家」と「家財」は、該当事項に「○」印をつけること。

(裏面)

月 日	救護状況等

1 救助用物資の受領にあたっては、本証明書の提出をしないと支給されません。

2 物資等を受領したときは、「救護状況等」の記載を確認してください。

(注)「救護状況等」欄は、できるだけ詳細に記載し、責任者が認印を押す。

(4) 仮り災証明書

仮り災証明書						
番号						
	り災者住所					
	世帯主氏名					
1	り災の種類					
2	被害の状況					
3	世帯					
	内	大人	男	人	女	人
		小人	男	人	女	人
		乳児		人		
4	その他					
<p>上記のとおり、り災したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10%;">橋本市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10%;">印</p>						
注意事項						
1 この証明書は月日時において本証明書と切り替えますから、必ず持参して下さい。						
2 この証明書では、救助用の物資の支給その他の救助は受けられませんから、必ず本証明書に切り替えてください。						

(注1) この証明書の大きさは、A4とする。

(注2) 記載事項のうち、内容の明確でないときは、判明事項のみ記載し、他は斜線で抹消する

